

2024 年度  
自己点検・評価報告書

名城大学

## 目次

第1章 理念・目的	1
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	23
第4章 教育課程・学習成果	28
第5章 学生の受け入れ	50
第6章 教員・教員組織	59
第7章 学生支援	69
第8章 教育研究等環境	83
第9章 社会連携・社会貢献	96
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	105
第2節 財務	117

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と  
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

#### <大学の理念（立学の精神）の適切な設定>

本学は、1926年に開設された名古屋高等理工科講習所を前身としており、現在は10学部9研究科を擁する総合大学へと発展してきた。この発展の過程で、1954年から10年間に及んだ学園紛争を経験した。その後、1967年3月には産学官各界からの支援を得て、本学の発展を目指し「立学の精神」を宣言した。これにより、本学設置の意義と目的を改めて明確にした。

「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神は、本学が総合大学として、社会に有為な人材を育成するというその存在意義を象徴しており、学校法人名城大学が設置する学校の基本理念として学校法人名城大学寄附行為にも明確に位置付けられている。

#### <大学の目的の適切な設定>

立学の精神を踏まえ、大学及び大学院の目的を学則第1条及び大学院学則第1条に次のように適切に定めている。

##### (大学)

本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の中心として、深く専門の教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

##### (大学院)

本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

#### <大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

#### <立学の精神、大学・大学院の目的と学部・研究科の目的の連関性>

各学部・研究科は、前述の立学の精神と大学・大学院の目的を踏まえて「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を設定しており、学部では学則第3条の2に、研究科では大学院学則第4条の2にそれぞれ適切に定めている。

この各学部及び研究科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」は、立学

の精神に基づき全学で明確化されており、後述する本学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」による定期的な点検・評価を通じてその関連性を確認し、教育の質を保証している。

このように、立学の精神を基礎として、大学・大学院の目的と各学部・研究科の目的を適切に連携させ、設定している。

**点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

**<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>**

**<大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の教職員及び学生への周知、社会への公表>**

大学・大学院の理念・目的は、立学の精神と学則に基づいて定められており、学部・研究科の目的は学則及び大学院学則で明示している。

大学・大学院の理念・目的、そして学部・研究科の目的は、主に本学のウェブサイト内の大学概要ページにおいて、立学の精神、大学学則、大学院学則と共に掲載され、大学構成員に周知されるとともに、広く社会にも公表されている。また、学生や受験生に対しては、本学ウェブサイトの他にも「学生便覧」や「大学案内」といったパンフレットや印刷物を通じてこれらを周知し、公表している。さらに、入学式や新入生オリエンテーション、父母懇談会等の様々な機会を活用して、理念・目的の理解を促進するよう努めている。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定  
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

**<中長期計画、その他施策の設定>**

本学では、理念・目的を実現するための体制として、2003年度より中長期戦略プランの立案に着手し、2004年12月に「学校法人名城大学における基本戦略“Meijo Strategy-2015”」（通称：MS-15戦略プラン）を策定した。この戦略的枠組みの下、学部・学科の再編や新たな研究科の設置、「特色ある大学教育支援プログラム（GP）」への挑戦、学生の課外活動への支援、世界的な研究拠点の構築、きめ細かな就職支援、再開発計画に基づく教育研究環境の整備等、多岐にわたる取り組みを行い、中部地区を代表する大学としての発展を遂げた。

その後、この「MS-15戦略プラン」の完遂を受け、その成果と課題を検証した上で、2026

年の開学 100 周年に向けて次期戦略プラン「Meijo Strategy -2026」（通称：MS-26 戦略プラン）を 2015 年度に策定した。このプランの策定に際しては、在校生、卒業生、保護者等ステークホルダーからのフィードバックも取り入れた。

この「MS-26 戦略プラン」では、立学の精神を名城大学の基本理念と位置付け、「生涯学びを楽しむ (Enjoy Learning for Life)」という本学に関わる全ての人達と共有したい価値観を掲げ、2026 年までに目指す将来ビジョンとして、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を設定した。これは「名城ならではの」多様な経験の場をつくり、「多様性」を活かした「学びのコミュニティ」が広がる大学になることを目指すものである。

このビジョン実現に向けて、本学が果たすべき使命として、教育ミッション、研究ミッション、社会貢献ミッションの 3 つのミッションを設定している。

#### <教育ミッション>

主体的に学び続ける「実行力ある教養人」を育てる

#### <研究ミッション>

「学問の探究と理論の応用」を通して、成果を教育と社会に還元する

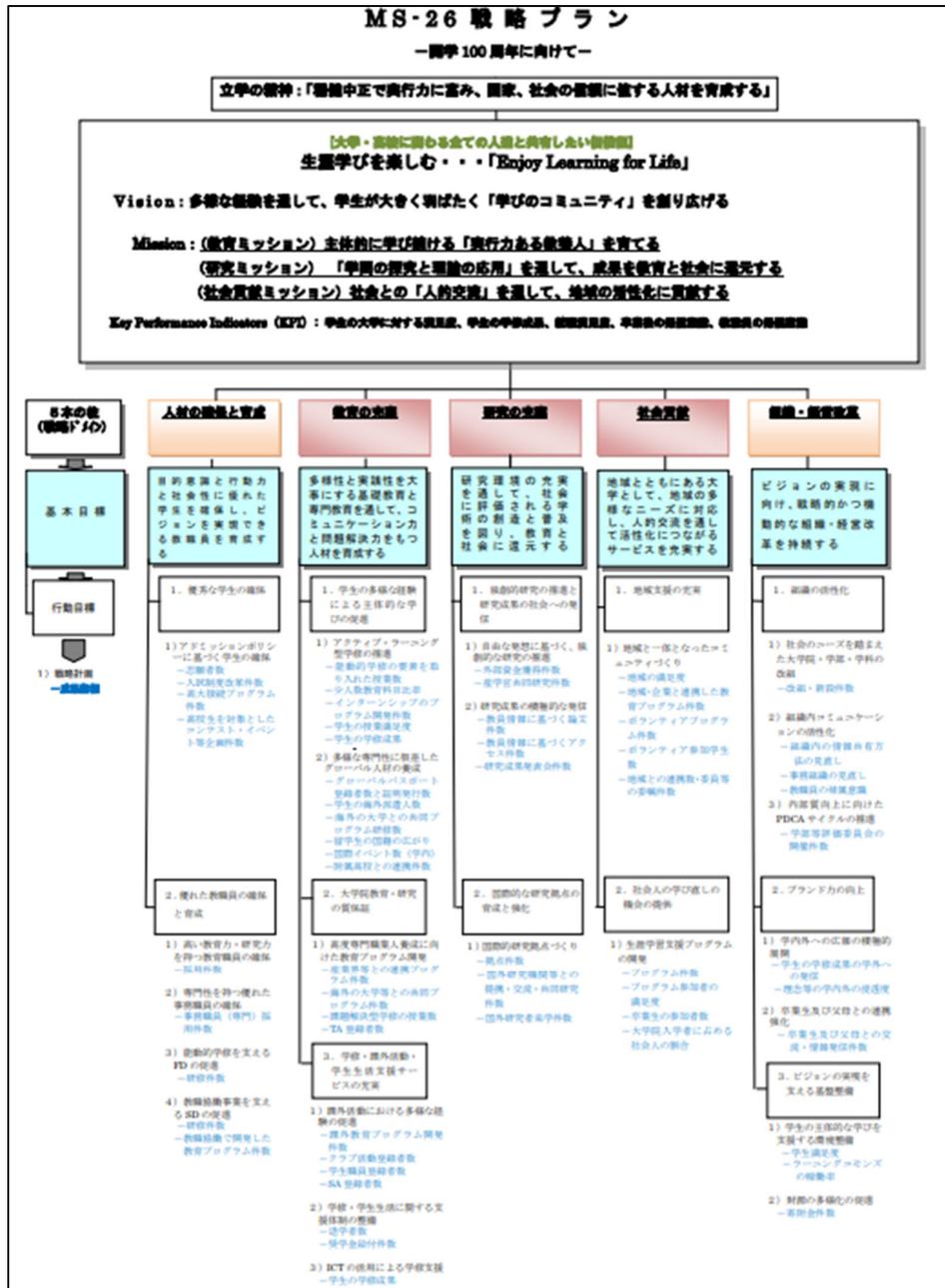
#### <社会貢献ミッション>

社会との「人的交流」を通して、地域の活性化に貢献する

この「MS-26 戦略プラン」の特徴は、成果体系図「MS-26 戦略プラン（大学版・部署版）」を用いて、戦略ロジックと流れを視覚的に表現し、多くの人々に親しみやすく理解しやすい形に整理している点である。具体的には、ビジョン実現のための 5 つの戦略ドメイン（人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革）を設定し、それぞれ戦略ドメインに対する基本目標から行動目標、戦略計画へと展開している。

また、全学レベルの「MS-26 戦略プラン（大学版）」を踏まえ、全ての部署が「MS-26 戦略プラン（部署版）」を策定し、全学と各部署の連携によるマネジメントシステムを構築している。これにより、全学的な戦略の方向性を踏まえつつ、各部署の特性を生かした具体的な行動計画が形成されている点が特徴的である。さらに、この「MS-26 戦略プラン（全学版・部署版）」は中長期の視点で策定しながらも、全学及び各部署では予算計画と連動した単年度の事業計画書を策定し、学長スタッフ会議や「大学評価委員会」でこれらを確認し、必要に応じて調整を行っている。

【MS-26 戦略プラン（大学版）】



「MS-26 戦略プラン（大学版）」においては、各事業の成果を検証し、ビジョンの実現を目指すため、戦略的な成果指標として「Key Performance Indicators (KPI)」を設定している。現在設定している成果指標には、「学生の大学に対する満足度」、「学生の学修成果」、「就職満足度」、「卒業後の帰属意識」、「教職員の帰属意識」であり、「教職員の帰属意識」を除く指標は数値化して年ごとに可視化され、戦略の進行状況を明確にするために使用されている。これらの KPI 指標は、「学生アンケート」、「卒業時アンケート」、「卒業後アンケート」、

「就職アンケート」を通じて得られたデータに基づいて測定されている。2024 年度の数値については以下のとおりである。

2024 年度 KPI データ

指標		数値※1	出典（全て 2024 年度実施分）※2
学生の大学に対する満足度		94.6%	卒業時アンケート「大学生生活全般の満足度」
学生の学修成果 （全学ディプロ マ・ポリシー）	DP 1	91.0%	卒業時アンケート「大学での DP 達成状況」
	DP 2	84.7%	
	DP3	89.9%	
就職満足度		97.9%	就職アンケート「就職満足度」
卒業後の帰属意識		76.9%	卒業後アンケート「卒業生であることを誇らしく感じる」

※1 4 件法の設問において、上位 2 件（満足、どちらかといえば満足等）を選択した者の割合。

※2 調査対象者：【卒業時アンケート】最終学年在学者のうち卒業見込み者、【卒業後アンケート】卒業後 5 年を経過した社会人、【就職アンケート】進路・就職先決定者

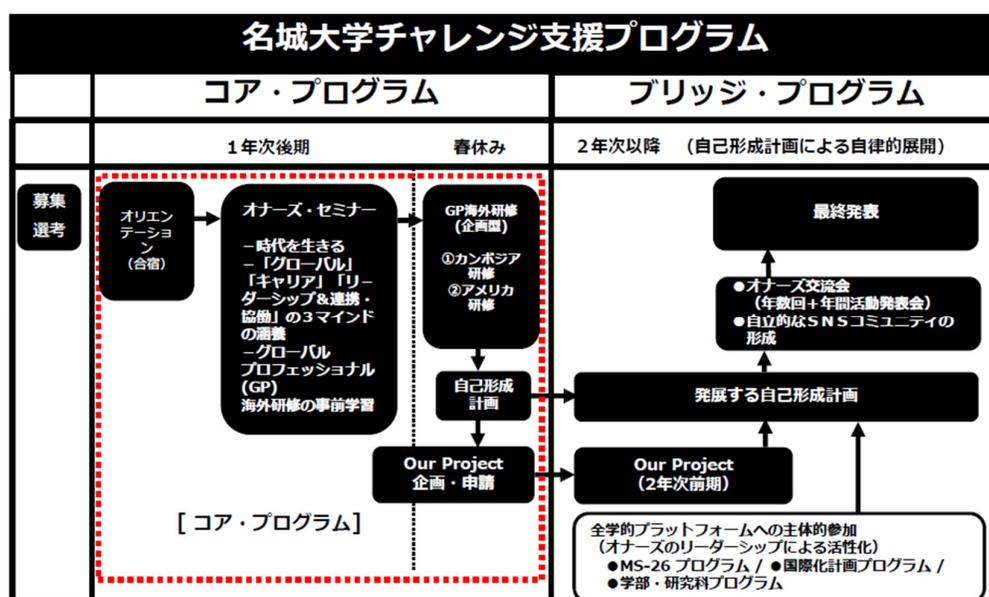
「MS-26 戦略プラン」の運用は、公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価活動と 2020 年度から一体的に運用することにより、これまで別々に管理されていたプロセスが統合された（詳細は第 2 章で後述する）。この統合により、認証評価の結果が中期計画に直接反映され、マネジメントサイクルがシンプルで効率的に運用できるようになるという重要な利点が得られた。また、「MS-26 戦略プラン」の折り返し地点となる 2020 年度には、各種事業の進捗状況を再評価し、計画を見直すために、学内学外有識者を含むワーキンググループを立ち上げ、中期事業計画アクションプランを策定した。さらにこの理念と目的を具体化するために、ビジョンの実現に直結する「学びのコミュニティ創出支援事業」を積極的に進めている。2015 年度から開始されたこの事業は、主に正課における各部署の新規プロジェクトのスタートアップを支援し、2024 年度には全学で 94 件の取り組みを支援した。この事業の成果は、参加学生に対するアンケート調査を通じて評価され、「大学評価専門委員会」での効果検証と教職員へのフィードバックが行われている。

【学びのコミュニティ創出支援事業申請件数】※( )内は、支援件数

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
新規申請	78 (78)	35 (29)	26 (23)	21 (21)	29 (27)	25 (25)	20 (20)	28 (28)	31 (25)	30 (25)
継続申請	—	51 (29)	55 (50)	68 (65)	61 (61)	59 (59)	67 (67)	79 (79)	75 (74)	71 (69)
合計	78 (78)	86 (58)	81 (73)	89 (86)	90 (88)	84 (84)	87 (87)	107 (107)	106 (99)	101 (94)

また、2016 年度から、主に正課外活動を通じて、学生のチームワークと課題解決能力を育成する「Enjoy Learning プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、大学から助成金を受けて活動を展開できるようサポートする事業である。毎年 15 件前後のプロジェクトを支援し、学生たちに実践的な学びの機会を提供している。さらに、2018 年度からは、

池上彰教授をスーパーバイザーに迎え、「名城大学チャレンジ支援プログラム」を開始した。このプログラムは、急速なグローバル化や情報化が進む現代社会で主体的に活動できるリーダー人材の育成を目指している。この正課外プログラムは2年間にわたり、全学部から選抜された約30名の学生を対象に、「時代感覚」「グローバル」「キャリア」「リーダーシップ&連携・協働」の三つのマインドを獲得させることを目標としている。学部横断型選抜プログラムを通じて新たな「学びのコミュニティ」を創出し、1年目には論理的思考力やプレゼンテーションの技術、キャリアプランニング等の基礎セミナーを受講後、春休みにアメリカやアジアで海外研修を実施する。2年目には、学生たちは「Our Project」と称する自主的な活動に取り組み、グループまたは個人で課題を見つけ解決し、新たな価値を創造できる「アントレプレナーシップ」（起業家精神）を育むことができる内容となっている。



これらの取り組みにより、本学は学生に多様な学びの機会を提供し、学生自身が主体的に学修活動に参加する環境を整えている。プロジェクトやプログラムを通じて、学生たちは実践的なスキルと共に、協働と課題解決の経験を積んでおり、これが学生の成長に大きく貢献している。

## (2) 長所・特色

本学の長所・特色は、理念・目的を実現するための戦略マネジメントシステムの導入とその定着にある。大規模な大学組織において全学的な方針と各部署の計画の一貫性を確保するという課題に対し、成果体系図というマネジメントツールの活用により、顕著な成果を達成した。このツールは、大学全体と部署間の統一性の強化や戦略目標の明確化に寄与し、効率的かつ効果的な意思決定と運営を可能にするとともに、計画の方向性が学内外にわかりやすく伝わり、大学の戦略的な取り組みの浸透と理解が促進された。

また、「MS-26 戦略プラン」と公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価活動を2020年度から一体的に運用することで、これまで別々に管理されていた

プロセスを統合し、マネジメントサイクルをシンプルで効率的に運用できるようになった点も特筆すべき特色である。

さらに、「学びのコミュニティ創出支援事業」や「Enjoy Learning プロジェクト」、「名城大学チャレンジ支援プログラム」といった教育プログラムは、本学の教育戦略の中核を形成している。特に「学びのコミュニティ創出支援事業」は、2024年度には全学で94件の取り組みを支援し、学生たちが正課活動において実践的な学びの体験を積むことを支援している。また、池上彰教授をスーパーバイザーとする「名城大学チャレンジ支援プログラム」は、グローバル化や情報化が進む現代社会で主体的に活動できるリーダー人材の育成を目指すという特色を持っている。

### (3) 問題点

本学の「MS-26 戦略プラン」の実施に関して、2024年度のKPIデータを分析すると、「学生の学修成果」のうち「問題解決」の達成率が「客観的判断」や「主体的に学び続ける力」と比較して相対的に低い状況にある。このことから、問題解決能力の育成に向けた教育プログラムの強化が課題として考えられる。

さらに、「MS-26 戦略プラン」の折り返し地点となる2020年度に戦略の見直しを行ってから数年が経過しており、急速に変化する社会情勢や教育環境に対応した戦略の更なる見直しや調整が必要となっている可能性がある。特に、2026年の開学100周年に向けて、戦略プランの最終評価と次期計画への移行を見据えた準備が今後の課題として考えられる。

### (4) 全体のまとめ

本学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を立学の精神として掲げ、教育と研究の展開及び運営を行っている。この立学の精神を踏まえ、大学及び大学院の目的と人材養成目的を学則及び大学院学則に明確に定め、本学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」による定期的な点検・評価を通じて、これらの関連性を確認している。また、本学の理念・目的は、ウェブサイトや大学案内を通じて広く社会に公表されている。

本学では、2004年から中長期計画に基づく戦略的経営を推進してきた。2004年12月に策定した「MS-15 戦略プラン」の完遂後、その成果と課題を検証した上で、2015年度に2026年の開学100周年に向けた次期戦略プラン「MS-26 戦略プラン」を策定した。このプランでは、立学の精神を基本理念と位置付け、「生涯学びを楽しむ (Enjoy Learning for Life)」という価値観のもと、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」という将来ビジョンを掲げている。

「MS-26 戦略プラン」の特徴は、成果体系図を用いて戦略ロジックと流れを視覚的に表現し、多くの人々に理解しやすい形に整理している点である。具体的には5つの戦略ドメインを設定し、全学版と部署版の戦略プランを連動させることで、全学的な方向性と各部署の特性を活かした計画の一貫性を確保している。また、KPIを設定して戦略の進行状況を可視化し、定期的に評価・見直しを行っている。

この理念と目的を具体化するために、「学びのコミュニティ創出支援事業」や「Enjoy Learning プロジェクト」、「名城大学チャレンジ支援プログラム」など具体的な教育プログ

ラムを実施している。これらを通じて、学生に多様な学びの機会を提供し、実践的なスキルの習得や協働・課題解決の経験を積む環境を整えている。

以上のように、本学は立学の精神に基づき、大学の目的及び各学部・研究科の人材養成目的を適切に設定・公表し、これらを実現するための明確な中長期計画及び諸施策を講じている。また、KPI データの分析結果から継続的な改善が必要な領域も明らかになっており、今後も PDCA サイクルを適切に機能させながら、理念・目的の実現に向けた取り組みを継続することで、さらなる大学の発展を目指していく。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

#### <内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

本学は「大学評価に関する規程」において、全学における大学評価の目的を「教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学の目的及び社会的使命の達成に資すること」と定めている。これは、本学が自らの責任で教育研究活動の質を保証し、改善・向上させていくという内部質保証の基本的な考え方を示すものである。また、従来の全学的な点検評価体制を基盤に、改めて内部質保証の一層の強化を図るため、2014年に「名城大学における内部質保証の方針」を策定した。この方針は、大学の理念・目的である立学の精神の実現に向けて、教育研究の質を自ら保証することを目的に策定しており、教育の質と大学運営の透明性を高めることに貢献している。2021年には、この方針の見直しに着手し、内部質保証の体制や手続きの全体像を明記することで、内部質保証の体制をより明確にしている。この「名城大学における内部質保証の方針」は、「大学評価委員会」及び大学協議会において審議・承認され、継続的に内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学評価委員会」で定期的に確認されることで、全学的に共有されている。また、本学のウェブサイトにも公開されており、透明性を確保している。

#### 1. 名城大学における内部質保証の方針

名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己点検・評価を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこととする。

#### 2. 内部質保証の体制・手続

名城大学は「大学評価に関する規程」に基づき、以下に示す内部質保証の体制を構築し、適切な自己点検・評価及び改善活動を実施する。

- (1) 全学における内部質保証の責任は「大学評価委員会」が担う。「大学評価委員会」は、内部質保証に関する方針及び体制・手続の策定や、各部署の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、点検・評価を踏ま

- えた全学レベルでの課題の抽出、全学の自己点検・評価報告書の作成や教員業績評価といった、本学の教育研究活動の有効性の検証及び課題の明確化とそれらの改善を行う。
- (2) 「大学評価委員会」の下に「大学評価専門委員会」を置き、「大学評価委員会」が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する。具体的には、学部・研究科等の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点からの点検・評価、及びIRデータに基づく点検・評価の議論等、学部・研究科等の活動に対しての助言・支援・指導を行う。これらの活動に係る具体的な企画については、「大学評価専門委員会」の下に設置する「大学評価専門委員会ワーキンググループ」が行う
- (3) 学部・研究科等の組織は「学部等評価委員会」を置き、当該部署の自己点検・評価活動を行う。「学部等評価委員会」は「大学評価専門委員会」から提示されたIRデータを基にした教育改善や次年度計画概要等に関する事項の審議を行い、学部・研究科等の内部質保証に係る活動を実質的に推進する。また、「学部等評価委員会」には、学外有識者を構成員に含めることとしており、助言、指導等を受けている。さらに、「自己点検・評価報告書（部署版）」を作成した上で「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」から、全学的な観点による点検・評価を受ける。
- (4) 上記に加え、本学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、「質保証外部評価委員会」を置く。質保証外部評価委員会は、自己点検・評価の客観性・妥当性に関する事項や、内部質保証の有効性に関する事項等を評価し、その結果を「大学評価委員会」に提言する。

**<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担>**

本学では「大学評価に関する規程」および「名城大学における内部質保証の方針」に基づき、教育研究活動とその基盤となる諸条件の点検・評価活動を制度的に位置づけている。2020年には内部質保証の実質化を目指し、「大学評価専門委員会」の設置による全学的視点からの自己点検・評価の推進、「大学評価専門委員会ワーキンググループ」の新設による企画立案機能の強化、両委員会への外部有識者の参画による評価の客観性の確保、そして「質保証外部評価委員会」の設置による第三者評価機能の確立を図った。これらの改革により、内部質保証の推進体制は大幅に強化された。各委員会はそれぞれ次のような役割を担っている。

「大学評価委員会」	全学的な内部質保証に責任を負う組織として、大学評価の企画・立案・実施に係る方針を決定する。具体的には、「自己点検・評価報告書（部署版）」の点検・評価や、点検・評価結果を踏まえた全学レベルの課題抽出、「自己点検・評価報告書（全学版）」の作成等、本学の教育研究活動の有効性の検証及び改善課題の明確化とそれらの改善方針を決定する。
「大学評価専門委員	「大学評価委員会」の下に設置され、「大学評価委員会」が定め

会」	<p>る方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進するための自己点検・評価活動や教育課程の編成に関する全学的な方針等を企画・立案する。</p> <p>具体的には、各学部・研究科の自己点検・評価結果を全学的視点により点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行い、その結果を反映した自己点検・評価報告書を「大学評価委員会」に上程することや、教育改善に役立つ IR データをもとに、実際に学部等で点検・評価を行うための企画・立案等を行う。</p>
「大学評価専門委員会ワーキンググループ」	<p>本学の一連の内部質保証を機能させるための全体設計や、各部署に気づきを与えられる IR データの精査等の具体的な企画を行う。</p>
質保証外部評価委員会	<p>主に外部有識者により構成され、本学が行う点検・評価活動に関する評価を行う。</p>

一方、学部・研究科では、学部長・研究科長を委員長とする「学部等評価委員会」を設置し、「大学評価専門委員会」から提示された IR データ、学位授与方針対応表、履修系統図等に基づき、3つのポリシーの適切性や、学修成果の組織的な点検・評価を実施している。同委員会では、自己点検・評価や次年度計画の策定を通じて、教育の質保証に取り組んでいる。さらに、「学部等評価委員会」では、自己点検・評価に加え、外部有識者による評価も実施し、教育活動の妥当性と客観性を保証している。

以上のように、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学評価委員会」の権限と役割、内部質保証に関わる各委員会の役割は明確となっている。

#### <教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針>

本学は 2003 年から中長期の戦略プランの策定に着手し、2015 年をマイルストーンとする戦略的経営を実践してきた。その後、2015 年の完成年度を迎えたことを契機に、開学 100 周年となる 2026 年を新たなマイルストーンとする戦略プラン「Meijo Strategy -2026」（通称：MS-26 戦略プラン）を策定した。この戦略プランは、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」というビジョンを掲げ、PDCA サイクルを展開している。「MS-26 戦略プラン」では、大学版と各部署版が同一のフレーム（成果体系図）を用いることで、全学の方針と各部署の取り組みの連動が図られ、効果的なコミュニケーションツールとして機能している。前身の「MS-15 戦略プラン」では、総花的な目標設定によって、目指すべきビジョンが曖昧であったという反省を踏まえ、より明確でシンプルな形に改良した。この「MS-26 戦略プラン（大学版）」に掲げるビジョン「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」の実現に向け、各学部、研究科、各センターを含めた事務組織は、「MS-26 戦略プラン（部署版）」を毎年点検し、必要に応じて見直している。また、この「MS-26 戦略プラン（部署版）」は、公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準の項目を包含する形で設計しており、一体的に PDCA サイクルが回るよう工夫している。この PDCA サイクルは、具体的に以下のとおり展開し

ている。

学部では、学位プログラム単位で学位授与方針対応表と履修系統図を策定し、学位授与方針対応表にはナンバリングコードを付すことで、スコープとシーケンスの観点から教育課程の点検・評価を行えるようにしている。一方で、全学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」では、アセスメント・ポリシーとアセスメントプランに基づく IR データを「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」に集約し、全学的な視点で学修成果等の点検・評価を容易におこなえるよう工夫している。学部レベルの自己点検・評価活動においても、この「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを活用し、教育課程の適切性や学修成果等について、点検・評価を行っている。これらの IR データの中心となる学生アンケート、卒業時アンケート、卒業後アンケート（卒業後 4 年）は、総合企画部で一元的に管理し、内部質保証のために活用している。データの一つである学生アンケートについては、2021 年度から履修登録システムを改修し、学生アンケートの回答を履修登録の要件とすることで、回答率向上を図っている。

各学部と研究科では、中長期の戦略プランである「MS-26 戦略プラン（部署版）」を基に毎年度の「事業計画書」を作成し、予算要求との連動を図っている。特に内部質保証に焦点を当て、「学部等評価委員会」は当該年度の計画と実践の総括及び次年度計画概要の策定を行い、PDCA サイクルを実行している。このプロセスを通じて、学部や研究科が定める人材養成目的や教育目標の実現に向けた活動を進めている。年度末には、これらの点検・評価結果を「自己点検・評価報告書（部署版）」にまとめ、大学基準協会が定める点検・評価項目の順守を確認するための本学独自様式である「内部質保証関連項目に係るチェックリスト」にも照らし合わせ、内部質保証のための継続的な検証を行っている。

個々の教員に対しては、全学的に実施している授業改善アンケートの結果に基づき、教員自身による授業運営の改善を行っている。また、全学及び各学部・研究科においても FD 活動を積極的に促進し、これを授業改善のために活用している。シラバスに関しては、各学部・研究科が開講科目に対する責任を持ち、学部・研究科の教務委員会等の点検を経て公開している。点検の際には、学部等が定める教育目標等（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）との関連性や、到達目標が具体的に記載されているかを精査している。

このように、教育の質保証に関して、本学では全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの 3 つの階層で PDCA サイクルが有機的に連携し、展開されている。全学レベルでは「大学評価委員会」と「大学評価専門委員会」が、学位プログラムレベルでは「学部等評価委員会」が、そして授業レベルでは各教員が質保証の役割を果たしている。

また、2019 年度以降、本学は各学部の教育活動について外部有識者による評価を実施している。さらに、2024 年度には株式会社ベネッセ i-キャリアに依頼し、3 つのポリシーを踏まえた大学の取り組みの適切性について、入学者選抜、カリキュラムの内容、学修成果の観点から点検・評価を受けた。この評価結果は「大学評価専門委員会」で確認した後、各学部に共有され、教育活動の質向上に活用している。

同様に、各センターや事務組織も学部や研究科と同じく、「MS-26 戦略プラン（部署版）」に基づく単年度の「事業計画書」を策定し、年度末には「自己点検・評価報告書（部署版）」をまとめ、点検・評価活動を実施している。

以上のように、本学では内部質保証において、全学的な自己点検・評価を担当する「大学

評価委員会」と、学部・研究科レベルでの自己点検・評価を行う「学部等評価委員会」という二つの主要な組織が活動している。これにより、全学的な視点と学部・研究科の詳細な視点を組み合わせた重層的なシステムを通じて、内部質保証が適切に実施されている。

**点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。**

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

**<全学内部質保証推進組織・学内体制の整備>**

**<全学内部質保証推進組織のメンバー構成>**

本学における内部質保証は「大学評価委員会」が全学的な責任を負い、その下で「大学評価専門委員会」が実質的な点検・評価を推進する体制となっている。

「大学評価委員会」は、本学の理念・目的の実現に向けた諸活動を総合的に評価することを目的に、専門分野や職責等、様々な観点から偏りのないメンバー構成としている。これにより、全学の内部質保証に責任を負う組織としての適切性を確保している。具体的には、学長が委員長を務め、副学長、学部長、研究科長、各センター長、事務局長らが委員として参加している。学長のリーダーシップの下、各組織の長が参画することで、全学的な内部質保証の推進が可能になっている。「大学評価委員会」は、大学評価に関する規程第1条・第2条（注）を基に設立され、2018年度には目的と目標の見直しを行い、教育の質保証に向けた点検・評価活動をより体系的かつ恒常的にするための取り組みを強化した。

「大学評価専門委員会」は、2019年度に「大学評価委員会」の定める方針に基づき新たに設置された組織である。この委員会は、全学的視点から自己点検・評価を実質的に推進することを目的としており、学長が委員長を務めるほか、副学長、学部長、研究科長、その他学長が必要と認める者で構成されている。委員会は、大学全体の方針に沿って、各学部・研究科等の教育水準に関する質保証状況を確認し、質の向上に向けた実効性のある施策を講じる責任を担っている。

また、「大学評価委員会」の下には、「大学評価専門委員会」及びその専門委員会の議論のための具体的な企画を策定する「大学評価専門委員会ワーキンググループ」が設置されている。このワーキンググループは、副学長1名を委員長とし、教員3名と外部有識者1名で構成されており、本学の内部質保証の全体設計に重要な役割を担っている。

さらに、学外の視点を内部質保証プロセスに組み込むため、「質保証外部評価委員会」が設置されている。この委員会は、副学長1名と高等教育分野における専門的知見を有する外部有識者3名で構成され、学外の視点を活用した点検・評価を実施している。

本学では、内部質保証プロセスにおける学外の視点を重要視しており、このため「質保証外部評価委員会」だけでなく、「大学評価専門委員会」、「大学評価専門委員会ワーキンググループ」、「学部等評価委員会」にも外部有識者を加えている。これらの外部有識者からの多様な視点に基づくフィードバックにより教育研究活動の適切性について客観性が高められ、本学の内部質保証プロセスがより強化されている。このような仕組みは、本学の内部質保証制度の強みとなっている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定  
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施  
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み  
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施  
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施  
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応  
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

#### <3つのポリシー策定のための全学としての基本的考え方の設定>

本学は、学位授与方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」とする。）、教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」とする。）、学生の受け入れ方針（以下、「アドミッション・ポリシー」とする。）の3つのポリシーを策定し、学内外に広く公表している。

3つのポリシーの策定は、2016年3月31日に中央教育審議会から示された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」を契機として、同年5月より全面的な見直しに着手した。この見直しは、本学の教育理念、社会的ニーズ、高大接続、教育の質保証等を踏まえ、学生が修得すべき知識、技能、態度等を明確に示すことを重視した。この見直しを組織的に進めるため、大学協議会の下に「大学全体の3ポリシー検討ワーキンググループ」を設置し、大学としての基本姿勢を共有するためのガイドラインを作成した。各学科はこのガイドラインに基づき、それぞれの3つのポリシーを策定している。2020年度には、大学院各専攻が自己点検・評価結果や文教政策等の動向を踏まえ、ガイドラインに沿ってポリシーを策定し、教育の質の向上と自律的な教学の検証サイクルの明確化に向けた取り組みを継続している。

#### <方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

##### <全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み>

本学では、「名城大学における内部質保証の方針」に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「大学評価委員会」を置き、その下に実務を担う「大学評価専門委員会」を設置して、全学レベルでPDCAサイクルを展開している。これと連動して、各学部・研究科に置かれた「学部等評価委員会」が学修成果やカリキュラムの検証・改善に向けてPDCAサイクルを運用しており、全学レベルと学部・研究科レベルの両面で内部質保証活動を推進している。

本学の内部質保証システムの特徴は、自主性を尊重し、「大学評価委員会」によるトップダウンの「やらされ感」を避けることにある。各学部長や研究科長を中心とする「大学評価専門委員会」が「大学評価委員会」と「学部等評価委員会」の間でミドルアップ・ダウンの

役割を果たし、「学部等評価委員会」が自主的に点検・評価活動が行えるよう配慮している。具体的には、「大学評価専門委員会ワーキンググループ」で外部有識者の助言を受けつつ、各学部が IR データにより気づきを得られる内容を検討し、「大学評価専門委員会」を通じてこれらのデータを「学部等評価委員会」に提供している。「学部等評価委員会」に提供した IR データの例としては、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」「卒業生調査分析」「留年・退学分析」等がある。このプロセスを通じて、各学部・研究科は、IR データに基づく実証的な根拠をもとに、自らの学修成果やカリキュラムを定期的に評価し、必要に応じて改善を図っている。IR データを活用したこの支援体制により、学部や研究科は、上位組織の指示に従うだけでなく、自主的な意思決定を行い、教育の質を高めるための実効性のある施策を実施している。「大学評価専門委員会」は、これらの自主的な取り組みを支援し、大学全体の方針と整合性を保ちつつ、学部・研究科ごとの特色やニーズに応じた教育改善を促進している。このように、全学的な視点と各学部・研究科の個別の取り組みが相互に補完し合うことで、内部質保証のシステム全体がより効果的に機能している。

この取り組みは、本学の教育改善への強い姿勢を示すものであり、継続的な自己点検・評価を通じて教育の質保証プロセスを強化している。IR データの活用は、教育活動における気づきを重視したマネジメントの重要な要素となっており、学部・研究科が自らの教育内容を客観的に評価し、継続的に改善するための基盤を提供している。

#### 「大学評価専門委員会」が提供した IR データの例

データ	分析項目	概要
カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード	学生満足度、学習意欲、成長実感、DP 達成度、科目群ごとの GPA 平均値、入試区分別の GPA・進路等	標準修業年限内で卒業した学生の左記項目をグラフを用いて「可視化」し、経年比較したものの。
卒業生調査分析	本学に対する誇り、他者推奨度、現在の仕事に対する満足度、転職有無、大学での学修機会等	卒業から 5 年が経過した社会人に対して実施したアンケート調査の結果を分析したものの。
留年・退学分析	留年者数（進級判定不可、休学）、退学者数、留年後の退学者数	長期留年者及び退学者数の抑制のため、学年進行中の学籍異動状況を可視化したものの。

#### <学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

#### <学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

学部では、「学部評価委員会」を中心に、事業計画を策定し、その達成に向けた取り組みを点検・評価している。各学部は「大学評価専門委員会」から提供される IR データ、学位授与方針対応表、履修系統図等も活用しながら、教育・研究活動等の点検を随時行っている。点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」等にまとめられ、「大学評価委員会」による検証を受け、次年度の事業計画に反映されている。

大学教育開発センターや学術研究支援センター等の教育研究支援組織、総務部、財務部、

人事部、施設部の法人組織においても、事業計画書を作成し、組織的な点検・評価を実施している。評価結果は「自己点検・評価報告書(兼 事業報告書)」等として「大学評価委員会」に提出され、検証結果は次年度の事業計画に活用されている。

2024年度のMS-26戦略プランに基づく活動の実績として、人材育成(01-1, 01-2)では226件の取り組みの87%、教育の充実(02-1~02-3)では420件の90%、研究の充実(03-1, 03-2)では57件の82%、社会貢献(04-1)では58件の91%、組織運営(05-1~05-3)では131件の91%がB評価以上の成果を達成している。このように、本学では全ての組織が事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを確立し、教育研究等の質の向上に組織的・計画的に取り組んでいる。

MSドメイン別事業		A		B		C		D		判定不可		総計
		個数	%	個数	%	個数	%	個数	%	個数	%	
大学	01-1: 人材の確保と育成/学生	41	33%	58	47%	18	15%	5	4%	1	1%	123
	01-2: 人材の確保と育成/教職員	46	45%	51	50%	4	4%	1	1%	1	1%	103
	02-1: 教育の充実/学びの促進	75	32%	138	60%	17	7%	1	0%	0	0%	231
	02-2: 教育の充実/大学院	27	25%	67	61%	13	12%	2	2%	0	0%	109
	02-3: 教育の充実/学生支援	21	26%	48	60%	5	6%	2	3%	4	5%	80
	03-1: 研究の充実/研究推進	9	20%	28	64%	3	7%	4	9%	0	0%	44
	03-2: 研究の充実/国際的研究拠点	4	31%	6	46%	2	15%	1	8%	0	0%	13
	04-1: 社会貢献	18	31%	35	60%	5	9%	0	0%	0	0%	58
	05-1: 組織・経営改革/組織の活性化	10	21%	30	64%	5	11%	0	0%	2	4%	47
	05-2: 組織・経営改革/ブランド力の向上	9	33%	16	59%	2	7%	0	0%	0	0%	27
	05-3: 組織・経営改革/基盤整備	18	32%	36	63%	2	4%	1	2%	0	0%	57
小計	278	31%	513	58%	76	9%	17	2%	8	1%	892	

#### <行政機関、認証評価機関等からの指摘事項等に対する適切な対応>

##### <点検・評価における客観性、妥当性の確保>

本学は認証評価機関からの評価結果における指摘事項等に対し、各部署が毎年策定する「事業計画書」において「認証評価時における大学基準協会からの指摘事項等の改善計画」の欄に改善計画を、年度末に「自己点検・評価報告書(兼 事業報告書)」で対応状況を記述し、「大学評価委員会」で点検する仕組みを構築している。第2期認証評価における指摘事項に関しては、「大学評価委員会」で確認した改善計画を実施し、認証評価機関へ報告している。

第3期認証評価における課題については、直近の認証評価を受審した大学の評価結果から課題を抽出し、「大学評価委員会」で確認のうえ、適宜改善を行っている。具体的な改善活動として、2020年度には研究指導計画の策定や論文審査基準の見直し、単位制度の実質化に取り組み、2021年度には内部質保証の方針修正や学生支援ポリシーの策定等を行った。2022年度には観光系の副専攻の設置やデータサイエンス・AI副専攻の設計、シラバスの記載内容の見直しを行う等、具体的な改善活動を継続している。

一方、学部・研究科の新設等に伴う認可申請または届出時に文部科学省から付される留意事項に対しては、設置計画履行状況等調査を通じて対応状況を報告している。平成29年度設置計画履行状況等調査では、①一部科目のシラバスの授業時間数の不足、②一部学科における入学定員超過について留意事項が付された。本件への対応としては、①はシラバスの第三者チェック機能の向上とシラバス作成要項の充実により対応済み、②はその後適正な定員管理がされており、改善が行われている。2024年度と同調査では、指摘事項は付されておらず、適切に設置計画を履行している。

このように、本学は認証評価機関等からの指摘事項に組織的に対応しているが、内部質保証における客観性と妥当性の確保は、「大学評価委員会」による全学的な点検・評価を基盤としつつ、複数の組織に配置された外部有識者による多角的な評価によって実現している。具体的には、「質保証外部評価委員会」「大学評価専門委員会」「大学評価専門委員会」「ワーキング」「学部等評価委員会」において外部有識者の意見を取り入れることで、客観的な視点に基づく改善を促進している。これらの組織で得られた外部からの意見は、内部質保証システムの実効性を高める重要な要素となっている。

以上のように、本学の内部質保証システムは、認証評価機関や行政機関からの指摘事項に適切に対応し、外部評価と自己点検を効果的に組み合わせることで、教育の質を継続的に向上させるための効果的な手段として機能しているといえる。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

**評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表**

**評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性**

**評価の視点3：公表する情報の適切な更新**

**<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表>**

教育研究活動の状況の公開については、学校教育法施行規則改正による大学の教育関連情報の公開義務化に対応し、情報公開の範囲等を「情報公開・開示規程」に従い、本学ウェブサイトを通じて教育研究活動の状況を一元的かつ体系的に公表している。

公表内容には、学生数等の基本情報、教育研究内容に関する情報、就職・進学情報、財務諸表、教員の教育研究業績及び「MS-26 戦略プラン」等、本学の活動全般が含まれている。さらに、シラバス検索システムを通じて全科目の担当者氏名、授業の概要と目的、到達目標、15回の授業内容、成績評価方法等を詳細に公表しており、これにより教育活動の質保証への取り組みを明確に示している。

本学の自己点検・評価結果については、評価報告書としてまとめられ、2015年度に受審した第2期認証評価結果、2022年度に受審した第3期認証評価結果、及び令和4(2022)年度教職課程自己点検・評価報告書とともに、本学ウェブサイトで公表されている。教職課程については、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、公表項目を明瞭に整理し、公表を行っている。

教育情報の公開については、各学部・研究科の3つのポリシーを含む教育情報を「情報公開」のコンテンツとして公開し、毎年6月～7月に更新している。また、2014年度に導入された大学ポर्टレートにおいても、全学的な情報収集を行い、公開している。これらの情報は毎年見直され、更新された内容は7月にウェブサイトで公開される。この一連の手続きは、本学の情報公開の充実と透明性を保つための重要な取り組みであり、積極的な情報公開を通じて、学内外の関係者に対して信頼と理解を深めることを目指している。

財務情報の公開については、予算・決算に関する計算書類や事業報告書等をウェブサイトで公開し、財務の透明性と説明責任を果たしている。これにより、学内外のステークホルダ

一が本学の財務状況を正確に理解できる環境を整えている。

このように、本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動に関する情報を体系的に公開することで、社会に対する説明責任を果たし、学内外の関係者との信頼関係の構築に努めている。

#### <公表情報の正確性、信頼性><公表する情報の適切な更新>

本学では情報公表に際して、その正確性と信頼性を確保するため、所管部署による確認プロセスを経た上でウェブサイトにて情報を公表している。特に、財務情報の公開の場合は、監査法人及び監事による監査を受けた後に公開しており、これにより情報の客観性と信頼性を高めている。

情報更新のプロセスについては、当該情報の確定時期に応じて行われている。例えば、教育研究活動に関する情報は、主に4月1日または5月1日を基準日として更新し、自己点検・評価報告書については「大学評価委員会」の承認を受けた後に更新している。財務状況に関しては、理事会の決定を経て毎年5月末に更新される。これらのプロセスを通じて、情報は適切に管理され、常に最新の状態に保たれている。

このように、本学では組織的な確認と監査を通じて情報の正確性と信頼性を確保し、必要な手続きを踏んだ上で情報を適切に更新している。これにより、本学の情報公開は透明性と信頼性を兼ね備えており、学内外のステークホルダーに対して本学の進行中の取り組みや成果を正確に伝えることが可能となっている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

#### <全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価>

本学の全学的なPDCAサイクルは、「大学評価委員会」が法人組織と教学組織を含む全ての組織の点検・評価に責任を負い、その下で「大学評価専門委員会」が学部・研究科の点検・評価を推進する体制を整備している。具体的には、「大学評価委員会」が全部署のMS-26戦略プラン、事業計画書、自己点検・評価報告書（兼事業報告書）の点検・評価を行い、「大学評価専門委員会」が学部・研究科のMS-26戦略プランや事業計画書、教育課程編成の点検・評価を実施することで、PDCAサイクルの効果的な運用を確実にしている。

さらに、客観性を高めるために、「質保証外部評価委員会」による点検・評価も適宜実施している。この委員会は主に外部有識者で構成され、公益財団法人大学基準協会の点検・評価項目に基づいた「内部質保証に関わる自己点検・評価報告書」の内容を詳細に検討し、本学の内部質保証システムの長所や改善点に具体的な意見や提言を行っている。2021年度の評価では、本学の内部質保証推進体制が十分に整備されているとの高い評価を受けており、これは本学が内部質保証システムの適切性と有効性を確保するための取り組みが成果をあげていることを示している。このように、本学は、IRデータを活用した客観的な点検・評

価と外部評価の活用により、全学的な PDCA サイクルの適切性と有効性を確保している。

#### <点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用>

本学では、点検・評価における適切な根拠として、授業・教育課程・大学全体の各レベルに応じた客観的なデータを体系的に収集・分析・活用している。

授業レベルでは、学生による授業改善アンケートの結果を各教員にフィードバックすることで、シラバスの改訂や教授法の改善など、個々の授業の質向上に活用している。また、これらのデータを学科・学部ごとに集計し、学部長にも提供することで、学部全体としての教育改善にも役立てている。

教育課程レベルでは、「大学評価専門委員会」が「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を各学部・学科に提供している。このダッシュボードでは、大学全体および学科レベルのディプロマ・ポリシー(DP)達成度、学習意欲、授業理解度、授業満足度、自学自習時間といった学習プロセスに関するデータと、卒業率、退学率、留年率、GPA 分布、単位取得状況といった学修成果に関するデータを可視化している。さらに、DP（学科レベル）科目群ごとの GPA 平均値、修得単位数、GPA 推移、入試区分ごとの成績データなども提供することで、各学部・学科が教育効果や学修成果を多角的に検証できる環境を整えている。

大学全体レベルでは、「大学評価専門委員会」において、機関レベルで定めた各 DP の達成度をはじめとする諸データの点検を行うとともに、各部署が年度末に作成する「自己点検・評価報告書（兼事業報告書）」を「大学評価委員会」で組織的に点検・評価している。

これらの分析結果に基づき、全学レベルで改善すべき課題を明確にし、担当部署が具体的な改善に取り組み、翌年の「大学評価委員会」でその改善状況を確認している。また、学外有識者による客観的な評価も、教育課程レベル、大学全体レベルで取り入れることで、点検・評価の妥当性を高めている。

こうした多層的なデータ収集・分析の仕組みは、本学の内部質保証システムの基盤として機能しており、収集された客観的根拠は次の評価の視点である「点検・評価結果に基づく改善・向上」のプロセスへとつながっている。このエビデンスに基づく改善サイクルにより、教育の質向上に向けた取り組みが組織的に推進されている。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、IR データの分析等から点検・評価結果に基づく改善・向上を各レベルで推進している。全学レベルでは、「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」による点検・評価を通じて、IR データの分析等から 2024 年度の重点課題として、①大学院における定員充足率の改善、②他学部履修及び副専攻の履修者数の増加、③留学生の受け入れ及び国外派遣学生の増加、④就学の意味低下による退学防止に向けた学修指導の充実、⑤科研費の申請率増加、⑥学生の授業外学修時間の拡充、⑦優秀な入学生の確保、⑧学生の意見を反映する教育改善システムの構築を特定し、「大学評価委員会」が所管部署に改善指示を出し、具体的な改善活動を展開している。これらの課題に対しては、例えば②では都市情報学部生が情報工学部の「データサイエンス・AI 副専攻」を履修できるよう制度を整備し、⑥では「学生の授業外学修時間の拡充」に対しては FD・SD フォーラムで主体的な学びの

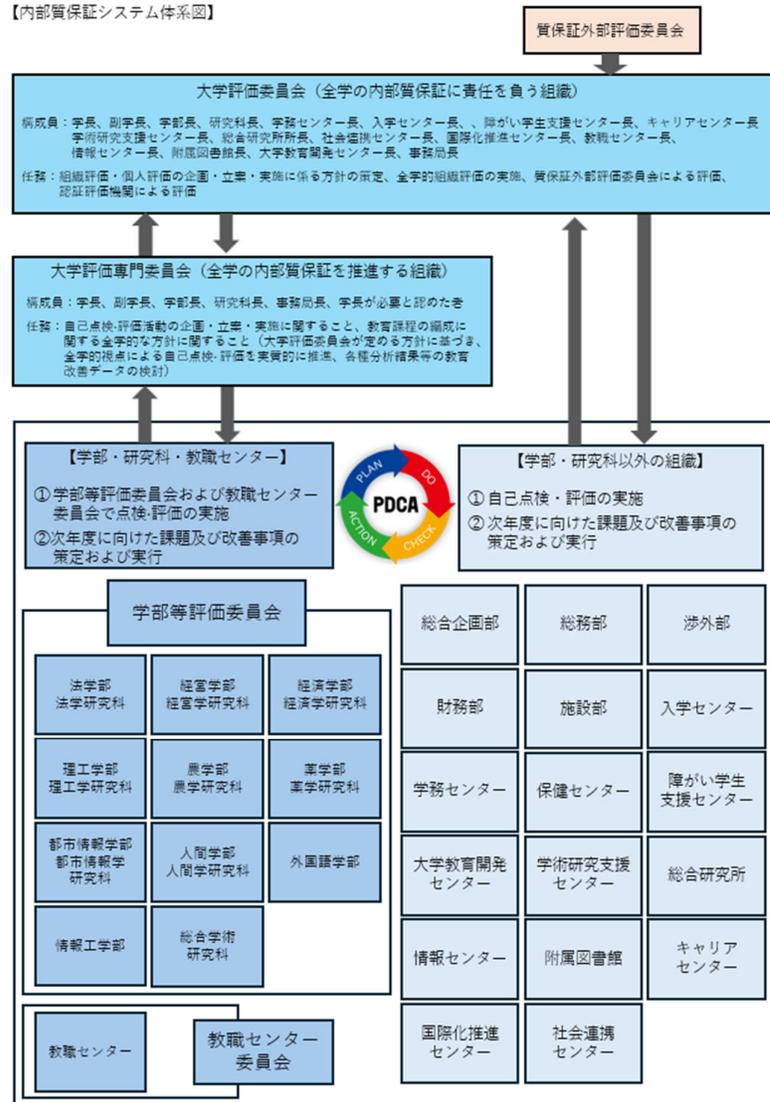
促進事例を共有するなど、具体的な改善を実施している。⑧については学修者本位の教育への転換を見据えて授業改善アンケートを大幅に改訂するなど、着実に改善活動を進めている。

教育課程レベルでは、各学部・研究科の点検・評価結果から抽出された課題について、その性質に応じた改善を進めている。例えば、都市情報学部では、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」の分析結果と学生からの意見聴取により、1・2年次学生のDP達成感の低さとアクティブ・ラーニングへの希望が明らかになった。この課題に対して、高い満足度を得ていた正課外プログラム「学びのコミュニティ創出支援事業」を2023年度のカリキュラム改正で正課授業として導入し、学生の主体的な学びとDP達成感の向上を図っている。各学部・研究科では、このように点検・評価結果を踏まえた改善活動を、それぞれの特性に応じて実施している。

授業レベルでは、授業改善アンケートの結果に基づき、各教員が次年度に向けた具体的な改善案を作成・公開している。教員は授業方法や教材の工夫など、学生からの意見を踏まえた具体的な改善策を実践しており、その効果は次学期の授業改善アンケート結果の向上として表れている。

このように、本学では点検・評価結果を実質的な改善活動に結びつけ、その効果を検証しながら教育の質向上を図っている。その成果は、授業改善アンケートの経年データが明確に示している。成長実感の項目では、前期データで平成28年度の63.2%から令和6年度の80.4%へ、後期データでは平成28年度の63.1%から令和6年度の80.7%へと、大幅な向上を達成している。こうした数値の継続的な向上は、各レベルでの改善活動が効果的に機能していることの客観的な証左であり、本学の内部質保証システムが教育の質向上に効果的に貢献していることを示している。

図 2-1 内部質保証推進システム体系図



(2) 長所・特色

本学では、「MS-26 戦略プラン」を軸とした体系的な内部質保証システムを構築しており、中長期目標と単年度事業計画が有機的に連動している点が大きな特色である。これらの計画に基づく予算編成を通じて学内資源を効果的に配分し、各施策は自己点検・評価の分析を通じて継続的に改善されている。

内部質保証の推進体制においては、全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの各 PDCA サイクルが重層的に機能するよう設計されている。全学レベルでは「大学評価委員会」を頂点とし、その下に「大学評価専門委員会」と「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置することで、学長のリーダーシップのもと外部有識者の知見も取り入れた実効

性のある自己点検・評価を実現している。特に「大学評価専門委員会」は、学部長や研究科長が参画することでミドルアップ・ダウン型の組織運営を可能にし、トップダウンによる「やらされ感」を軽減しつつ、主体的な質保証活動を促進している点は本学の強みである。

また、「アセスメント・ポリシー」と「アセスメントプラン」に基づく「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」の活用により、学修成果の可視化が進み、IR データを活用した証拠に基づく教育改善が実現している。これらのデータは毎年更新され、学生アンケート、卒業時アンケート、卒業後アンケートと合わせて、教育の質向上に向けた貴重な資源となっている。

学位プログラムレベルでは、各学部・研究科に「学部等評価委員会」を設置し、学位授与方針対応表や履修系統図を活用した体系的な教育プログラムの検証を行っている。授業レベルでは、授業改善アンケートの結果を基に教員が具体的な改善策を公開・実践するシステムが確立されている。これらの多層的な質保証の取り組みにより、授業改善アンケートの「成長実感」項目では、平成 28 年度の約 63%から令和 6 年度には約 80%へと大幅な向上を達成している。このような客観的データに基づく改善サイクルの確立と成果の可視化は、本学の内部質保証システムの長所である。

### **(3) 問題点**

学生アンケート以外の手法も含めた学生の声を多角的に収集する仕組みの強化も検討課題である。また、内部質保証における教職員の意識と理解をさらに深め、全学的な質保証文化を醸成していくことも、今後の重要な課題である。

### **(4) 全体のまとめ**

本学では、「MS-26 戦略プラン」と公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に沿って、教育研究やその他の諸活動、大学運営に関する計画・実行・検証・改善を一体的に展開している。内部質保証の推進にあたっては、全学レベル、学部・研究科レベル、教員個人レベルの三層構造で PDCA サイクルを機能させている。

全学レベルでは、「大学評価委員会」が内部質保証の推進に責任を負い、その下で「大学評価専門委員会」が実質的な点検・評価を推進する体制を整えている。「大学評価専門委員会」の下には「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置し、外部有識者の助言を得ながら具体的な企画立案を行っている。

各学部・研究科では、「学部等評価委員会」が外部有識者を交えた点検・評価を実施し、その結果を「大学評価専門委員会」で集約している。

また、教員個人レベルでは、授業改善アンケートの結果に基づく授業改善やシラバスの点検を通じて教育の質向上に取り組んでいる。

## 第3章 教育研究組織

### (1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### <大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性>

本学は、立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を実現するため、教育研究や科学技術の動向、社会の要請を踏まえた幅広い教育研究組織を設置している。2024年度時点において、天白キャンパス（法学部、経営学部、経済学部、理工学部、農学部、情報工学部、法学研究科、経営学研究科、経済学研究科、理工学研究科、農学研究科、総合学術研究科）を中心校地として、八事キャンパス（薬学部、薬学研究科）、ナゴヤドーム前キャンパス（都市情報学部、人間学部、外国語学部、都市情報学研究科、人間学研究科）の3キャンパスに、10学部23学科、9研究科21専攻を設置し、春日井キャンパスの附属農場を含む4キャンパスで教育研究組織を構成している。立学の精神の実現に向け、文理のバランスがとれた総合大学となっており、「MS-26 戦略プラン」のビジョンである「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を実現し得るものとなっている。

各学部及び研究科の教育研究上の目的は、立学の精神を具現化すべく、名城大学学則及び名城大学大学院学則に規定し、それに基づき、教育研究活動を展開している。また、第1章でも述べた通り、各学部及び研究科の教育研究上の目的については、「大学評価専門委員会」において、立学の精神との関連性の点検を行っている。

#### <大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

本学では、立学の精神及び大学全体のディプロマ・ポリシーに基づく人材育成を実現するため、教育研究組織としての学部、大学院の他に、センター等の事務組織として、学務センター、障がい学生支援センター、大学教育開発センター、国際化推進センター、社会連携センター、学術研究支援センター、入学センター、キャリアセンター、情報センター、附属図書館、保健センターを設置し、文理融合型総合大学としての機能を最大限に発揮できるように、教育研究組織を全学的に支援する組織編成としている。これらのセンター等は、立学の精神で掲げる「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する。」という理念の基盤を支える組織として機能している。各組織については、学部・研究科と同様に、毎年度「事業計画書」と「自己点検・評価報告書（兼事業報告書）」を基にした自己点検・評価を行っている。

また、本学では学内外の学際的共同研究を推進し、個々の専門領域を越えた多様な人材交流に基づく研究成果を社会に還元することを目的に、1994年に「総合研究所」を附置研究所として設置している。2024年度現在、11の研究センターを設置しており、文理を問わず幅広い研究プロジェクトが進行中である。これらのセンターで得られた成果を学部と大学院の教育にフィードバックすることで、専門分野に熟達し社会における諸問題の解決に貢献できる人材の育成を支援するとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を通じて、次世代の研究開発を担う人材の育成に寄与している。

No	研究センター名称
1	光デバイス研究センター
2	ナノマテリアル研究センター
3	自然災害リスク軽減研究センター
4	次世代バッテリーマテリアル研究センター
5	疾患予防食科学研究センター
6	健康・スポーツ医科学研究センター
7	メディカルAI研究センター
8	カーボンニュートラル物質改質技術研究センター
9	プラズマバイオ応用研究センター
10	自動車部品電動化戦略研究センター
11	ダイバーシティ・リサーチ・センター

#### <教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

本学は、教育研究組織の整備に際し、学問の動向、社会的要請、国際的環境に配慮しつつ、その充実に取り組んでいる。

2016年には、グローバル社会において求められる実践的なコミュニケーション力と多様な価値観への理解力を有する人材養成の社会的要請に応えるため、外国語学部国際英語学科を設置した。同学科は、英語力、国際理解、実践力の養成を通じて、世界と対話・協働できる人材の育成を目的としている。

2022年4月には、国際的な学術研究の深化に対応するため、「インターナショナル教育・研究センター」を設置した。同センターは、「アジア研究センター」が構築してきた国内外の研究者との学術交流基盤を活かしつつ、本学の総合的な学術シーズを活用して世界各国・地域の持続可能な発展に貢献する知のプラットフォームとして機能している。また2022年には、社会のデジタル化の進展に対応するため、理工学部情報工学科を改組し、本学10番目となる情報工学部を設置した。

2026年4月には、情報工学の学術的進展と高度情報化への対応として、大学院情報工学研究科修士課程を設置する予定である。また、理工学部では、半導体をはじめとする材料の研究開発において物理学と化学の学際的アプローチが基本となっている状況を踏まえ、化学・物質学科を新設する。同学科は材料機能工学専攻と応用化学専攻の2専攻で構成し、「物質科学」という新たな視点から材料学と化学を融合した教育研究を展開する計画である。

さらに、外国語学部では、企業のグローバル展開や国際協働の場で活躍する人材、日本の価値を世界に発信できる人材など、グローバル社会における人材需要の多様化に対応するため、国際英語学科を国際キャリア専攻と国際英語専攻の2専攻体制へと発展させることとしている。

以上のように、本学は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境に配慮しながら、教育研究組織を適切に整備している。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

**<適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価>**

本学における教育研究組織の点検・評価は、「大学評価委員会」を中心とした組織的な体制のもと、各種根拠資料・情報を適切に活用して実施されている。

各学部・研究科の点検・評価においては、毎年度各部署が作成する「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」を用いている。この報告書には、「MS-26 戦略プラン」の進捗状況、内部質保証の取組状況、中期事業計画の取組状況など多角的な観点からの自己評価結果が記載されている。報告書作成にあたっては、すべての評価項目において根拠資料の明示が義務付けられており、エビデンスに基づいた客観的な自己点検・評価を担保している。同様に、センター等のその他の教育研究組織についても、「自己点検・評価報告書（兼事業報告書）」を基に「大学評価委員会」が「MS-26 戦略プラン」と内部質保証の観点から点検・評価を行っている。これらの報告書においても、活動実績や成果を示す具体的な根拠資料が添付されており、客観的な評価の基盤となっている。

教育研究組織の新設・再編・廃止の検討過程においても、適切な根拠に基づく意思決定が行われている。例えば、2022年度に設置された情報工学部の場合、理工学部情報工学科の定員充足状況の確認に加え、高校生を対象とした独自アンケート調査を実施して進学意向を測定するなど、客観的データに基づいた設置の妥当性検討が行われた。既存の組織の再編・廃止の検討においても、対象組織の定員充足状況、学問動向、社会的要請等の情報を収集・分析し、その結果を基に法人及び教学の各意思決定機関（大学協議会、常勤理事会、評議員会、理事会）における段階的な審議を経て決定している。

このように、本学では教育研究組織の点検・評価において、各学部・研究科・センター等が作成する「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」をはじめ、本学における様々なデータを含む「ファクトブック」、学修成果などを集約した「ダッシュボード」など、多様かつ適切な根拠資料・情報を体系的に活用している。これらの客観的な資料・情報に基づく点検・評価プロセスが、本学の教育研究組織の質保証と継続的な改善の基盤となっている。

### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、教育研究組織の点検・評価結果を具体的な改善・向上に結びつけるための体系的な仕組みを構築している。

各学部・研究科および各センター等の教育研究組織は、「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」の作成過程で明らかになった課題を、翌年度の事業計画に改善目標と実行計画を明記することが求められている。この事業計画は「大学評価委員会」で点検され、その実行状況は「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」において検証される仕組みとなっており、PDCA サイクルの実質化が図られている。

こうした取り組みの成果として、例えば理工学部では、自己点検・評価を通じて変化する社会ニーズへの対応が課題として認識され、2026 年度から「化学・物質学科」の設置を計画している。これは、半導体材料研究における物理学と化学の学際的アプローチの重要性を踏まえた組織再編であり、既存の材料機能工学科と応用化学科の統合により、社会的要請に応える教育研究体制の構築を目指している。

また、外国語学部においても、点検・評価結果から志願者数の微減や就職率の課題が明らかになり、2026 年度から国際英語学科内に「国際キャリア専攻」と「国際英語専攻」の 2 専攻を設置する改革を進めている。これは、学生のニーズに合わせた再編成であり、特にキャリア形成を意識したカリキュラム編成による人材育成を目指している。

このように、本学では教育研究組織の点検・評価結果を改善・向上に結びつける仕組みが確立されており、各部局の特性と現状を踏まえた PDCA サイクルが効果的に機能している。こうした継続的な改善活動により、本学の教育研究組織は社会的ニーズと学術的発展の双方に対応しながら、着実に発展している。

### (2) 長所・特色

本学における教育研究組織の整備・運営においては、社会的要請と学術動向を的確に捉えた組織改編を積極的に推進している点が長所として挙げられる。特に、研究組織においては、総合研究所のもとに設置された多様な研究センターが、学際的研究を推進する基盤として機能している。これらの研究センターは公募制による厳格な審査を経て設置され、研究期間終了後の成果検証に基づき継続または終了が決定されるシステムを構築しており、学問の動向や社会的要請に応じた柔軟な対応を可能としている点が特色である。

### (3) 問題点

特になし。

### (4) 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という理念に基づき、3 キャンパスに 10 学部 23 学科、9 研究科 21 専攻を設置し、文理のバランスがとれた総合大学としての体制を構築している。

教育研究組織の整備・改編においては、学問の動向、社会的要請、国際的環境等に配慮しながら、時宜を得た対応を行っている。具体的には、2022 年の情報工学部設置や「インターナショナル教育・研究センター」の設置、2026 年に予定されている理工学部化学・物質

学科の新設や外国語学部国際英語学科の 2 専攻体制への発展など、社会ニーズと学術的発展を見据えた組織改革を推進している。

教育研究組織の適切性については、「大学評価委員会」を中心とした組織的な体制のもと、各部署が作成する「自己点検・評価報告書」等の客観的資料に基づく定期的な点検・評価が行われている。こうした評価結果は翌年度の事業計画に反映され、PDCA サイクルの実質化が図られている

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

#### <学位授与方針の適切な設定及び公表>

本学では、立学の精神に基づき、大学全体及び大学院全体の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。大学全体及び大学院全体のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである。

（名城大学のディプロマ・ポリシー）

名城大学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神に基づき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①幅広い教養を身につけ、広い視野に立って物事の公正な判断をすることができる。
- ②専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

（名城大学大学院のディプロマ・ポリシー）

名城大学大学院は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神にもとづき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①高度で専門的知識及び高い倫理観を身につけ、学術的見地に立って物事の公正な判断をすることができる。
- ②専門分野における研究能力又は高度専門職業人として必要な能力を有し、社会における諸問題の解決のためにその能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

各学部・研究科においても、大学全体の方針を踏まえつつ、それぞれ固有の「教育研究上の目的」に応じて、ディプロマ・ポリシーを策定している。これらのポリシーは、学生が修得すべき知識、技能、研究倫理等の学修成果を明確に示し、授与する学位の価値を保証している。

ディプロマ・ポリシーは、大学全体の3ポリシー検討WG報告書で示された指針に基づき策定されている。具体的には、「大学DPとの整合性を保ちながら、各学科の特徴を踏まえ、将来、検証や測定が可能な到達目標（求められる資質・能力）を記載すること。」「DPの資質・能力については、中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』（学士課程答申）を踏まえ、日本学術会議『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準』等を参考にすること。」「教養教育の目指す資質・能力、専門教育の目指す資質・能力、生涯学び続ける能力とすること。」「表現形式は、箇条書きとする、高校生等にも理解できる平易な

表現とすること。」といった留意事項を示し、各学科はこれに従って策定にあっている。

このように、すべての学部・研究科では、課程修了時に学生に修得を求める知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示したディプロマ・ポリシーを適切に設定し、本学ウェブサイトで公表している他、学生便覧への掲載や新入生オリエンテーション等を通じて、学生に説明している。

ディプロマ・ポリシーの適切性については、外部有識者を含む「学部等評価委員会」による年度毎の点検・評価を受け、その意見・提言を「学部等評価委員会」で検討・評価をしている。さらに「大学評価委員会」も、全学的な観点から立学の精神や大学全体のディプロマ・ポリシーとの関連性について点検・評価を行っている。

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

**評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表**

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

**評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性**

**<教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>**

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、大学全体及び大学院全体の「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。

大学全体及び大学院全体のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

（名城大学のカリキュラム・ポリシー）

名城大学は、各学科の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、次のような教育課程を編成し、実施します。

- ①人文・社会・自然科学、語学、情報技術、体育等からなる教養教育課程を体系的に編成し、様々な価値観に触れ、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ②専門教育課程を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ③初年次教育や演習・実験・実習科目を中心に能動的学修の要素を取り入れることにより、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行うとともに、学修行動調査や GPA、修得単位数に基づく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。

(名城大学大学院のカリキュラム・ポリシー)

名城大学大学院は、各専攻の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、コースワークとリサーチワークを適切に配置し、次のような方針で教育課程を編成し、実施します。

- ①コースワークでは、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、豊かな学識と高度な専門知識及び高い倫理観を獲得し、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ②リサーチワークでは、研究指導体制を整備することにより、専門分野における研究能力又は高度専門職業人として必要な能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ③少人数・双方向の授業体制及び能動的学修の実施により、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。学位論文の審査にあたっては論文審査基準を設け、客観性を担保する。また、学生の進路や関心等にもとづく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。

各学科・専攻では、大学全体のカリキュラム・ポリシー及び自身のディプロマ・ポリシーを踏まえ、独自のカリキュラム・ポリシーを策定している。この過程では、大学全体の3ポリシー検討WG報告書で示された指針に基づいて行われている。具体的には、「DPの資質・能力を達成するための教育課程の体系的編成が求められていること。」「初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から教育課程の適切性・体系性を検討すること。」「能動的学修等、質的転換の取り組みを重視すること。」「初年次教育は、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように充実させること。」「学修成果の評価方法を具体的に示すこと。」「全学的に実施する予定の学修行動調査等と各学科の教育課程の特徴を踏まえた評価手法を記載すること。」といった、大学が示す留意事項を基に各学科が策定している。

大学全体及び大学院全体、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、本学ウェブサイト上で公開しており、オープンキャンパス等では、高校生に向けて各学部の教育課程をわかりやすく紹介している。

#### <教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性>

本学では、ディプロマ・ポリシーにおいて定められている卒業・修了時に学生が身に付けるべき資質・能力の達成を目指し、教育課程の編成、学修方法、学修過程、学修成果の評価方法をカリキュラム・ポリシーに示している。これらのポリシーは互いに連関し合うように策定されており、その基礎は「3ポリシー検討ワーキンググループ」によって作成されたガイドラインにある。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーと共に、「学部等評価委員会」での点検・評価及び同委員参画の外部評価委員による点検・評価を受

けている。さらに、これらの評価結果は「大学評価委員会」においても確認されている。

大学全体のディプロマ・ポリシーが掲げている「専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。」の達成には、専門知識と技能に基づく社会問題解決能力の習得が不可欠である。この目標に基づき、カリキュラム・ポリシーでは、「専門教育課程を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。」と定めている。この方針は各学科にも適用されており、例えば理工学部電気電子工学科のディプロマ・ポリシーでは、「電気回路、電子回路、電気磁気学、プログラミング等の電気電子工学の知識と、それらを活用して、社会での問題を発見し、解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を有する。」としている。これを実現するため、カリキュラム・ポリシーでは、「(略) 講義・演習・実験等を適切に組み合わせたこれらの科目の履修を通して、電気電子工学の知識と、それらを活用して、社会での問題を発見し、解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身につける。」と示している。

このように、大学全体及び大学院全体、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで定められている学生が身に付けるべき資質・能力に基づいて、教育課程の編成等を示している。本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの関連性を保って策定され、一貫性のある教育方針を確立している。

**点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

**評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置**

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

**評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施**

**<教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性>**

本学では、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を確保するため、全学部・研究科において、各学科・専攻で定められたカリキュラム・ポリシーと「教養教育カリキュラム編成時の指針」に従い、教養教育と専門科目からなる体系的な教育課程を構築している。

教養教育については、全学委員会である「教養教育連携推進委員会」が、「教養教育カリキュラム編成時の指針」を策定し、各学部の教養教育がこの指針に基づいて適切に構築され

ているか、毎年度点検を行っている。この指針は、学生に幅広い学修機会を提供することを目的とし、「基軸科目」、「発展科目」、「教養演習科目」、「英語科目」、「第二外国語科目」、「情報教育科目」、「体育科目」、「キャリア教育科目」の8つの科目群から構成されている。特に「基軸科目」においては、高校から大学への移行を支援する導入教育と学生の様々な学問分野への知的好奇心の喚起を重視している。その一例として、経済学部の基軸科目である「現代社会に生きる」では、大学教育への移行を支援するとともに、学問への関心を深め、本学学生としてのアイデンティティを育成する重要な役割を果たしている。

また、一部の学部では特定の学問分野の特性を考慮し、本指針に記載されている科目群を専門教育科目に配置している。

専門教育については、各学部・研究科が、カリキュラム・ポリシーに基づき専門教育科目を編成している。例えば、理工学部建築学科のカリキュラム・ポリシーでは、「専門教育では、(略)講義科目と、それに関連する設計・演習・実験・実習が有機的に結びついた授業を実施することにより、建築学の各専門分野に関する基礎知識と芸術の感性を身につけることができるようにする。(略)」と定めている。この方針に基づき開講している「設計総合演習」では、その到達目標は「建築学の関連分野の相互関係を理解しつつ、総合的な視野から計画、設計、デザインできる能力を身に付けることを目標とする。それには、自らテーマを設定し、自ら考えて計画、設計という手段を用いてデザインを表現すること。」としており、設計から制作に至るまでの体験を通じて、能力の修得を実現している。

このように、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性の確保に努めるとともに、各学部・研究科では、社会と時代の変化に対応するためカリキュラム検討委員会や教授会、研究科委員会等を通じて、教育課程の継続的な見直しを実施している。

### <教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮>

教育課程の編成に際しては、3つのポリシーを反映したカリキュラムと科目・教育内容を体系性・順次性をもって示すため、2017年度入学生からは全学部で学位授与方針対応表と履修系統図を整備し、ナンバリング制度を導入している。本学のナンバリング制度では、第1桁目に学部学科(例：HH：人間学部人間学科)、第2桁目に学年(1～4)、第3桁目に部門(0：教養教育、1：専門教育、2：その他)、第4桁目に領域、第5・6桁目に科目番号を配置し、科目の階層性と順次性を明確化している。

学士課程においては、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教養教育課程と専門教育課程の両方に能動的学修の要素を組み込むように教育課程を編成している。その際、カリキュラム全体の体系性を明確化するため、本学では2つの方法で科目の配置状況を示している。

「学位授与方針対応表」ではスコープ(領域)の観点から各科目が学位授与方針のどの要素の修得に寄与するかを◎(主たる対応)と○(関連あり)で示し、「履修系統図」ではシーケンス(順次制)の観点から科目間の関連性と履修順序を体系的に示している。これらの可視化により、学生が各科目の位置づけと科目間のつながりを把握し、自身の学修目標に沿って計画的に履修を進めることができるよう工夫している。このような教育課程の体系性は、各学部の実際のカリキュラムにおいても明確に具現化されている。

例えば、人間学部人間学科の教養教育部門では、「基軸科目」、「人間と文化」、「人間と社会」、「自然と環境」、「言語コミュニケーション」、「情報技術」、「健康とスポーツ科学」、「教

養演習」、「キャリア・デザイン」科目群を配置しており、コミュニケーション能力や情報処理能力、論理的思考力等の基本的技能を育成している。特に基軸科目である「現代に生きる」では、①教養教育への導入、②専門教育における実践性の担保、③学部の仲間づくり、を目的とし、現代社会が直面する諸問題について深く理解した上で、グループ討議と全体討論を通して解決策を探究する能動的学修を促している。また、専門教育部門では、「基礎科目」、「心理系」、「社会・教育系」、「国際・コミュニケーション系」、「体験科目」、「文献講読」、「ゼミナール」等の科目群を配置し、人間と現代社会を多面的に分析し、問題解決能力を養成している。特に初年次の「基礎ゼミナール」、2年次の「文献講読A」、3年次の「基幹ゼミナール」、4年次の「卒業研究ゼミナール」等の必修科目や、フィールドワーク、ボランティア、インターンシップ、海外研修等の体験科目を通じて能動的学修を促し、少人数での交流や議論を通して、自他の立脚する立場を理解し、互恵的意思疎通をしながら探究し続ける能力を育てている。これらの科目は学位授与方針対応表と履修系統図により体系的に整理されている。

修士課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、コースワークとリサーチワークを適切に配置し、能動的学修を取り入れた教育課程を編成している。「学位授与方針対応表」では、高度な専門性と研究能力の育成という観点から、各科目が学位授与方針のどの要素の修得に寄与するかを体系的に示している。これにより、コースワークとリサーチワークの各科目が、研究者・専門職業人としての能力育成にどのように貢献するのかを明確化している。

例えば、農学研究科修士課程のカリキュラム・ポリシー①においては、「コースワークでは、専修分野に関連する授業科目である「特論」等により最新の科学に対応した専門分野及び関連分野の知識や技術を学ばせる。また、「科学倫理」を必修科目として配置し、研究活動に必要な倫理を学ばせる」としている。この方針に基づき、コースワークでは、専修分野の特論科目の他、専修分野の枠組みを超えた共通の知識や能力を育成するための「科学倫理」、「学術英語」等の共通科目を配置している。またカリキュラム・ポリシー②では、「リサーチワークでは、個別的な研究指導を行う「特別演習」及び「特別実験」・「特別実習」の科目を設置し、指導教員が一貫的かつ継続的に研究発表、学術論文作成、修士論文作成等の指導を行う。これらの科目の履修を通して、専門技術者や研究者として必要な専門分野における研究能力と広い視野で課題に対応する能力を身に付けさせ、問題解決のために活かすことができるようにする。」と定めている。これに沿って、リサーチワークでは、学生が高度な研究あるいは技術に関する指導を受けられるよう、各専修分野に関する演習及び実験・実習科目を配置している。さらに、カリキュラム・ポリシー③では、「コースワーク・リサーチワークともに少人数・双方向の授業体制を構築し、能動的に学修させることにより、未解明の問題へのアプローチ法や科学的解析法・論理的思考法・論文作成法を学ばせる他、国際的なプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を身に付けさせる。」としている。このように、能動的学修をコースワークとリサーチワークの両面で積極的に取り入れ、研究能力の段階的な向上を図っている。

博士後期課程においても、カリキュラム・ポリシーに基づき、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、能動的な学修の要素を取り入れた教育課程を編成している。

例えば、農学研究科博士後期課程では、カリキュラム・ポリシー①において、「コースワークでは、講義科目として「特殊講義」及び「リテラシー」を配置し、最新の科学に対応し

た専門分野及び関連分野の知識や技術を学ばせる。また、研究者の素養として、「研究倫理」及び「知的財産マネジメント」の講義により、倫理的あるいは産業社会的知識を学ばせる。」としている。また、カリキュラム・ポリシー②では、「リサーチワークでは、専修分野ごとに研究指導科目として『特殊研究』を配置し、研究発表・学術論文作成・博士論文作成等の指導を行う。この科目の履修を通して、専門技術者や研究者として必要な専門分野における研究能力と広い視野を有する能力を修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。」を踏まえ、リサーチワーク科目として各専修分野の「特殊研究」を配置している。さらに、カリキュラム・ポリシー③では、「コースワーク・リサーチワークともに少人数・双方向の授業体制を構築し、能動的に学修させることにより、発展的な研究課題に対する探求・解決能力及び論理的思考力を身に付けさせ、専門技術者や研究者として他者との相互理解や意見交換ができるようにする。」としている。

以上のように、学士課程から博士後期課程まで、各課程の特性に応じた体系的な教育課程を編成している。学士課程においては学位授与方針対応表と履修系統図を、大学院課程においては学位授与方針対応表を通じてその体系的・順次性を可視化し、本学のウェブサイトで公開している。

#### <単位制度の趣旨に沿った単位の設定>

本学は二学期制を採用しており、学則第 13 条では前期を 4 月 1 日から 9 月 13 日まで、後期を 9 月 14 日から 3 月 31 日までと定めている。単位制度については、「大学設置基準」に基づき、1 単位は 45 時間の学修を必要とする内容で構成することを前提としている。「大学設置基準」に従い、学則第 25 条では、「講義」及び「演習」には 15 時間から 30 時間、そして「実験」、「実習」及び「実技」には 30 時間から 45 時間の授業時間を 1 単位と定めている。さらに、授業時間外の学修に関する単位数の計算基準やその趣旨については「学生便覧」に詳述しており、学生に自主的な学修を促している。

#### <個々の授業科目の内容及び方法>

個々の授業科目の内容及び方法は、シラバスを通じて明確に示している。シラバスには、科目の概要と目的、到達目標、授業計画、準備学習・事後学習の内容、成績評価方法・基準等を具体的に記載するとともに、アクティブ・ラーニングの実施についても明示している。これらのシラバスについては、教育の質保証の観点から、毎年度、第三者による組織的な点検を実施し、記載内容の適切性を確認している。

#### <授業科目の位置づけ（必修、選択等）>

授業科目は、学則第 24 条に基づき、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、選択科目については学修方法により選択必修科目又は選択科目として設定している。これらの区分は学生便覧に明記するとともに、各授業科目の教育課程内での体系的な位置づけを履修系統図として可視化し、学生の体系的な学修を支援している。

## ＜各学位課程にふさわしい教育内容の設定＞、＜初年次教育、高大接続への配慮＞

### ＜教養教育と専門教育の適切な配置等＞

各学科のカリキュラム・ポリシーでは、「教養教育」と「専門教育」を区分し、それぞれの位置づけを明確にしている。教養教育は、大学全体のディプロマ・ポリシーに掲げる「幅広い教養を身につけ、広い視野に立って物事の公正な判断をすることができる」能力の育成を目指すものであり、様々な価値観や知識体系に触れることを通じて、物事を多角的に理解し判断できる力を培うことを目的としている。専門教育では、大学全体のディプロマ・ポリシーに掲げる「専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる」能力の育成を目指している。各学科では、これらの方針のもと、学士課程教育にふさわしい教育内容を確保するため、それぞれの専門分野の特性に応じたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを設定し、学士課程にふさわしい専門教育を実践している。

教養教育と専門教育の適切な配置に関しては、「教養教育カリキュラム編成時の指針」に基づき、各学部では教養教育科目を概ね30単位以上修得することを求め、専門教育とのバランスを考慮している。初年次教育においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、全学部で基軸科目を設けている。基軸科目は、多様な知識領域への導入ならびに動機づけとなることを目的としており、学生はこの科目を起点に発展科目を履修する。発展科目は、基軸科目を起点に多角的な視点から多様な専門領域を学ぶ科目群として位置づけられている。これらに加え、教養教育部門では教養演習科目、英語科目、第二外国語科目、情報教育科目、体育科目、キャリア教育科目を設置し、体系的な教育課程を編成している。この体系的な教育課程を通じて、様々な価値観に触れ、物事を正しく理解し表現できる力を養成している。また、初年次教育では、大学での学修方法、レポートの作成技術、プレゼンテーションスキルなどの指導も行われている。

高大接続については、学校推薦型選抜や総合型選抜等の早期合格者を対象に、未履修科目や苦手科目の克服、入学までの学習習慣の維持、基礎学力の補習・向上を目的として入学前教育を実施している。入学前教育の一環として実施している「MECプログラム」では、各学科が入学時に必要とされる基礎知識に基づいて受講科目を選定し、その最終的な決定は大学教育開発センター委員会によって行われている。大学教育開発センターでは受講者の取組状況や学修成果に関するデータを集約し、各学部提供している。各学部ではこれらのデータに基づき、入学前教育の内容や実施方法について毎年検討を重ねている。

さらに、2023年度からは、一般選抜合格者も含む全新生を対象に、オンデマンド形式で「入学前自校教育」プログラムを展開している。このプログラムを通じて、本学で学びたいことや、どのような学生生活を送りたいかを深く考える機会を提供している。

### ＜コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士課程）＞

大学院のカリキュラム・ポリシーでは、教育の質を高めるために、コースワークとリサーチワークを適切に配置することを定めている。

この基本方針に基づき、修士課程及び博士課程の各専攻では、コースワークとリサーチワークをバランス良く組み合わせた教育課程を編成している。

例えば、法学研究科修士課程におけるカリキュラム・ポリシー①では、「コースワークでは、専門分野に関する精深な学識ならびに諸外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等

に関する知見を修得し、国内外の学術文献を正確に読解する力、優れた論理的思考力、公正な判断力及び高い倫理性等を身につけることができるように、各専修分野に関する「研究科目」を配置している。授業科目の選定にあたっては、学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、指導教員が順次性や授業形態等を考慮した履修指導を行う。」と定めている。また、カリキュラム・ポリシー②では、「リサーチワークでは、指導教員が一貫かつ継続的で、個別的な研究指導を行う「研究指導科目」により、修士論文作成に必要な多角的な発想を養い、社会の変化に敏感でありつつも一貫して真理を探究する姿勢を身につけさせ、社会との間で望ましい知の循環を実現しうる法学・政治学研究者、準法曹又は高度専門職業人を養成する。」としている。

これらの方針に基づき、修了に必要な単位数は、リサーチワーク科目として研究指導科目 8 単位、コースワーク科目として専修科目のほか関連科目で 22 単位以上と定めている。研究指導を除く授業科目は半期ごとに開講し、1 科目 2 単位としている。

このように、学生が幅広く高度な専門的知識を修得できるよう配慮されている。

#### <教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり>

前述のとおり、「学部等評価委員会」で IR データ（カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード）、学位授与方針対応表、履修系統図を用いた、教育課程の点検・評価を実施している。これらの点検・評価結果は、全学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」によって、全学的な視点から再度点検がされている。さらに、毎年外部の視点も取り入れて教育課程の点検・評価を行うことで、多角的な視点を確保している。

#### <学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

教養教育科目の一部として提供されるキャリア教育科目は、学生が専門科目で修得した知識をキャリアデザインに応用する過程を支援するための科目群である。この科目群は、「キャリア形成論」や「インターンシップ」等、1・2 年次から履修可能な科目で構成されており、学生が社会的及び職業的に自立するために必要なスキルを育成する教育を提供している。

また、Society 5.0 時代の職業人に必要とされる基礎的能力を育成するため、2022 年度から「データサイエンス・AI 入門」を全学部生が受講できるよう開講している。本科目は、文理を問わず複数学部の教員によるオムニバス形式で提供され、オンデマンド形式で実施している。

授業では、データサイエンスと AI の社会的位置づけや活用事例を学修した上で、データサイエンスの初歩的手法の習得と、その活用における留意事項の理解を目指している。この「データサイエンス・AI 入門」は「データサイエンス・AI 教育科目運営委員会」と民間企業の協力により定期的に点検・評価を行っており、2023 年度には文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けている。2024 年度は授業理解度（83.6%）、資料満足度（92.1%）、到達目標達成度（75.8～84.9%）、授業満足度（87.0%）、他の学生への推奨度（90.5%）と、全項目で前年度から改善が見られた。2024 年度の履修者数は 2,712 名に達し、高い関心を集めている。

さらに、2024 年度には専門性を活かした学部独自のプログラムにより、都市情報学部と

情報工学部が「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」の認定を取得している。また、全ての学生に応用基礎レベルまでの学修機会を提供するため、全学共通科目として 2024 年度から「データサイエンス・AI 応用基礎 I」を開講し、2025 年度には「データサイエンス・AI 応用基礎 II」を開講する予定である。これらの科目を通じて、2025 年度には、都市情報学部と情報工学部以外の全ての学部においても「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」の認定取得を目指している。

本学ではこれらのプログラムを通じて、現代社会で求められる職業人としての能力育成に組織的に取り組んでいる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）>

単位の実質化を目指し、「大学設置基準」の趣旨に沿って、学生が過剰に履修登録を行うことを抑制し、適切な学修効果を得られるよう、全学部において、1 年間の履修登録上限を設定している。具体的には、法学部、農学部、都市情報学部、人間学部では年間 48 単位、経営学部では 1～3 年次は 46 単位、4 年次は 48 単位、経済学部及び外国語学部では 46 単位、理工学部では 49 単位、薬学部では 49.5 単位を上限としている。これらの上限単位数は、各授業科目における授業時間に加え、予習・復習等の授業外学修時間

を確保することを前提に設定しており、学生便覧や新入生オリエンテーション等を通じて学生に周知している。授業外学修時間の確保については、シラバスに必要な予習や復習の時間を明示するとともに、各学期開始時のガイダンスにおいて、単位制度の趣旨と自主的な学修の重要性について説明を行っている。

成績優秀者（前年度の GPA3.5 以上）については、教育の質を担保しつつ学修意欲に応える観点から、原則として各学部の上限值に年間 4 単位を加算した単位数まで履修を認めている。また、教職科目や資格関係科目については、学部カリキュラムと資格取得の両立を図るために必要な措置として、多くの学部で履修上限の対象外としている。ただし、これらの科目における学修の質を確保するため、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスで単位制度の趣旨や自学自習時間確保の重要性について指導を行っている。

大学院研究科においては、履修登録数の上限を定めていないものの、修士論文や博士論文の研究指導を考慮し、履修登録単位数が適切な範囲に保たれるよう、履修指導を行っている。

#### <シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）>

本学では、「シラバス作成要項」を専任教員および非常勤講師を含む全教員に配付し、シラバスの適切な執筆を促している。シラバスでは、講義の基本情報に加え、準備学習・事後学習、課題・定期試験に対するフィードバック、履修上の注意、授業の概要と目的、アクティブ・ラーニングの実施、該当する CP 及び DP、実務経験と授業内容の関係、科目ナンバリングコード、サブタイトル、到達目標、授業計画、使用テキストと参考文献、授業方法、実施形態、成績評価方法等、多岐にわたる情報が適切に含まれるように、全学で統一されたフォーマットを定めている。これらのシラバスは本学のウェブサイトにて公開しており、透明性とアクセシビリティを確保している。さらに、各学部・研究科の教務委員会が第三者チェックを行い、シラバスの適切性を保証している。これにより、教育効果の向上や必要に応じた改善等に繋げている。

#### <学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法>

『令和 6 年度学生アンケート結果報告書』によると、1 週間に 21 時間以上自学自習をしている学生の割合は 11.6%（令和 5 年度 11.1%）であった。この結果を受け、各学部及び研究科は、学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために様々な取り組みを進めている。具体的には、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた授業を展開しており、2024 年度開講科目におけるアクティブ・ラーニング導入率は 59.7%（2023 年度 48.6%）と着実に増加している。また、『WebClass』等の LMS とタブレット端末を用いた ICT の活用も推進している。特に人間学部の基軸科目「現代に生きる」という科目では、SDGs の 5 つのキーワードのうち、「People」、「Prosperity」、「Planet」というキーワードに関わる目標を取り上げ、それらの達成のために乗り越えることが不可欠な内外の諸課題について、各領域の専門家の話を聞くとともに、人間学部の新入生全員が責任ある「市民」＝主権者として、それらにどのように立ち向かうべきかをグループ別の討論と全体討論を通じて考えてもらうことを目的としている。この授業ではタブレット端末と当該授業「WebClass」内の「現代に生きるトーク」を活用して、学生間の意見・情報交換や、教員と学生の双方向の授業を促進している。特に注目すべき点は、この科目が人間学部のみならず、都市情報学部、理工学部、経済学部の教員も含む 13 名によって運営されていることである。各回の授業には、多くの

教員が一同に会することで、学生に対して多角的な視点から知識と理解を提供している。このように、この科目は人間学部だけでなく文理を超えた複数学部の教員の協力のもとで運営しており、従来の枠にとらわれない創造的な教育取り組みをしているといえる。

また、「MS-26 戦略プラン」のビジョン実現に向けて、「学びのコミュニティ創出支援事業」を通じて、アクティブ・ラーニング型授業の増加と学生の授業時間外の学修時間の拡大を目指した取組を支援している。さらに、総合大学の多様性を活かし、学部や学科の枠を越える幅広い学びを促進するために「他学部履修制度」を導入している。この制度では、2年次以上の学生が年間最大10単位まで他学部で開講される科目を履修することができる。加えて、学生が専門分野以外の知識を広げ、より広い視野を持つ人材へと成長することを目指して、「副専攻制度」の導入を進めている。2021年度は、理工学部の学科間及び経営学部・外国語学部間で導入され、続いて2022年度には、都市情報学部の観光系科目群を対象とした。2023年度からは、データサイエンス・AI分野で都市情報学部と情報工学部のカリキュラムを基にした副専攻制度が新たに開始され、2026年度には都市情報学部の学生が情報工学部の提供するデータサイエンス・AI科目群を体系的に学ぶことが可能となった。これにより、全ての学部において、学生は自身の専門分野に加えて、体系的に編成された他分野のカリキュラムを学ぶことができるようになった。

#### <適切な履修指導の実施>

各学部は、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスを通じて、履修方法や卒業要件に関する詳細な説明を行い、学生が適切に履修計画を立てられるよう支援している。各教員はオフィスアワーを週1回以上設定し、授業時間帯と休み時間を含めた複数の曜日から選択できる体制を整えており、前期と後期で異なる曜日・時間帯の設定も可能としている。これにより、学生が履修科目と重複することなく、必要な時に教員に相談できる環境を提供している。

また、各学部の教務事務担当では随時、履修に関する相談を受け付け、学生の個別の質問や相談に丁寧に対応している。さらに、各学部では学部の特性に応じて成績不振の基準を定め、該当する学生との個別面談を実施している。この面談結果は学務センターに報告され、組織的な支援体制の下で学生指導を行っている。特に面談を通じて基礎学力の不足が確認された場合には、大学教育開発センターが提供するリメディアル教育や大学院生による学習サポートルームを紹介するなど、適切な学修支援につなげている。これらの重層的な支援体制により、学生一人一人のニーズに応じたきめ細かな履修指導を実現している。

#### <（学士課程）授業形態に配慮した1授業あたりの学生数>

本学が2024年度に開講した全5,549科目について見ると、授業形態は講義が41.5%（2,301科目）、語学が30.2%（1,677科目）、演習が21.6%（1,199科目）、実験が3.7%（206科目）、体育が3.0%（166科目）と、多様な形態でバランスの取れた科目を提供している。本学の演習科目の割合（21.6%）は、令和元年度「全国学生調査」における国立大学（9.2%）や私立大学（12.5%）の平均を上回っている。実験・実習科目の割合（3.7%）は国立大学（13.3%）と比べると低いものの、これは大学の特性や学部構成の違いを反映したものである。

また、履修者規模については、19名以下の少人数クラスが33.4%（1,854科目）、20名か

ら 49 名までのクラスが 31.6% (1,755 科目) を占めており、全体の 65% が 50 名未満の規模で実施されている。50 名から 99 名までのクラスは 19.6% (1,086 科目)、100 名以上のクラスは 15.4% (854 科目) となっている。これは全国平均における大講義の割合 (国立大学 22.3%、私立大学 24.3%) と比較しても、より適切な規模での授業運営がなされていることを示している。なお、履修者数が多い科目に対しては、複数クラスを設けるなど、教育の質を維持するための対応を行っている。

#### < (修士課程、博士課程) 研究指導計画 (研究指導の内容及び方法、年間スケジュール) の明示とそれに基づく研究指導の実施 >

本学の大学院各研究科では、研究指導の内容・方法及び年間スケジュールを含む研究指導計画と論文審査基準を研究科便覧に明示し、これに基づく体系的な研究指導を実施している。各研究科の研究指導計画は、「大学院全体の 3 ポリシー及び専攻版 3 ポリシー策定ガイドライン」に基づき策定されたカリキュラム・ポリシーと連動して定められている。

修士課程における研究指導計画では、2 年間の一貫した指導プロセスを明示している。例えば経営学研究科では、カリキュラム・ポリシー②において「リサーチワークでは、入学時に研究指導教員が決定され、研究指導科目において、2 年間一貫して修士論文作成の指導を受ける。この過程で、研究活動に必要な姿勢、方法、論理的思考・構築力、高い倫理性等を身につけさせ、また、自己の研究が持っている社会的意味、社会的貢献の内容等を深く認識させ、社会における「知」の在り方に対する見識に基礎付けた実践的研究を可能とする能力を習得させ、これによって問題解決のために活かすことができるようにする。」と定めている。この方針に基づき、研究科便覧では入学時のオリエンテーションにおける研究テーマと教員のマッチングから、研究指導体制の確立、そして「研究指導」科目を通じた段階的な指導プロセスを明示している。具体的な年間スケジュールとして、1 年次第 1・第 2 セメスターでの 2 年次による修士学位論文報告会への参加、2 年次第 2 セメスターでの論文事前報告会、11 月の調書提出、1 月の論文提出、2 月の面接審査までの過程を定め、これに沿って計画的な研究指導を実施している。

博士後期課程の研究指導計画においても、3 年間の体系的な指導プロセスを研究科便覧に明示している。経営学研究科では、カリキュラム・ポリシー②で「リサーチワークでは、指導教員による研究指導とともに、必要に応じて、集団指導体制をとる。こうした指導体制によって、3 年間で研究成果を論理的にまとめることができるようにし、学会・研究会での研究発表や 1 編以上の査読付き論文の作成ができるようにする。また、博士論文作成に関しても、本研究科博士後期課程所属全教員によるワークショップを開き、研究科総体として支援する体制をとり、質が高い研究論文が作成できるようにする。」と定めている。研究科便覧では、この方針に基づく研究指導の内容として、研究課題の決定、研究計画の作成、査読付き論文の作成等を明示し、指導方法として個別指導と集団的指導の組み合わせを定めている。また、年間スケジュールとして、入学時の指導教員決定から、各セメスターでの研究指導、3 年次第 1 セメスターの学位論文ワークショップ、第 2 セメスターでの予備審査、本審査、公聴会に至る過程を明確に示し、これに従って段階的な研究指導を実施している。

このように本学では、研究科便覧を通じて研究指導計画を明示し、カリキュラム・ポリシーと連動した体系的な研究指導を実施している。修士課程・博士後期課程それぞれにおいて、

研究指導の内容・方法を明確に定め、年間スケジュールに沿った段階的な指導を展開している。

#### <各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり>

第2章でも述べた通り、本学では学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制を構築している。全学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」は、全学及び各学科・専攻の取り組みについて、3つのポリシーを踏まえた適切性を点検・評価している。具体的には、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」や「アセスメントプラン」に基づく学修成果データ、各学科の学位授与方針対応表、履修系統図等を活用し、教育課程の適切性を点検・評価している。このように、学生の学修成果の達成状況を確認するための仕組みは整備されている。

#### 点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

##### 評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

##### 評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

#### <単位制度の趣旨に基づく単位認定>

「大学設置基準」に則り、1単位の授業科目に必要な45時間の学修を基に単位を認定している。学則第25条に基づき、講義及び演習については15時間から30時間まで、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの授業時間をもって1単位としている。また、卒業論文、卒業研究、卒業制作等については、これらの学修の成果を評価して単位を認定している。各科目の成績評価基準と方法は、それぞれの科目のシラバスに明記され、これに基づいて単位を認定している。

#### <既修得単位の適切な認定>

学則第27条及び第28条に基づき、教育上有益と認めるときは、入学前及び入学後に他大学等（外国の大学を含む）において修得した単位について、60単位を超えない範囲で認定することができる。対象となる教育施設等は、大学又は短期大学、短期大学又は高等専門学校

校の専攻科、及び文部科学大臣の定めるものとしている。また、編入学及び転学部等をした学生の既修得単位については、学則第 29 条に基づき、各学部において認定を行っている。認定にあたっては、教務委員会等において、当該科目のシラバス等を用いて授業内容、学修時間数、成績評価基準等を詳細に精査し、本学の教育課程との整合性を確認したうえで、教授会の承認を経て適切に行っている。

#### <成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置>

学士課程における成績評価は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アセスメント・ポリシーに則り、各授業科目の到達目標に基づいて行っている。評価方法はシラバスに具体的に明示し、教務規程に定められた基準（S：100～90 点、A：89～80 点、B：79～70 点、C：60～69 点、F：59～0 点）に基づき絶対評価方式で行っている。これらの評価基準は「成績評価基準表」として学生便覧等で周知している。

#### <成績評価基準表>

評価	基準	点数
S	授業目標の水準を十分に達成でき、際立っている	100～90
A	授業目標の水準を十分に達成できている	89～80
B	授業目標の水準を概ね達成できている	79～70
C	授業目標の最低限の水準を達成できている	69～60
F	授業目標の最低限の水準を達成できていない	59～0

GPA の算出式についても、学生便覧等を通じて学生へ周知している。成績評価に基づいた学期ごとの GPA 及び通算 GPA については、成績一覧表に記載され、学生へ通知されている。

#### GP 換算方法：

100～95 点=4.3、94～90 点=4.0、89～87 点=3.7、86～83 点=3.3、82～80 点=3.0、79～77 点=2.7、76～73 点=2.3、72～70 点=2.0、69～67 点=1.7、66～63 点=1.3、62～60 点=1.0、59 点以下・欠席・欠格=0

#### GPA 算出式：

(科目の単位数×その科目の GP) の合計 / 履修登録科目の総単位数 ※

※認定科目、自由科目および教職センターで開講される教職課程科目・学芸員課程科目等は含みません。

GPA は学修到達度の補助的指標として活用されており、履修上限の緩和、奨学金受給者の選定、履修指導の対象者選定等、様々な場面で用いられている。このような GPA の重要性を踏まえ、成績評価の客観性と厳格性を確保するため、教授会では成績評価の分布を共有し、必要に応じて成績評価の平準化を図っている。

### <卒業・修了要件の明示>

単位数を含めた卒業・修了要件は、学生便覧と本学のウェブサイトで明示している。これらの要件は、ディプロマ・ポリシーに準拠したカリキュラム・ポリシーに基づき、各カテゴリーの科目の単位数を必要数修得することにより、卒業・修了認定が行われる。

大学院においては、各研究科がディプロマ・ポリシーに基づいた論文審査基準を定め、これを研究科便覧に明示し、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスを通じて学生に周知するとともに、本学のウェブサイトで公表している。

### <成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり>

本学では、前述のとおり学則に規定された成績評価基準（S・A・B・C・F）と、それに基づく単位認定基準を全学的に定めている。また、全ての科目においてシラバスに成績評価方法を明示することを全学的なルールとして義務付けている。これらの成績評価及び単位認定に関する全学的なルールの適切性については、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を活用し、「大学評価専門委員会」で全学レベルの学年別 GPA 分布及び評定の分布状況、学年別の履修単位数・修得単位数の平均値、半期毎及び通算の GPA の推移、そして半期毎の履修科目平均点及び修得科目平均点の推移を確認している。

各学部においては、学部別に作成されたこれらのデータを用いて、学部レベルでの学修成果や単位認定プロセスの点検・評価を行い、必要に応じて改善に取り組んでいる。

### <学位論文審査基準の明示・公表

#### <学位授与及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置>

#### <学位授与に係る責任体制及び手続の明示>

#### <適切な学位授与>

学位授与を適切に行うための措置として、本学では学士課程及び大学院課程において、「名城大学学位規程」に基づく明確な基準と手続きを整備している。学士課程においては、「名城大学学則」第 38 条及び「名城大学学位規程」第 3 条第 1 項に基づき、本学を卒業した者に対して学位を授与している。学位授与の要件及び基準は学生便覧に明示し、本学ウェブサイトでも公開することで、学生への周知を図っている。学位授与の判定は、各学部教授会において行われる。

大学院課程における修士の学位は、「名城大学大学院学則」第 28 条から第 30 条及び「名城大学学位規程」第 3 条第 2 項に基づき、本大学院の修士課程を修了した者に授与している。また、博士の学位は、同規程第 3 条第 3 項に基づき、本大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者に授与している。学位論文の審査については、同規程第 7 条に基づき、論文内容に関連する研究指導教員のうちから 3 名以上の審査委員（内 1 名は主査）を選出し、審査委員会を設置する。審査委員会は、学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連のある科目についての試験を口頭又は筆答により行い、その結果を研究科委員会に文書で報告する。研究科委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席及び出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決を行い、その後、大学協議会の承認を経て、学長が学位を授与している。各研究科では修士課程と博士後期課程のそれぞれについて論文審査基準を設定し、研究

科便覧等で明示している。これらの基準により、学位論文の質を担保するとともに、審査の透明性を確保している。

このように、本学では学位授与に関する要件や基準を明確に定め、それらに基づく厳正な審査を実施することで、学位授与の適切性を担保している。

#### <学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり>

学位授与に関わる全学的なルールとして、本学は「名城大学学位規程」を定めている。同規程は学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づくもので、学士、修士及び博士の各学位における専攻分野の名称、学位授与の要件、審査手続き等について全学的な規定を定めている。

全学内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」は、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を用いて学位授与の状況を組織的に把握している。このダッシュボードには、学位授与に関連する「入学者数」「卒業者数」「退学者数」「留年者数」「卒業率」「退学率」「留年率」等のデータが含まれており、同委員会はこれらの全学的なデータを基に、学位授与が適切に行われているかを定期的に点検・評価している。この取り組みにより、本学における学位授与の質保証に努めている。

#### 点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学修成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

<各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定>

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

<学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり>

本学では、学修到達目標の達成状況を適切に評価・把握するため、2018年度に以下の通りアセスメント・ポリシーを策定した。

(大学全体のアセスメント・ポリシー)

大学及び学科レベルでは、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとの GPA の数値に加えて、単位取得状況、学修行動調査、卒業時調査及び学生アンケートにより評価する。科目レベルでは、シラバスに記載してある方法で成績評価を行う。評価は、テストやレポートなど科目の内容に合わせた方法で実施する。卒業研究については、各学部が定める評価基準に基づいて卒業論文等の成果を評価し、大学及び学科レベルでは、その集計値で評価する。

このアセスメント・ポリシーに基づき、学科レベルでの教育目標に沿った学修成果を測定するため、各種調査及びアンケート(表1)を通じて、学生の成績評価、成長実感、予習・復習時間、就職率・進路満足度等を測定している。これらの情報は「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」や他の IR 情報としてまとめられ、「大学評価専門委員会」を通じて各学部へ提供されている。

表1 学修成果を把握するための各種調査・アンケート

名称	対象	主な設問
学生アンケート	学部の在學生	授業満足度・理解度、自学自習時間、学修成果(機関レベル・学科レベル)、大学生生活満足度、成長実感
卒業・修了時アンケート	学部・研究科の卒業・修了予定者	授業満足度、自学自習時間、学修成果(機関レベル・学科レベル)、大学生生活満足度、成長実感、在学中の経験、進路満足度、本学への誇り
卒業・修了後アンケート	卒業・修了後4年が経過した卒業生・修了生	学修成果、大学生生活満足度、成長実感、在学中の経験・学修機会、本学への誇り、就業状況
企業アンケート	卒業生及び修了生が就職した企業	本学卒業生の印象

また、全ての学部・学科では、GPS-Academic や PROG テスト等のアセスメントテストを積極的に活用し、学修成果の把握と向上に努めている。2021 年度からは、全学部で学修ポートフォリオも導入しており、学生が自身の学修成果や課題を把握し、継続的な学びに活用している。2023 年度からは、卒業時の修得単位・GPA・DP 達成度を表示した「名城大学ディプロマサプリメント」を発行し、卒業時の学修成果を学生にフィードバックしている。

研究科では、成績評価や論文審査、修了時アンケート等を用いて学修成果を測定し、カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード【大学院】に集約している。各研究科においては、充実したディスカッションの機会と研究発表機会の提供、学生へのチャレンジを奨励しており、博士学位の取得に際しては、学術誌への論文掲載義務や成果報告会での報告義務等を課している。学位論文の審査に関しては、指導教員以外の複数の審査員による厳格な評価を全研究科で行い、研究科委員会及び大学協議会で合否を決定している。

また、2021年度には、「大学評価専門委員会」が各学部・研究科に対し、アセスメントプランの作成を要請し、学修成果のより適切な評価体制の整備に努めている。

このように、全ての学部・研究科では、アセスメント・ポリシーに基づき、GPA や単位取得状況、学修行動調査等による学修成果の点検評価を行い、必要に応じて改善に活用されている。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか**

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
---

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

（学習成果の測定結果の適切な活用）

本学における教育課程・学習成果の点検・評価は、客観的かつ多角的なデータに基づいて実施されている。各学部・研究科に設置された「学部等評価委員会」が中心となり、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を活用した学修成果・教育成果の点検・評価を行っている。このダッシュボードでは、大学全体および学科レベルのディプロマ・ポリシー(DP)達成度、学習意欲、授業理解度、授業満足度、自学自習時間といった学習プロセスに関するデータを可視化している。加えて、卒業率、退学率、留年率、GPA 分布、単位取得状況といった学修成果に関するデータも統合的に把握できる仕組みとなっている。特に各学科の DP 科目群ごとの GPA 平均値、修得単位数、GPA 推移、入試区分ごとの成績データなど、教育効果の検証に必要な多面的なデータを提供することで、各学部・学科が教育の質保証を実現するための基盤を形成している。これらのデータは年度ごとに定期的に収集・分析され、各学部・研究科の教育目標に照らした学修成果・教育成果の検証に活用されている。

本学の点検・評価における特色として、教育課程毎に外部有識者による第三者評価の積極的な導入が挙げられる。例えば、人間学部・人間学研究科では、高等教育研究を専門とする他大学の教員から教育課程や学修成果に対する意見・提言を聴取している。この外部評価では、カリキュラム体系の整合性、学修成果の達成状況、教育内容・方法の適切性などについて客観的な視点からの評価が行われる。これらの評価結果は各学部・研究科内での検討を経た後、「大学評価委員会」で全学的に共有され、教育改善の重要な資源となっている。このような外部の視点を定期的に取り入れることで、自己点検・評価の客観性と実効性を高めている。

教育方法の改善については、全学部・研究科に設置された FD 推進組織による組織的な取組が行われている。本学では授業改善アンケートを実施し、学生からの直接的なフィードバックを収集している。このアンケート結果は、教員個人が担当科目の改善に活用するだけでなく、学部・学科レベルで集計・分析され、組織的な教育改善に役立てられている。また、FD・SD フォーラムや FD・SD 学習会を毎年開催し、授業改善アンケートの結果も参考に

しながら、教育方法の優れた事例の共有や課題解決に向けた議論を行っている。このように、学生からのフィードバックが教員と学生間のコミュニケーションを促進するツールとして機能するとともに、組織的な教育改善の重要な根拠となっている。

本学では、学修成果・教育成果に関するデータを体系的に収集・分析する仕組みが確立されている。「大学評価専門委員会」が中心となり、前述のダッシュボードデータに加え、学生の学修行動調査（学生の知識・技能・態度を多面的に測定する GPS-Academic など）、卒業時調査、卒業後5年経過時点での卒業生調査など多様な IR データを収集・分析している。これらのデータは、定期的に各学部・研究科に提供され、教育課程の点検・評価における客観的根拠として活用されている。各部署ではこれらの IR データを活用しながら、自己点検・評価を行い、エビデンスに基づく教育改善サイクルを実践している。特に、学修成果の経年変化を通じて、教育課程の強みと課題を明確化し、改善策の立案に結びつけている。こうした多様な根拠資料・情報を体系的に活用することにより、各学部・研究科は教育目標に沿った学修成果を適切に測定し、その結果に基づいた教育課程や教育内容・方法の継続的な改善を実現している。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学における教育課程・学修成果の質保証体制は、計画立案から評価、改善に至る一貫したプロセスとして確立されている。各部署では毎年 MS-26 戦略プランを基盤とした事業計画書を作成し、教育改善に向けた具体的取組と達成度指標を明確に設定している。これらの計画に基づく活動は、年度末に「大学評価委員会」による点検・評価を受けている。学部・研究科は、「大学評価専門委員会」から提供されるダッシュボードを活用しながら、自己点検評価報告書（兼 事業報告書）を作成する。これらの報告書は各学部の「学部等評価委員会」の点検・評価を経た後、「大学評価委員会」において最終的な点検・評価が行われ、全学として取り組む全学課題が設定されている。

このような体系的な点検・評価プロセスの有効性を示す具体例として、2024年6月に開催された「大学評価委員会」における全学課題の設定とその後の取り組みがある。この委員会では、IR データの詳細分析に基づき、「学生の授業外学修時間の拡充」が重要課題として特定された。これは学生の主体的な学修時間が、大学基準が定める授業外学修時間を下回っていることが明確になったためである。課題の特定後、全学的な改善方針として「アクティブ・ラーニングを導入する授業の増加」という具体的な目標が設定された。この改善方針に基づき、学務センターはシラバス作成ガイドラインの改訂とチェック体制の強化を通じた推進を担当し、同時に大学教育開発センターはアクティブ・ラーニングに関する FD・SD 学習会の開催と個別支援を行った。この組織的かつ体系的な取組の結果、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の割合は2023年度の48.6%（5,300科目中2,578科目）から2024年度には59.7%（5,143科目中3,070科目）へと11.1ポイント増加し、当初設定した目標値55%を大幅に上回る成果を達成することができた。

さらに、点検・評価の結果は教育改善の仕組み自体の見直しにも活用されている。授業改善アンケート結果の分析から、「学生の意見を反映する教育改善システムの構築」が新たな重点課題として設定された。これは、学修者本位の学びが十分ではないという課題認識に基づくものである。この課題に対応するため、大学教育開発センターでは15年ぶりとなる「授

業改善アンケート」の大幅な見直しを実施した。従来の教員評価的な側面が強かったアンケートから、学修者自身の学びの振り返りと授業改善への建設的な意見収集を重視した「科目別学修振り返りアンケート」への転換を進め、原則として全科目を対象科目として2025年度より全学で導入される予定である。この新たなアンケート制度では、学生の成長実感に重点を置いた項目構成となっており、より教育改善に直結するデータ収集が可能となることが期待されている。

一方、授業レベルでの改善活動も着実に進展している。本学では授業改善アンケートの結果に基づき、各教員が次学期または次年度に向けた具体的な改善案を作成している。教員は授業方法の工夫、教材の改善、アクティブ・ラーニングの拡充など、学生からの意見を踏まえた具体的な改善策を実践している。これらの取組の効果は、授業改善アンケートの経年データに明確に表れている。特に学生の成長実感を問う項目では、前期データで平成28年度の63.2%から令和6年度の80.4%へ、後期データでは平成28年度の63.1%から令和6年度の80.7%へと、約17ポイントの大幅な向上を達成している。この結果は、点検・評価結果に基づく改善活動が実質的な教育効果の向上につながっていることを客観的に示すものである。

このように、本学では教育課程・学修成果に関する取組が客観的データに基づいて適切に点検・評価され、その結果に基づく具体的な改善策が立案・実行されている。

## (2) 長所・特色

カリキュラムの面においては、2022年度から「データサイエンス・AI入門」を全学部の学生が受講できるよう開講し、2023年度には文部科学省から「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けている。2024年度の履修者数は2,712名に達し、授業満足度も87.0%と高い水準を維持している。さらに、2024年度からは「データサイエンス・AI応用基礎Ⅰ」を開講し、2025年度には「データサイエンス・AI応用基礎Ⅱ」の開講を予定するなど、現代社会で求められる職業人としての能力育成に組織的に取り組んでいる点は長所といえる。

学修成果の把握と評価においては、アセスメント・ポリシーに基づき、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を活用して学修成果を多面的に可視化している。特に、学位授与方針対応表にナンバリングを付して体系性を高め、ディプロマ・ポリシーに準じた科目ごとにGPAを算出し、レーダーチャートとして可視化している点は本学の特色である。また、全ての学部・学科でGPS-AcademicやPROGテスト等の外部調査を導入し、客観的な学修成果の評価に努めている。さらには2021年度からは学修ポートフォリオを導入し、2023年度からは卒業時の修得単位・GPA・DP達成度を表示した「名城大学ディプロマサプリメント」を発行するなど、学修成果の可視化と学生へのフィードバックを充実させている点は長所といえる。

授業レベルでの改善活動も着実に進展している。本学では、授業改善アンケートの結果に基づき、各教員が学生の意見を反映させた授業レベルでの改善を行っている。その結果、授業改善アンケートにおける学生の成長実感の項目では、平成28年度の約63%から令和6年度には約80%へと大幅な向上を達成している。毎年学生の声を反映した授業レベルでの改善を実施し、その結果が学生の成長実感の向上に繋がっている点は長所といえる。また、ア

クティブ・ラーニングを導入する授業の増加を全学的な課題として設定し、シラバス作成ガイドラインの改訂やFD・SD学習会の開催などの取組を進めた結果、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の割合は2023年度の48.6%から2024年度には59.7%へと11.1ポイント増加した点は長所といえる。

### (3) 問題点

本学の教育課程及び学習成果における問題点としては、まず学生の授業外学修時間の不足が挙げられる。2024年度学生アンケート結果報告書によると、1週間に21時間以上自学自習をしている学生の割合は11.6%（2023年度11.1%）にとどまっており、大学設置基準が定める授業外学修時間を十分に確保できていない状況である。この問題に対応するため、本学ではアクティブ・ラーニングを導入する授業の増加を全学的な課題として設定し、シラバス作成ガイドラインの改訂やFD・SD学習会の開催などの取組を進めた結果、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の割合は2023年度の48.6%から2024年度には59.7%へと11.1ポイント増加した。しかし、学生の主体的な学修時間の確保については引き続き課題として残されている。

副専攻制度については拡充が進められているものの、全学的な展開と学生の積極的な活用を促進するための取組が必要である。学生の多様なニーズに対応したプログラムの開発など、更なる充実が課題として挙げられる。

### (4) 全体のまとめ

本学では、立学の精神に基づき、大学全体及び大学院全体の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」と「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を適切に設定し、これらを本学ウェブサイト等で公表している。各学部・研究科においても、大学全体の方針を踏まえつつ固有の「教育研究上の目的」に応じてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定しており、これらの間には適切な関連性が確保されている。

教育課程の編成においては、カリキュラム・ポリシーに基づき教養教育と専門教育を適切に配置し、学位授与方針対応表と履修系統図を整備するとともに、ナンバリング制度を導入することで体系性と順次性を確保している。特に初年次教育や高大接続への配慮、能動的学修の促進など、学生の学修を活性化するための様々な取組を実施している。また、単位制度の趣旨に沿った単位の認定や履修上限の設定により単位の実質化を図り、シラバスには授業の目的や到達目標、成績評価方法等を明示している。

学修成果の把握と評価については、アセスメント・ポリシーを策定し、各種調査・アンケート、アセスメントテスト、成績評価等の多様な方法を用いて学修成果を測定している。これらのデータは「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」として集約され、「学部等評価委員会」による点検・評価と「大学評価専門委員会」による全学的な点検・評価を通じて、教育の質保証に活用されている。

教育課程・学習成果の点検・評価については、カリキュラムダッシュボード等の客観的データに基づき定期的実施されており、その結果は教育内容・方法の改善、アクティブ・ラーニングの推進、授業改善アンケートの見直しなど、具体的な改善・向上の取組に結びついている。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

本学では、立学の精神やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、本学全体のアドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイト等を通じて広く公表している。

(大学全体のアドミッション・ポリシー)

- ①大学での学修の基礎となる高等学校における各教科の基本事項を修得している。
- ②入学を希望する学科での学修成果を社会で活かすという目的意識がある。
- ③大学在学中だけでなく、卒業後も学び続ける意欲がある。

各学科・専攻におけるアドミッション・ポリシーの策定は、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体的に学修に取り組む態度」という学力の三要素を軸に据え、これらを基に、大学全体のアドミッション・ポリシーに沿って行っている。これらのポリシーは、「入学試験要項」等の刊行物や本学ウェブサイトを通じて広く社会に向けて公表されている。アドミッション・ポリシーの適切性は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと同様に、外部有識者の点検・評価を通じて確認されており、その意見・提言を含む結果は「学部等評価委員会」での点検を経た後、内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」においても点検されている。また、本学では、入学センターが中心となり、各学部の教員と協力して、高校訪問、入試説明会、学内見学会、オープンキャンパス等の活動を展開しており、これらの機会に求める学生像や入学までに修得しておくべき知識等を周知している。

<入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像>

<入学希望者に求める水準等の判定方法の明示>

各学部・研究科は、アドミッション・ポリシーに基づき、入学者に求める資質・能力を適切に評価するため、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜等の多様な入学試験制度を実施している。それぞれの入試制度における入学定員、出願資格、選抜方法等は「入試ガイド」に明示し、本学ウェブサイトで公開している。

選抜方法については、一般選抜では各教科の出題範囲や試験時間、配点を、総合型選抜及び学校推薦型選抜では面接や小論文等の選抜方法を明記している。また、「入試ガイド」では、一般選抜、公募制推薦および総合型選抜（英語ディスカッション・まちづくり・プログ

ラミング実績評価)の実績データ(出願者数、受験者数、合格者数、倍率)を公表するとともに、一般選抜については合格最低点も明示している。これらの選抜方法は、アドミッション・ポリシーに掲げる求める学生像と整合するよう設計されており、入学希望者に求める学力水準や能力を適切に評価できる仕組みとなっている。

このように、本学では入学希望者に求める学力水準や判定方法を明確に示すことで、受験生が適切な準備を行えるよう配慮している。

**点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。**

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

**<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>**

本学の学生募集活動は、入学センターを中心に展開されており、高校訪問、入試説明会、学内見学会、オープンキャンパス、模擬講義、進学相談会等の活動を通じて、本学の教育理念を深めるよう行っている。特に、オープンキャンパスについては、参加者の受験率が極めて高いため、本学としては特に重点を置き、天白・八事・ナゴヤドーム前の各キャンパスで開催している。加えて、受験生のニーズに応じて、これまで実施できなかった3月に学内見学会を実施する等、新しい形式の取り組みも進めている。

入学者選抜では、一般選抜、学校推薦型選抜(公募制、指定校、附属高校、専門高校等)と総合型選抜(英語ディスカッション、スポーツ、チアリーダー、プログラミング実績評価、まちづくり)、特別入試(簿記・会計、帰国子女・海外留学経験者、英語資格取得者、外国人留学生、社会人、総合数理プログラム(飛び入学))を実施し、多様な素養を持った人材を受け入れている。これらの入学者選抜は文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」に準拠し、各学科の人材養成目的、アドミッション・ポリシー、教育課程に対応した内容で実施されている。

選抜方法の適切性については、「アドミッション・ポリシー」に示す資質・能力を入試方式ごとに適切に点検できるよう「アドミッション・ポリシーと入試方式との対応表」を用いたマッピングを行っている。また、入学後の追跡調査による学修状況・進路状況の分析データに基づき、「大学評価専門委員会」において入試制度全体の適切性を評価している。さらに、各学部の入試委員会等においても、学部の特性に応じたより詳細な点検・評価を行い、選抜方法の改善に活用している。

個別の入学資格の審査については、「入学センター委員会」のもとに設置された入学資格審査委員会において、「名城大学入学者選抜試験にかかる入学資格個別審査実施要項」に基づき、学習歴、社会経験、取得資格等を総合的に審査し、高等学校を卒業した者と同等以上

の学力があると認められる者について、適切に入学資格を認定している。

<アドミッション・ポリシーと入試方式との対応表>

【〇〇学部 〇〇学科】					
入学者受け入れ方針（AP）と令和〇年度入試方式との対応表					
◎：強く関係、○：関係					
入試区分	入試方式	主な試験内容	AP①	AP②	AP③
			○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
一般	A・F・K・B・C方式	教科別学力試験	◎		
総合型	スポーツ	面接		◎	◎
		小論文	○	○	
		調査書	○	○	
学校推薦型	公募制推薦	面接		◎	◎
		基礎学力調査 (英語と小論文)	◎	○	
		調査書	○		
	指定校推薦	面接	◎	◎	◎
		調査書	◎	○	
	.....	面接	◎	◎	◎
		調査書	◎	○	
	.....	面接	○	◎	◎
		基礎学力調査 (英語と小論文)	◎	○	
		調査書	◎		

<授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

学部・研究科ごとの入学金、授業料、施設費などの詳細及び奨学制度等などの経済的支援に関する情報は、『入試ガイド』や本学ウェブサイトの詳細に掲載している。また、学務センター生活支援では、年間を通じて問い合わせに対応している。これらの情報は定期的に更新し、学生や志願者が常に最新かつ正確な情報を得られるよう配慮している。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

本学では、入学者選抜の実施に向けた体制を整えるため、入試担当副学長と全学的な入学者選抜の企画・調整を行う「入学センター」を設置している。入学センターは、本学の求める学生を安定的に確保することを目的とし、入試広報、入試実施、入試企画及び入試庶務に関する業務を担っている。

学部及び大学院入試では、学長、副学長、事務局長、入学センター長、学部長、研究科長、入学センター事務部長、渉外部事務部長、財務部事務部長、総合企画部事務部長を構成員とした「入試戦略会議」において、学生募集戦略や入試広報戦略等の全学的な入試方針を決定している。学部選抜では、全学的な入試方針に基づき、入学センター長を委員長とし、事務局長及び各学部から推薦された教育職員各2名を構成員とした「入学センター委員会」において、具体的な入試実施方法の検討や学部間の調整を行い、大学協議会で次年度の「入学

試験基本事項」を決定している。合否判定に際しては、入学センターが全国の大学入学試験状況に関する情報を提供し、合格者数が入学定員と照らして適切な人数となるよう調整をしている。

大学院の選抜については、各研究科委員会が公正かつ適切な学生募集と入学者選抜が行えるよう、試験方針や入学試験に関する準備・実施、合否判定に至る事項を検討している。これらの検討結果を基に、次年度の「入学試験基本事項」を大学協議会で決定している。

#### <公正な入学者選抜の実施>

本学では、入学者選抜の公正性を確保するため、体系的な実施・運営体制を整備している。入学試験の実施においては、「入学センター委員会」の下に「入試問題作成委員会」を設置している。同委員会は入学センター長を委員長とし、入学センター長が指名した入試問題作成委員で構成されている。試験実施においては、学長を本部長とする入学試験本部を設置し、その下に天白・八事・ナゴヤドーム前の3つのキャンパスに実施本部を配置することで、組織的な実施体制を構築している。各実施本部には連絡係及び答案整理係を配置し、円滑かつ公正な試験実施を図っている。

採点時の公平性確保については、記述式答案に目隠しシートを付して紐で綴じることに対応している。また、入学試験の合否判定は、各学部の入試委員会及び教授会の審議を経て、適正に行われている。加えて、『入試ガイド』において一般選抜の合格最低点を公表することにより、入学者選抜の透明性を高め、受験生への説明責任を果たしている。

以上のように、本学は入試問題作成から試験実施、合否判定に至るまでの各段階において組織的な体制を整備し、厳格な運用を行うことで、入学者選抜における公正性と適切性を担保している。

#### <入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

本学では、入学を希望するすべての者に対して公平な受験機会を提供するため、合理的配慮に基づく入学者選抜を実施している。

学部における入学者選抜では病気・負傷、または障がいをもつ受験生から配慮の申し出を受け付けている。申請方法等は、受験生に配付する「入学試験要項」に記載し、必要な情報を容易に入手できるようにしている。具体的な配慮の例として、試験時間の延長や、医療器具の試験場への持ち込み許可などが挙げられる。大学院における入学者選抜においても、障がいをもつ受験生への特別措置を同様の方法で明示し、適切な対応を行っている。

また、令和7年度入学試験より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では不当な差別的取扱いが禁止されていることを踏まえ、公募制推薦入試、専門高校等推薦入試および簿記・会計特別入試の出願資格に特別支援学校高等部の生徒が出願できるよう「通常の課程による12年の学校教育を修了した者・修了見込みの者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者・修了見込みの者を含む）」を追加することとした。以上の取り組みを通じて、本学は入学者選抜における合理的配慮の提供を適切に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<入学定員に対する入学者数比率>

<編入学定員に対する編入学生数比率>

<収容定員に対する在籍学生数比率>

<収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応>

本学では、適切な教育研究環境の確保と経営面での安定化を目指し、入学定員と収容定員を適切に設定し、これを学則及び大学院学則の別表に明記している。

入学試験の合否判定は、過去の定着率や入学辞退者の状況等を慎重に考慮しながら、合格者を決定している。入学者数が入学定員を下回るが見込まれる場合には、追加合格の措置を講じている。入学定員と収容定員充足率の情報は学長の下に適宜集められ、学部・研究科ごとに分析され、今後の対応策が検討されている。

#### 【学部】

入学者受け入れに際しては、収容定員に基づき在籍学生数を適正に管理するため、各学部入試委員会が過年度の入学試験結果と入学者数を参考にしながら、判定案を慎重に練りあげている。この判定案を基に、合否判定は各学部の入試委員会及び教授会の審議を経て、適正に行われている。

編入学については、薬学部と外国語学部を除く全学部で実施しており、募集定員は各学部が「若干名」としている。在籍者数を考慮した上で受け入れ者数を決定し、例年、全学で数名を受け入れている。各年度の5月1日現在における大学全体の入学定員充足率及び収容定員充足率は以下のとおりであり、適切に維持されている。

年度	入学定員充足率	収容定員充足率
2024年度	1.04	1.07
2023年度	1.06	1.06
2022年度	1.08	1.04
2021年度	1.05	1.03
2020年度	1.03	1.03
5年平均	1.05	1.05

### 【研究科】

2024年5月1日現在、修士（博士前期）課程及び博士（博士後期）課程の収容定員充足率は以下の通りであり、多くの研究科で未充足状態にある。さらに、3つの研究科（修士課程）と4つの研究科（博士後期課程）が大学基準協会の「基礎要件に係る評価の指針」に示された比率（修士課程 0.50 未満、博士後期課程 0.33 未満）を下回っている。

修士（博士前期）	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
法学研究科	12名	12名	1.00
経営学研究科	20名	11名	0.55
経済学研究科	6名	1名	<u>0.16</u>
人間学研究科	10名	3名	<u>0.30</u>
都市情報学研究科	12名	6名	0.50
理工学研究科	486名	494名	1.01
農学研究科	40名	103名	2.57
総合学術研究科	16名	3名	<u>0.18</u>

博士（博士後期）	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
法学研究科	6名	4名	0.66
経営学研究科	9名	0名	<u>0.00</u>
経済学研究科	6名	1名	<u>0.16</u>
都市情報学研究科	9名	3名	0.33
理工学研究科	66名	20名	<u>0.30</u>
農学研究科	9名	8名	0.88
薬学研究科（4年制）	16名	13名	0.81
総合学術研究科	12名	2名	<u>0.16</u>

以上のことから、本学は学部（学士課程）の定員管理を厳格かつ適正に行っているといえる。しかし、大学院研究科（修士課程・博士後期課程）の定員管理については、定員充足を目指した諸施策を講じているものの、その成果はまだ得られていない状況である。この問題に対処するため、2023年に「大学院活性化WG」を立ち上げ、この答申を基に、2024年度には大学院入試の広報の強化、奨学金制度の充実など、改善策を立案し実行している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
---

#### <適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学における学生の受け入れの質保証体制は、MS-26 戦略プランを基盤とした事業計画書の策定と、その達成状況の評価を軸に構築されている。入学センターでは毎年度、優秀な学生の確保などを重点目標に掲げ、複数の客観的指標に基づく点検・評価を実施し、その結果を次年度の改善計画に体系的に反映させるサイクルを確立している。

入学センターの点検・評価活動は主に「入試結果データ」「広報活動効果測定」「高大連携状況」「入試実施体制」の4つの観点から実施されている。

入試結果データの分析においては、志願者数の量的把握にとどまらず、出願者の高校ランク分布、地域分布、入学者の学力層推移など質的側面も含めた多角的な検証を行っている。2024年度は複数の入試制度改革を実施した結果、志願者総数が目標値を大幅に上回り、特に学校推薦型選抜や特定の一般選抜方式において顕著な成果が確認された。この結果に基づき、効果的だった施策は継続・拡充するとともに、志願動向の変化に応じた新たな入試方式の導入が計画されている。

広報活動の効果測定においては、オープンキャンパスや各種イベントの参加者数、本学ウェブサイトのアクセス状況、SNS登録者数などを継続的に追跡し分析を行っている。これらの分析結果は、次年度の広報媒体選定や情報発信内容の最適化に直接反映されている。特に受験生とのデジタルコミュニケーション強化の観点から、SNSを活用した情報発信の効果が検証されている。

高大連携の観点では、高校訪問、進学懇談会、大学見学会、出前講義など各種取組の実施状況と参加校の質的分析（ランク別、地域別）を行っている。

入試実施体制の点検においては、実施運営の効率性などを重視している。これらの評価結果に基づき、一般選抜の全学統一実施体制への移行や入試日程の効率化など、運営の最適化と受験生の利便性向上を両立させる改革が進められた。

これらの多角的な点検・評価の結果は、「入試戦略会議」や「入学センター委員会」において定期的に点検・評価され、全学的な入試改革の方向性決定に活用されている。

このように本学では、学生の受け入れに関する取組について、多様な客観的データと情報に基づく定期的な点検・評価を実施し、その結果から明確な課題を抽出して次年度計画に具体的に反映する仕組みを構築している。こうした継続的な質改善サイクルにより、アドミッション・ポリシーに適合した学生の安定的確保と入学者選抜の質向上を効果的に推進している。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、学生の受け入れに関する点検・評価の結果を踏まえ、継続的な改善・向上に取り組んでいる。入学センターを中心とした評価体制において抽出された課題は、次年度の事業計画に具体的施策として反映され、PDCAサイクルが効果的に機能している。

入試制度の改善・向上として特筆すべきは、学生の多様な能力や適性を多面的に評価する選抜方法の拡充である。前年度の入試データ分析から、その効果的な要素を他学部の入試にも応用・展開する取組を進めている。具体的には、共通テスト利用5教科型の入試方式を新たな学部を導入したほか、公募制推薦において専願制と併願制の選択肢を設けるなど、受験生のニーズに応じた柔軟な受験機会の提供を実現した。また、英語外部試験利用制度の導入や入試のマークシート化など、入試の公平性と効率性を向上させる改革も実施している。これらの改革は単なる志願者数の確保だけでなく、入学後の学修成果の分析に基づく、入学者の質的向上も視野に入れたものである。

入試広報活動においても、効果検証に基づく戦略的改善が図られている。オープンキャンパスや進学懇談会の参加者アンケート結果を分析し、来場者の満足度向上と情報取得の最適化を目指した改善を実施した。特に参加者の来場時間分散化の取組は前年度の課題を踏まえた改善策であり、実際に混雑緩和という成果を上げた。また、デジタルコミュニケーションの強化に向けて、SNSを活用した情報発信の内容と頻度を最適化し、登録者数の大幅増加を実現した。

高大連携の強化においても、データに基づく改善が進められている。高校ランク別の出願状況分析から、重点的にアプローチすべき高校が特定され、これらの高校に対しては年間複数回の訪問実施や個別の広報戦略が立案されている。また、地域別の志願動向分析から、東海地区以外への広報強化の必要性が認識され、北陸・長野等への訪問拡大や地方入試の実施が計画されている。

入試実施体制についても、全学的観点からの改善が進められている。一般選抜の実施統合化により、運用の統一化や監督者の適正配置など効率的な実施体制が構築された。一方で新たな課題も可視化されたため、次年度に向けてはさらなる運用改善とマニュアル整備が計画されている。

このように本学では、学生の受け入れに関する多角的な点検・評価結果を着実に改善・向上につなげるサイクルが確立されている。今後も客観的データに基づく定期的な検証を継続し、社会環境や受験生ニーズの変化に柔軟に対応した入学者選抜の質向上を図っていく。

## (2) 長所・特色

本学では「入試戦略会議」を設置し、新たな入試戦略の検討を随時進めていることは本学の顕著な長所である。前年度の入試データ分析から、2025年度入試では、共通テスト利用5教科型の入試方式を新たな学部を導入したほか、公募制推薦において専願制と併願制の選択肢を設けるなど、受験生のニーズに応じた柔軟な受験機会の提供を実現した。この結果、志願者数は、2024年度の45,476名から2025年度は50,421名に、実志願者数は、2024年度の15,424名から2025年度は16,201名に大幅に増加した。また、アドミッション・ポリシーと入試方式の対応関係を明確化するマッピングを実施し、選抜方法の適切性を継続的に点検している点も特色として挙げられる。さらに、入試結果データ、広報活動効果測定、高大連携状況、入試実施体制などについて多角的な視点から学生の受け入れに関する活動を点検・評価を実施し、これらの結果を次年度の改善計画に体系的に反映させるPDCAサイクルが確立されていることも本学の強みである。

### (3) 問題点

学部入試においては、入学定員充足率及び収容定員充足率が適切に維持されているものの、より優秀な入学生の確保を目的とした方策の更なる検討が必要である。特に、地域別・高校ランク別の出願状況分析に基づく戦略的な広報活動の強化や、学生の多様な能力や適性を多面的に評価できる選抜方法の拡充が課題となっている。

一方、大学院入試については、多くの研究科で収容定員を下回る状態が継続している。この状況を改善するため、2023年に「大学院活性化WG」が立ち上げられ、答申が作成された。この答申を基に更なる議論を進め、具体的かつ効果的な改善策を早急に講じる必要がある。また、状況に応じて、大学院活性化に向け新たな改善策を検討する必要がある。

### (4) 全体のまとめ

本学の学生受け入れは、明確に定義されたアドミッション・ポリシーに基づき、適切な体制のもとで実施されている。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針が設定され、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学修に取り組む態度」という学力の三要素を軸に据えたアドミッション・ポリシーが策定・公表されている。

入学者選抜においては、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別入試など多様な選抜方法を用意し、学生の多様な能力や適性を多面的に評価する仕組みが構築されている。また、入学センターを中心とした全学的な体制により、入試の公正性と適切性が担保されるとともに、障がいや有する受験生等への合理的配慮も適切に行われている。

学部における定員管理については、入学定員充足率及び収容定員充足率とも適正水準を維持しており、厳格かつ適切に管理されていると言える。一方、大学院研究科においては、定員未充足の状況が続いており、「大学院活性化WG」の答申を基に早急な改善の実施および状況に応じて新たな改善策の検討が求められる。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価は、入試結果データ、広報活動効果測定、高大連携状況、入試実施体制の多角的な観点から定期的に実施されており、その結果は次年度の改善・向上に向けた取り組みに具体的に反映されている。特に、学長を議長とする「入試戦略会議」の設置は、全学的かつ迅速な入試戦略の検討を可能にしている。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等>

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示>

本学では、就業規則である「学校法人名城大学職員規則」に加え、理念・目的である立学の精神に基づく教育目標を実現するため、学部長会で「求める教員像」及び「教員組織編成方針」を策定している。これらの方針は、教育職員に対して明示されており、教員間で共有されている。

(求める教員像)

以下に掲げる教員像に留意し、学部等において教員の採用活動を行う。

1. 立学の精神及び人材の養成に関する目的、並びに「卒業の認定に関する方針（学位授与方針）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を十分理解し、その実現に向けて尽力する者
2. 本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、その向上に努める者
3. 優れた研究能力及び業績を有し、専門分野についてより深く探究する意思のある者
4. 教育研究の成果を広く社会に還元し、社会の発展に寄与する能力及び意欲を有する者
5. 大学運営に関し、積極的に協働できる者

(教員組織編成方針)

以下に掲げる大学全体の方針を踏まえ、学部等において教員組織編成を編成する。

1. 立学の精神及び各学部等の人材の養成に関する目的、並びに全学及び各学科の「卒業の認定に関する方針（学位授与方針）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を踏まえた体系的な教育課程編成に必要な教員配置であること
2. 組織的・継続的なFD活動を実施し、教員資質の向上に努めること

さらに、本方針をより具体化するために、学部長会（令和元年度第7回）において、教員の構成に関する目標値を以下の通り定め、それ以降、毎年度、学部長会において確認している。

- ① 所属組織における女性教員や外国人教員等教員構成の多様性に配慮すること  
（上記のうち、若手教員、女性教員、外国人教員については、2019年5月時点の各種教員比率を最低限維持することとし、2024年5月までに大学全体の比率を次のとおりとする。若手教員：15.0%、女性教員：15.0%、外国人教員：5.0%）
- ② 教職課程、資格認定等の基準、非常勤講師依存率、ST比、外部評価の点検・評価項目、大学設置基準等に留意し、多面的に検討すること
- ③ 教員の募集・任用・昇任等にあたっては、大学・学部等の諸規定に基づき、公正かつ適切に行うこと
- ④ 多様な雇用形態も考慮の上、優秀な人材の確保に努めること

これらの方針に基づく教員組織の運営については、各学部の教授会及び各研究科の研究科委員会において適切に審議・実施されている。また、教職課程を履修する学生の指導・支援を担う教職センターにおいても、同様の方針に基づいた組織運営が行われている。

**点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

- 評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置
  - ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
  - ・各学位課程の目的に即した教員配置
  - ・国際性、男女比
  - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
  - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
  - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
  - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- 評価の視点3：教養教育の運営体制

**<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>**

各学部・研究科等の専任教員数（〔 〕は、うち教授数を示す）は、2024年5月1日現在、法学部42名〔26名〕、経営学部28名〔19名〕、経済学部29名〔18名〕、外国語学部26名〔11名〕、人間学部22名〔15名〕、都市情報学部26名〔22名〕、情報工学部22名〔12名〕、理工学部158名〔91名〕、農学部44名〔21名〕、薬学部66名〔28名〕、理工学研究科1名〔1名〕、教職センター7名〔6名〕、インターナショナル教育・研究センター1名〔0名〕であり、大学全体で473名〔271名〕である。この教員数は大学設置基準において必要な専任教員数及び教授数を十分満たす人数をもって構成している。

職位別の内訳としては、教授271名、准教授152名、助教38名、講師1名、助手1名、特任講師10名となっており、教育研究の実施に必要な教員を適切に配置している。

基幹教員は法学部40名、経営学部27名、経済学部27名、外国語学部19名、人間学部

22名、都市情報学部24名、情報工学部22名、理工学部153名、農学部43名、薬学部62名、であり、大学全体で439名となっている。

また、各研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員数は、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(文部科学省告示)に示された基準を満たしている。

#### <教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性>

##### <各学位課程の目的に即した教員配置>

##### <教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置>

本学は、教員組織の編成方針に基づき、各学部・研究科の教育目標の達成に必要な教員組織を整備している。

学士課程においては、専門教育科目について、原則として専任の教授または准教授が担当している。特に、必修科目や専門基礎科目など、教育上主要と認められる授業科目については、専任の教授または准教授が中心となって担当することで、教育の質を確保している。教養教育についても、その重要性に鑑み、可能な限り専任教員を配置し、学士課程教育の基盤を支えている。

大学院課程においては、研究指導教員及び研究指導補助教員の資格審査を厳格に行い、各専攻の教育研究分野に相応しい教員を配置している。各研究科の研究指導教員は、当該分野における十分な研究業績を有する教授または准教授が担当している。

##### <国際性、男女比>

本学では教員組織の多様性を確保する一環として国際性を重視し、外国人教員比率を5%にする目標を定めている。2024年5月1日現在、外国人教員は全学では20名(全教員の4.2%)で、特に外国語学部10名が在籍するなど、専門分野の特性に応じた配置となっている。また、2029年度までに女性教員比率を15%に引き上げる目標を設けている。この目標に向けて、2016年度の11.7%から2024年5月1日現在では14.0%へと女性教員比率が増加し、着実な進捗を遂げている。学部別では、人間学部が36.4%(22名中8名)と最も高く、次いで経済学部が27.6%(29名中8名)となっている。

##### <特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮>

本学では、教育研究の継続性と活性化の観点から、特定の年齢層に偏らない教員組織の実現を目指している。2024年5月1日現在、全学の年齢構成は、30歳未満が16名(3.2%)、30歳代が47名(9.5%)、40歳代が150名(30.4%)、50歳代が158名(32.0%)、60歳代が109名(22.1%)、70歳以上が14名(2.8%)となっている。

教育研究活動の中核を担う40歳代から50歳代の教員が全体の62.4%を占める一方で、30歳代以下の教員比率は12.7%となっており、年齢構成に配慮した教員組織の編成に努めている。今後も、教育研究の質の確保を前提としつつ、中長期的な教員配置計画に基づく適切な人事を実施していく。

### <教員の授業担当負担への適切な配慮>

本学における「専任教員の担当授業時間数に関する内規」第3条に、専任教員の責任担当授業時間数が定められている。専任教員が一週に担当する授業時間数は、教授が10時間、准教授、助教、講師はそれぞれ8時間であることが定められている。これにより教育の質を確保しつつ、研究時間の確保にも配慮している。

また、教育の質を示す指標の一つである教員一人当たりの学生数（ST比）については、2024年5月1日現在、全学平均が33.7となっている。学部別では、分野の特性に応じた違いが見られる。これらの指標に基づき、教員の教育負担が過度に偏ることのないよう配慮しながら、適切な教育体制の整備に努めている。

#### 【ST比】

全学	法	経営	経済	理工	農	薬	都市 情報	人間	外国 語	情報 工
33.7	41.3	47.3	47.0	29.0	32.0	25.1	37.3	44.1	21.8	25.0

※情報工学部は、2022年度に開設、2025年度に完成年度を迎える。

### <研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置>

本学では、大学院教育の質を保証するため、「大学院教員資格審査規程」に基づき研究科担当教員の資格審査を行っている。同規程では、修士課程担当教員については、博士の学位を有し研究上の業績を有する者、または特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者などの資格要件を定めている。また博士課程担当教員については、博士の学位を有し研究上の顕著な業績を有する者などとし、より高度な要件を課している。各研究科では、この規程に基づき独自の内規を設け、厳格な審査によって適切な資格を有する教員を配置している。これらの取り組みにより、各研究科の教育研究目的に沿った質の高い大学院教育を実施している。

### <教養教育の運営体制>

本学の教養教育は、全学的な運営体制として「教養教育連携推進委員会」を設置し、各学部における実施体制との連携により運営されている。全学的な運営においては、学長を委員長とし、副学長、大学教育開発センター長、学務センター長のうち1名、大学教育開発センター事務部長、学務センター事務部長のうち1名、総合企画部事務部長、総務部事務部長、各学部から選出された委員等で構成される教養教育連携推進委員会が、「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」に基づき、基軸科目等の教養教育に関する施策を協議・決定している。各学部における運営に関しては、教務委員会や教授会が中心となり、カリキュラム・ポリシーや同指針に基づいて授業の編成、担当者の決定、調整を行うことで、全学的な方針と各学部の特性を両立した教養教育を実現している。

この運営体制により、教養教育の全学的な質保証と各学部の特性に応じた柔軟な実施を可能としている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

#### <教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

本学は、名城大学学則及び名城大学大学院学則に掲げる目的を達成するために、専任教員の職位ごとの募集・採用・昇任等に関する基準及び手続きを定めた諸規程を整備している。

具体的には、学校法人名城大学職員規則を基本規程とし、教員資格審査規程を定め、専任の教育職員の資格要件と審査手続きを明確に規定している。これらの規程は、学校教育法第92条及び大学設置基準等の法令が定める教員の資格要件に準拠して作成されており、教員人事の適切性を担保する制度的基盤となっている。教員資格審査規程においては、専任の教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員の各職位に求められる資格要件を明確に規定している。同規程では、教育研究実績、学位、実務経験等の観点から総合的な審査を行う基準を定めており、これに基づき各職位に相応しい能力と実績を有する人材の確保に努めている。

#### <規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

本学では各規程に基づき、各学部・研究科において人事に関する手続きのための内規や申し合わせを制定している。これらの基準に基づき、教授会等の下に設置される選考委員会で厳格な審査を実施し、審査結果に基づいて審査教授会での審議と決定が行われる。その結果をもとに、学長は理事長に推薦を行い、理事長による最終的な任用の決定がなされる。

教員の募集と採用については、学長と学部長・研究科長との間での面談を経た後、学部長会で「教員組織編成方針」が策定される。この方針は、各学部・研究科等の人材養成目的に基づきつつ、教学構造・カリキュラムを考慮している。募集時にあたっては、選考日程・応募資格（求める人材像）・審査手続等を明示し、特定の実務上の能力を要求される専門職を除いて公募制を採用している。

教員採用・昇任の基本的な手続きは、学部・研究科等に所属する教員と、センター等に所属する教員で一部異なり、以下のとおりとなっている。

##### (1) 学部・研究科に所属する教員

- ① 教授会において方針の策定
- ② 募集・応募
- ③ 審査教授会下に選考委員会を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ④ 選考委員会の選考結果に基づき、審査教授会による候補者の採用・昇任案が審議決定
- ⑤ 候補者が学長に推薦された上で、理事長による採用決裁

##### (2) 学部・研究科に所属しない教員

学部・研究科に所属しない教員（教育系のセンターに所属する教員）の採用と昇任のプロセスは、各学部・研究科の人事プロセスとは区別され、全学的な視点から行われている。こ

これらの人事プロセスにおいても、「学校法人名城大学職員規則」、各職位に必要な教員の資質・能力を規定した「教員資格審査規程」が適用され、具体的な手続きは「審査学部長会要項」に基づいて実施される。

- ① センター等で方針の策定
- ② 募集・応募
- ③ センター長等から審査学部長会へ、候補者の教員資格審査審議の依頼
- ④ 審査学部長会の発足。必要に応じて、審査学部長会下に教員資格審査を行う委員会を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ⑤ 審査学部長会による候補者の採用・昇任案の審議・決定
- ⑥ 大学協議会において候補者の採用・昇任の承認
- ⑦ 候補者が学長に推薦された上で、理事長による採用決裁

教員の昇任に関しては、「教員資格審査規程」と「大学院教員資格審査規程」に基づいて、各学部・研究科内で内規を定めている。これらの規程に基づき、各学部内で定められた内規では、研究実績に加え、教育実践や社会貢献等の業績も評価の対象としている。

大学院の授業を担当する教員の資格と学内手続きは、名城大学大学院学則に基づいて定められている。これらの手続きを経た後、最終的には任命権者である理事長の決裁によって手続きは完了する。契約教員の任用には、「学校法人名城大学職員規則」と「契約教員要項」が、非常勤講師の採用には「大学非常勤講師要項」がそれぞれ適用される。これらのプロセスを通じて、理事長は関連する要項に基づき契約を締結している。

以上のように、本学では整備された規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等を適切に実施している。

**点検・評価項目④：FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

評価の視点1：FD活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### <FD活動の組織的な実施>

大学教育開発センターでは年に1度、全学部・研究科の教員、事務職員、他大学の教職員を対象に「FD・SDフォーラム」や学内者向けの「FD・SD学習会」を開催し、新任教員に対しては、「新任教員研修」の受講を義務付けている。これらの活動は、教育改善の動向を共有する重要な場として機能している。具体的には、2024年度の「FD・SDフォーラム」では「学生の成長を支える授業設計」をテーマに開催し、「FD・SD学習会」では「高等教育における合理的配慮」をテーマに実施するなど、時宜を得たテーマ設定のもと、教育の質向上に向けた取り組みを展開している。さらに、「FD・SDニュース」や「名城大学教育年報」、「名城大学FD・SD活動報告書」を発刊し、教育改革の最新動向や優れた教育実践を共有している。これら全学的な取り組みに加え、各学部・研究科・センターに設置された「FD・SD取組を推進する組織」が、大学教育開発センター委員会で決定した共通テーマに基づき活動を組織的に展開している。

このような全学的な体制のもと、本学の教員は積極的に FD 活動に参加しており、2024 年度私立大学等経常費補助金「教育の質に係る客観的指標」では、2024 年度の FD 参加率は、授業を担当する全専任教員の 94.9%（基準時点：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 10 月 1 日）に達している。

過去の FD・SD フォーラムおよび FD・SD 学習会に関するテーマについては、以下のとおりである。

<FD・SD フォーラム>

年度	テーマ
2024 年度	学生の成長を支える授業設計
2023 年度	大学生の授業外学習時間について考える
2022 年度	データサイエンス教育の現状と展望

<FD・SD 学習会>

年度	テーマ
2024 年度	・高等教育における合理的配慮～アクティブ・ラーニングの進め方と成績評価の手法～
2023 年度	・働き方を学びほぐすアンラーニング ・学生の主体的な学びを促す授業設計～学習到達目標から授業を見直そう～
2022 年度	・GPS-Academic における学修成果の可視化の活用 ・アクティブ・ラーニング型授業としての反転授業について

また、前後期の第 13～15 回の授業期間中には、全学的に授業改善アンケートを実施している。このアンケート結果は、授業毎の結果を授業担当教員へ、学科の全体結果は学部長へフィードバックしている。さらに、これらの結果をまとめた「授業改善アンケート結果報告書」を発刊し、FD 活動に役立てている。

これらの FD 活動の成果として、授業改善アンケートの結果に明確な改善傾向が表れている。授業満足度は前期・後期ともに着実な向上を示しており、前期では平成 28 年度の 67.2%から令和 6 年度には 81.4%へ、後期では 66.3%から 81.9%へと大幅に上昇している。同様に、学生の成長実感についても継続的な改善が見られ、前期では 63.2%から 80.4%へ、後期では 63.1%から 80.7%へと向上している。また、教育方法の改善を示す具体的な指標として、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の割合は 2023 年度の 48.6%（5,300 科目中 2,578 科目）から 2024 年度には 59.7%（5,143 科目中 3,070 科目）へと大幅に増加しており、FD 活動を通じた教育改善が着実に進展していることが示されている。

以上の取り組みと成果から、本学はファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に継続して取り組み、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

### <教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

本学では、教育研究等の水準の維持・向上と社会的説明責任を果たすことを目的として、教員業績評価制度を導入している。この制度では、前年度の活動実績について年度ごとに、「教育」「研究」「社会貢献」「管理・運営」の各分野における活動を総合的に評価している。評価対象となる具体的な活動には、教育分野では教授法の工夫やFD活動への参加状況、研究分野では著書・論文の執筆や学会等での研究発表、科研費の獲得実績、さらには社会貢献活動等が含まれる。

評価プロセスとしては、まず各教員が学部学科で定める評価基準に基づき自己評価を行う。これを学部等評価委員会が確認し、コメントを付して学部長に報告をする。その後、学部長はコメントの適切性を確認した後、各教員に通知するとともに、「大学評価委員会」に報告する体制を整備している。評価の実施にあたっては、学問分野および職務の特殊性や専門性を考慮し、各学部等における裁量を認めている。2024年度に実施した2023年度実績の評価では、総合評価A（優れている）が88.9%、B（概ね良好）が10.8%となっており、ほとんどの教員が期待される水準を満たしている。評価結果は、教員個人の教育研究活動の改善に活用されるとともに、学部・研究科等の組織レベルでの改善方策の検討にも用いられている。また、特に顕著な業績を上げた教員や自己評価が著しく低い教員に対しては、学部長による面談を実施し、具体的な助言や支援を行っている。なお、この評価制度の適切性については、「大学評価委員会」により毎年度点検が実施されている。

また本学では、「教育功労賞要項」を制定し、教育活動及び教育改善に顕著な貢献をした個人やグループを表彰している。この受賞実績は各学部の教員資格審査内規に明記されているとおり、昇任審査等における評価対象として明確に位置付けられている。このように、個々の教員の教育改善への取り組みを適切に評価し、処遇に反映する体制を構築することで、大学全体としての教育研究水準の向上を図っている。

**点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
---

### <適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、教員・教員組織に関する定期的な点検・評価を適切な根拠資料に基づき実施している。その中核となっているのは、平成30年10月5日に大学協議会・「大学評価委員会」で承認された「教員業績評価制度」である。この制度は、教育研究等の水準の維持・向上と社会的説明責任を目的としており、継続的かつ体系化された評価の実現を目指すものとなっている。また、学問分野の特性や各学部の専門性を尊重した柔軟な設計が特徴であり、教員情報データベースを活用することで効率的な運用を実現している。具体的な評価プロセスでは、まず各教員が「自己評価票」を作成し、「学部等評価委員会」に提出する。この自己評価票において、教育活動、研究活動、社会貢献、大学運営への参画等の多角的な観点から自己評価を行い、設定された評価基準に基づいて総合評価点

を算出することになる。各学部・研究科等の特性に応じて評価項目の重み付けを調整できる柔軟性も確保されている点の特徴である。

提出された自己評価票は「学部等評価委員会」によって慎重に確認され、学部長等に報告される。特に顕著な業績を上げた者、あるいは自己評価が著しく低い者については、学部長等に別途報告され、必要に応じて面談が実施されることとなる。このプロセスは毎年4月から10月にかけて計画的に進められ、10月末までに「大学評価委員会」へ評価結果が報告される仕組みとなっている。

各学部等からの報告を受けた「大学評価委員会」では、評価結果を集約し、評価の適切性について検証作業を行う。特に12月に開催される「大学評価委員会」では評価結果の報告及び適切性の検証を議題とし、適切性を点検している。

個々の教員の業績評価に加え、本学では教員組織そのものの適切性についても点検・評価の視点を持っている点の特徴的である。本学では教員組織編成方針を定め、教員構成の多様性に配慮することを重視しており、若手教員、女性教員、外国人教員の比率については具体的な目標値を設定することで、教員組織の適切な構成を目指している。

このように、エビデンスに基づく教員個人の評価と教員組織全体の適切性に関する点検・評価が組織的に確立されていることが、本学の教員・教員組織に関する点検・評価体制の大きな特徴となっている。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、教員業績評価の結果を教員・教員組織の質向上に効果的に活用する仕組みを構築している。評価結果を通じて明らかになった課題や優れた取り組みは、以下のように具体的な改善・向上活動につなげられている。

令和5年度(2023年度)実績に基づく教員業績評価結果では、大学全体で総合評価A(優れている)が88.9%、B(概ね良好)が10.8%で、A・B合計99.7%という高い水準となった。この結果は本学の教員が全体として高い教育研究水準を維持していることを示している。一方で、総合評価C(努力を要する)は1名(0.2%)であり、該当教員に対しては所属学部において要因分析を行い、適切に対応したことを大学評価委員会にて確認した。

学部間での評価結果には一定のばらつきが見られた点も重要な分析対象となっている。例えば、経済学部ではAが48.1%、Bが48.1%という分布であるのに対し、情報工学部では全教員がA評価となっている。こうした差異について、各学部の特性を反映したものなのか、または評価基準の運用に違いがあるのかという分析が進められており、評価の公平性と妥当性を高めるための検討が継続的に行われている。

評価結果を改善・向上につなげる具体的な活用方法としては、以下の2点が挙げられる。第一に、教員個人のPDCA活動への活用である。各教員は評価結果を踏まえ、次年度の教育・研究活動の改善計画に反映させている。第二に、特に顕著な業績を上げた教員や改善が必要な教員への個別対応である。優れた実践を評価する取り組みや、課題を抱える教員への支援強化など、きめ細かな対応を通じて教員全体の質向上を図っている。

そして評価制度自体も点検・評価結果に基づいて継続的に改善されている点が注目される。令和5年度(2023年度)の評価では、複数の学部等が評価様式を見直している。経営

学部、理工学部、農学部、都市情報学部、教職センターが自己評価票を変更し、特に理工学部では重み付け表も見直すなど、各学部の教育研究特性をより適切に反映する評価を目指した改善が行われている。これらの見直しは、前年度までの評価結果の分析に基づくものであり、評価制度のPDCAサイクルが効果的に機能していることの証左といえる。

## (2) 長所・特色

教員の業績評価制度においては、学部や研究専門分野の特性を考慮した柔軟な評価システムを構築している点は特色といえる。各学部・研究科等の独自性を尊重しつつも、「大学評価委員会」が全学的な評価レベルを毎年確認することで、教育及び研究活動の均質的な活性化を図っている。2023年度実績の評価結果では、総合評価でA・B評価が99.7%に達するなど、全学的に高い教育研究水準を維持していることが示されている。

さらに、FD活動の組織的・継続的な実施と、その成果の可視化も本学の特色である。全学的な「FD・SDフォーラム」や「FD・SD学習会」の定期開催に加え、各学部・研究科等での取り組みが活発に行われ、2024年度のFD参加率は全専任教員の94.9%に達している。

こうした活動の成果として、授業改善アンケートにおける授業満足度や学生の成長実感が継続的に向上し、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の割合も着実に増加するなど、教育の質向上に明確な効果が表れている点は長所といえる。

## (3) 問題点

全学的なFD活動については参加率が94.9%と高水準ではあるものの、依然として100%に達していない点も課題である。教育の質保証と継続的改善のためには、全ての教員がFD活動に参加し、教育手法や授業設計に関する知見を共有することが不可欠である。今後は、未参加教員への働きかけを強化するとともに、より参加しやすいFDプログラムの開発や、オンデマンド型の研修機会の提供など、参加率100%を目指した取り組みが求められる。

さらに、現状では「求める教員像」が大学全体のレベルで設定されているものの、各学部・研究科ごとに定められていない点も改善の余地がある。

## (4) 全体のまとめ

本学の教員・教員組織については、全学の「求める教員像」及び「教員組織編成方針」を定め、これらに基づく教員配置と組織運営を実現している。専任教員数は法令上の基準を満たし、教育上主要な授業科目には原則として専任の教授または准教授を配置するなど、教育の質保証に向けた体制を整備している。また、FD活動の組織的实施により教員の資質向上を図り、教員業績評価制度を通じた点検・評価の実施とその結果の活用によって、継続的な改善・向上のサイクルを確立している。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示>

本学では、社会環境の変化を踏まえた人材育成の実現に向けて、学生支援体制の充実を名城大学基本戦略 MS-26 の「教育の充実」という戦略ドメインの中に位置づけている。基本目標は、「多様性と実践性を大事にする基礎教育と専門教育を通して、コミュニケーション力と問題解決力を持つ人材を育成する」と定めており、具体的な行動目標として、「学修・課外活動・学生生活支援サービスの充実」を掲げている。この行動目標には、修学支援、生活支援、進路支援等多岐にわたる学生支援が含まれ、各支援には具体的な戦略計画や成果指標が設定されている。これらの支援を効果的に実施するため、2021 年度に学生支援の方針を体系的に整理し、以下4つのポリシーを設定した。

①修学支援	名城大学は、「立学の精神」のもとで学生の多様な経験による「主体的な学び」を促進するために、課外教育プログラムやクラブ活動等の機会を提供し、ワンランク上の学びへの参加を支援します。また、多様な背景を持った学生に対する個に応じた支援や補習教育を実施し、学内外の奨学金やその他の経済的支援について、制度の充実・学生への情報提供・検証に努めて、大学生生活の継続を支援します。
②生活支援	名城大学は、学生の人権と多様性を尊重し、全ての学生が安全・安心な学生生活を送ることができるように、実態を把握しながら学生相談室などの学生指導・相談体制を整備・充実して、ハラスメントや事件・事故の防止に努めます。また、学生自身の心身の健康への関心を高め、周囲の方へも配慮できるように啓発活動を行い、人間力の向上を支援します。
③進路支援	名城大学は、学生一人一人のキャリア形成及び就職・進学希望実現に向け、各種支援策をきめ細かく体系的に整備します。
④障がい学生支援	名城大学は、障がいの有無に関わらず全ての学生の修学機会の確保に向けて、各組織が協力し創意工夫を行います。

これらのポリシーは、「大学評価委員会」及び大学協議会での審議と承認を経て、会議報告を通じて全学に共有されるとともに、本学ウェブサイトで公開されている。これにより、学生支援に関する大学の方針が適切に明示されていると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

#### <学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援体制は、複数の専門部署が体系的に整備され、それぞれの役割を担っている。学部の教務担当及び学務センターは、留年者や休・退学者への対応を行い、成績不振者への学修指導面談は各学部で実施している。大学教育開発センターはリメディアル教育を含む学修支援を担当している。学務センターは、これらに加えて奨学金等の経済的支援、ボランティア・学生生活支援・スポーツ振興も所管している。

専門的な支援については、各センターが明確な役割分担のもとで対応している。キャリアセンターは就職支援、障がい学生支援センターは障がいのある学生への対応、保健センターは心理相談・ハラスメントを含む心身の健康面の相談を担当している。また、教職センターは教職・学芸員課程のサポート、国際化推進センターは海外留学や英語学習に関する支援を行っている。

これらの部署は独立した機能を保ちながら、学生のニーズに応じて連携体制を構築して

いる。具体例として、学生指導面談で学業不振が確認された場合、大学教育開発センターが運営する学習サポートルームや名城サプリメント教育への円滑な接続を実現している。大学教育開発センター委員会での審議内容は各学部の大学教育開発センター委員を通じて学部教員に共有され、指導教員が学生に適切な支援制度を説明できるよう資料が整備されている。

以上の点から、本学の学生支援体制は適切に整備され、効果的に運営されているといえる。

### <学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育>

本学では、学生の能力に応じた多様な学習支援を体系的に展開している。入学前から在学中まで、段階的かつ包括的な支援体制を構築し、学生の学習ニーズに柔軟に対応している。

#### <入学前教育プログラム>

入学前教育として「Meijo Encouraging Program」(略称 MEC プログラム)を実施している。本プログラムは、学校推薦型選抜及び総合型選抜合格者を対象に、学習習慣の維持と大学生活への円滑な移行を支援している。各学科が入学前に重点を置くべき科目を検討し、国語、英語、数学、物理、化学、生物等の学習を課している。MEC プログラムへの参加者数は以下の通りである。

#### 【2024年度 MEC プログラム参加者数】

学部名	対象者数	受講者数	申込率
法 学 部	259 名	161 名	62.5%
経 営 学 部	222 名	175 名	78.8%
経 済 学 部	226 名	171 名	75.7%
理 工 学 部	558 名	323 名	57.9%
情 報 工 学 部	96 名	39 名	40.6%
農 学 部	190 名	82 名	43.2%
薬 学 部	97 名	78 名	80.4%
都市情報学部	141 名	87 名	61.7%
人 間 学 部	116 名	98 名	84.5%
外国語学部	115 名	58 名	50.4%
合計	2,020 名	1,272 名	62.8%

#### <在学生向け学修支援プログラム>

在学生に対しては、正課授業を補完する多様な学習機会を提供している。対面形式の名城サプリメント教育として、2024年度前期は「薬学部向け物理」を実施している。アンケート結果では、講義内容の理解度で約 88%、大学講義への有効度で約 98%が肯定的な評価を示している。受講者からは「物理初心者でも分かりやすい」「授業で疑問だった部分が解決できた」といった好意的な意見が寄せられている。

また、オンライン学習プログラムとして「スタディサプリ」を導入し、多様な基礎科目の学習機会を提供している。アンケート結果によると、基礎学力の向上に関して大多数の学生から肯定的な評価が得られている。特に「基礎知識の復習に役立った」「高校で学習した範囲の復習ができた」といった意見が寄せられており、学習支援プログラムとしての有効性が確認できている。

さらに、天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスの両キャンパスで、大学院生による学習サポートルームを開設している。このサポートルームは、学生同士の学び合いを促進するピアサポートの観点から、大学院生が学部生の相談に応じる体制を採用している。令和6年度は、授業内容や課題に関する相談を中心に支援を行っており、満足度調査では100%が肯定的な評価を示している。「不安を和らげることができた」「講義や課題への取り組み方が分かった」といった声が寄せられており、学生の学習支援ニーズに適切に対応できていることが確認できる。加えて、各学部でも独自の支援体制を構築している。例えば、理工学部では「物理学相談室」を開設し、学生の個別ニーズに対応している。

このような全学的な取り組みと学部独自の支援により、学生の多様な学習ニーズに応える体制を整備している。これらの学習支援プログラムの実施状況と学生からのフィードバックを踏まえ、支援体制の充実を図っている。

#### 【2024年度 名城サプリメント教育利用者数】

<対面形式>

薬学部向け物理	全体
504名	504名

<オンライン形式>

法	経営	経済	理工	情報工	農	都市	人間	外国語	薬	全体
7名	4名	8名	16名	5名	22名	4名	4名	6名	4名	80名

#### <留学生等の多様な学生に対する修学支援>

本学では、「名城大学国際化計画2026」に基づき、多様な学生の学びを支援するための体系的な修学支援体制を構築している。特に留学生に対しては、日本語教育や生活支援に加え、日本人学生との国際的な学びの機会の共有も含めた包括的な支援を展開している。

これらの支援の一環として、留学生の円滑な学業遂行のための支援体制を整備している。カリキュラムとして、一般留学生及び交換留学生それぞれを対象とした日本語科目を開講するとともに、日本語能力が日本語検定N2レベルに満たない受入れ交換留学生には、英語

で日本の文化、芸術、社会等を総合的に学ぶ「国際日本学」科目を提供している。

正課外では、スチューデントアシスタント (SA) 制度を導入し、日本人学生によるピアサポートを通じて学生生活と学習の両面での支援を実現している。天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスのグローバルプラザ内の SA ラウンジでは、SA がスピーキングパートナーとして留学生とペアを組み、日本語のレポート添削や授業の予習復習支援などを積極的に行っている。さらに、「日本人学生と友達になるきっかけがない」「日本語で話す機会が少ない」との声に応え、SA がスピーキングパートナーとしてペアを組み、ランチ交流等を通じて日本人学生との交流促進を図っている。また、留学生歓迎迎パーティ、フィールドトリップ、日本文化体験など、年間を通じた交流イベントを実施し、留学生の日本文化理解と学生間の交流促進に努めている。

さらに、国際化推進センターでは、成績不振や出席状況に課題を抱える正規留学生に対し、毎月の在留資格確認時にヒアリングを実施し、継続的な支援を提供している。これらの支援は保健センターとも連携し、必要に応じて学生相談室でのカウンセリングを含む包括的な修学支援へと発展させている。

生活面においては、ビザに係るサポート、外国人留学生寮の提供、アルバイトに関する説明会の開催など、日本での生活を総合的に支援している。経済的支援としては、私費外国人留学生 A 奨学生制度を設け、学業・人物ともに優れ、経済的に就学が困難な私費外国人留学生を対象に授業料の 30%を減額している。本制度は条件を満たす全ての学生に適用しており、留学生の経済的負担軽減に貢献している。

#### ・障がいのある学生に対する修学支援

本学では、障害者差別解消法に基づき、障がいのある学生が修学環境における社会的障壁によって学びの機会を制限されることのないよう、体系的な支援体制を構築している。その中核として設置された障がい学生支援センターは、センター長 1 名、事務部長 1 名、課長 1 名、事務職 3 名の体制で運営され、各学部、入学センター、学務センター、キャリアセンター、保健センター等の関係部署と連携して修学支援を展開している。

修学支援は入学前から開始され、障がいのある志願者に対しては、入学試験における配慮を通じて、受験機会の公平性を確保している。入学後は、学生一人ひとりの状況に応じた合理的配慮の提供により、学修機会の保障に努めている。支援の必要な学生からの相談に対しては、障がい学生支援センターにおいて、障がいの状況や修学上の困難さについて丁寧な聞き取りを行い、障害者手帳、本学指定の医師意見書、標準化された心理検査の結果等の客観的資料に基づいて、適切な支援内容を検討している。

授業における支援では、教室内の座席配慮、授業中の途中退席、実技科目における身体状況に応じた活動内容の変更など、学生が授業内容を十分に理解し、学修の効果を高められるような配慮を行っている。また、定期試験においては座席配慮や試験時間の延長などを実施し、学生が自身の学修成果を適切に示すことができるよう支援している。これらの配慮内容は、学生と学部等との建設的な対話を通じて決定され、各科目担当教員に通知される。

このように決定された配慮内容は、その後の学生の状況や修学環境の変化に応じて見直

しを行っている。配慮の提供にあたって疑問点や気づきがある場合には障がい学生支援センターが相談に応じ、継続的な支援の充実を図っている。

#### <成績不振の学生の状況把握と指導>、<留年者及び休学者の状況把握と対応>

##### <退学希望者の状況把握と対応>

本学では、学生の修学状況を組織的に把握・支援するため、基礎ゼミナール及び専門ゼミナール等の教員による担任制を導入している。各学部では、修得単位数、GPA、欠席回数等の基準に基づき、1年次から4年次まで（薬学部は6年次まで）の全学年において、成績不振学生への組織的な面談を実施している。面談内容は担当教員が記録し、欠席者には電話連絡や通知文書を送付している。また、成績一覧表を保証人に送付し、家庭内での学修状況の把握を促進するとともに、父母懇談会を通じて保護者との連携を図っている。

学生の状況把握については、定期的な学生アンケートを通じて各学年の授業出席率や休学・退学意向を調査し、そのデータをカリキュラムの点検・評価のためのダッシュボードに集約して各学部提供している。また、入学年度別の年次進行データとして、退学者数、留年者数及びその比率の推移を継続的に分析している。

休学・退学希望者に対しては、担当教員が面談を行い、状況を詳細に把握した上で適切な対応を行っている。また、授業料延納願を提出した学生についても状況を把握し、必要な支援を行っている。学務センターでは、各学部における学修指導の実施状況について報告を求め、全学的な学修指導状況の把握と支援体制の改善に努めている。

#### <奨学金その他の経済的支援の整備>、

##### <授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

本学は、方針にも明示されているように、奨学金制度の充実を目指し、奨学生規程を整備している。2024年度には、大学独自の給付型奨学金を在籍者全体の約10%に相当する1,588名（うち大学院生682人、留学生123）に支給した。本学の奨学金制度は以下の通りである。

##### ① 学業・スポーツ優秀者（主として学部学生）に対するもの

入試成績優秀奨学生、学業優秀奨励制度、学業優秀奨学生、強化クラブ等奨学生、特別強化クラブ奨学生

##### ② 経済的困難者・自然災害被災者（主として学部学生）に対するもの

修学援助A奨学生、修学援助B奨学生、利子補給奨学生、大規模自然災害経済支援奨学生

##### ③ 派遣・受入れ留学生に対するもの

国際交流に係る奨学金等の経済的支援措置として、交換留学等の海外派遣プログラムに参加する学生を対象とした派遣交換留学奨学生、海外研修奨学生、海外英語研修派遣支援A奨学生、海外英語研修派遣支援B奨学生、受入れ留学生を対象とした受入れ交換留学奨学生、私費外国人留学生A奨学生、校内英語学修施設におけるアルバイト等が挙げら

れる。

④大学院生に対するもの

大学院学業優秀奨学生、大学院奨学生、本学卒業等補助奨学生、赤崎勇賞、日本学術振興会特別研究員奨学生

⑤その他、寄付等によるもの

校友会奨学生、社会人学生奨学生、学部・研究科独自の奨学金（法学部「資格等取得奨学金」、農学部「成績優秀者奨学金」等）

この他、日本学生支援機構による給付型・貸与型奨学金を学生に斡旋している。2024年度のその利用者は、学部・研究科在籍者全体の約30%に相当する4,484名（給付型1,275名、貸与型3,828名）である。

これらの支援制度については、受験生に対して大学案内や入試ガイドで主な奨学金制度を紹介している。在学生に対しては、大学ウェブサイト、メール、掲示板等を活用し、奨学金の種類ごとに申請資格、給付人数、給付額を明示するとともに、募集、採用、支給の各時期を含むスケジュールを公開して周知を行っている。学務センターでは随時、個別相談にも応じ、学生の状況に応じた制度の紹介や申請手続きの支援を行い、スムーズな申請につなげている。

#### <学生の相談に応じる体制の整備>

学生生活における様々な悩みや問題に対応するため、本学では学務センター、学部事務室、保健センター等を中心とした相談体制を整備している。保健センターは各キャンパス（天白、八事、ナゴヤドーム前）に設置され、学生が健全な学生生活を送るための支援を行っている。

保健室は平日午前8時50分から対応しており、天白キャンパスでは午後9時まで、土曜日も開室している。また、各キャンパスでは定期的に校医による診察を実施している。学生相談室も各キャンパスに設置され、主に午前9時から午後5時20分の間で相談に応じている。精神科相談については天白キャンパス保健センターで対応している。

このように、各キャンパスで保健室、校医診察、学生相談室の体制を整え、学生が学業、人間関係、健康、精神的な問題等、幅広い悩みを抱えた際に適切な支援を受けられるようにしている。

#### <ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止のための体制の整備>

本学では、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止と対策のため、「ハラスメント等の防止等に関する規程」を定めるとともに、その基本姿勢や手続等をわかりやすく解説した「名城大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」を大学ウェブサイトに公開している。これらに基づき「ハラスメント防止委員会」を設置し、この委員会は副学長、学務センター長、各学部長等で構成され、防止のための企画及び啓発活動を行っている。防止の取り組みとして、キャンパスハラスメント防止研修を全教職員対象に原則毎年実施している。

ハラスメントに関する相談は、学生相談室相談員が担当する相談窓口で受け付け、相談者

に救済体制の説明や情報提供を行っている。学生が相談しやすい環境づくりとして「ハラスメントカード」を学内に設置している。相談内容に応じて、人権委員会での審議が必要な場合は、事実関係の確認及び救済措置について審議を行う。人権委員会は必要に応じて調査委員会による事実調査を行い、環境改善や懲戒等の必要がある場合は、対応策を学長に勧告する。

このように、相談から救済までの体制を整備し、教育、研究、修学及び就業に係る適正な環境の保持に努めている。

#### <学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮>

学生の心身の健康、保健衛生、安全への配慮を目的とし、全キャンパス（天白、八事、ナゴヤドーム前）に保健室を設置し、看護師とカウンセラーを配置している。保健室では、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施、応急処置、気分不良時の休養など、日常的な健康管理を行うとともに、各キャンパスの主要施設に AED を設置し、緊急時に備えている。各キャンパスでは週 1 回、校医による診察を予約制で実施しており、必要に応じて専門医療機関への紹介状の発行も行っている。

#### <キャリア教育の実施>

本学ではキャリア教育に重点を置き、学生が学部専門科目で学んだ知識をキャリア・デザインに応用できるよう体系的な支援を行っている。教養教育部門に設置された「キャリア・デザイン科目群」では、「キャリア形成論」や「インターンシップ」等の科目を 1・2 年次から履修可能とし、早期からの職業意識の醸成を図っている。これらの科目は、学生が社会的・職業的に自立するための能力を育成する教育プログラムとして位置づけられている。

さらに、実践的な職業能力の育成に向けて、「社会フィールドワーク」、「FSP(Future Skills Project)」、「エアライン就職サポート(M-CAP)」等、各学部・研究科の特性や学生のニーズに応じた多様なプログラムを展開している。これらのプログラムを通じて、学生の職業的自立に必要な能力の段階的な育成に努めている。

#### <学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備>

##### <進路選択に関わる支援やガイダンスの実施>

本学では、学生の進路・就職指導及び斡旋、求人先の開拓、就職に関する調査、インターンシップ、各種資格取得講座等の業務を担うキャリアセンターを設置している。キャリアセンターは天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスに設置し、平日午前 8 時 50 分から午後 5 時 20 分まで開室している。また、薬学部（八事キャンパス）では、薬学部事務室職員がキャリアセンターと連携してこれらの業務を担当している。支援体制として、キャリアセンターには豊富な就職関連資料・書籍を備え、キャリアカウンセラーの資格を持つ 10 名の専任職員を配置している。その他、専従のキャリアアドバイザーも配置し、就職相談、エントリーシート・履歴書の添削、模擬面接等の個別支援を実施している。特に 1 月から 7 月の個人面談需要が高まる時期には、キャリアアドバイザーを増員し、相談体制の充実を図っている。

キャリア支援プログラムは、入学から卒業までの一貫した体系のもと、段階的に展開して

いる。1年次から就職支援グループの担当職員を決め、個別指導担当制により、学生一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を実施している。1・2年次には、自己の特性や適性を理解し目標設定ができるよう、キャリアガイダンスやプレ就職ガイダンスを実施するとともに、将来の進路や働き方について考える機会として、自己診断テスト、個人相談等を提供している。3年次以降は就職活動に向けた実践的な支援を本格化させており、時期に応じた就職ガイダンスを年3回実施している。2024年度は「納得のいく進路を選び取る」等のテーマで開催し、第1回は74.2%、第2回は58.1%、第3回は40.8%の参加率であった。また、地元企業等への就職を希望する学生向けには「UIJ ターン就職ガイダンス」を開催している。

さらに、具体的な支援として、本学限定の就活手帳「MEIJO CAREER GUIDE」の配布、筆記試験対策講座、業界・企業研究講座、各種面接対策講座等を実施している。理工学部、情報工学部、薬学部等の実学的志向が強い学部では、所属学科の指導教授や就職委員による指導が中心となっており、キャリアセンターはこれらの学部の特性を考慮し、教員と連携しながら支援にあたっている。

企業研究の機会として、学内企業研究セミナーを年間8日間にわたり開催している。2024年度は893社が参加し、延べ7,436名の学生が企業の事業内容等について説明を受ける機会を得た。また、就職支援の一環として卒業生就職アドバイザー及び内定者就職アドバイザー制度を設けている。卒業生就職アドバイザーには10,000名以上の卒業生が登録しており、企業で実際に働く先輩として、進路先の選び方や就職活動の効果的な進め方について助言を行うとともに、ウェブサイトや情報誌からは得られない職場環境など、実体験に基づく情報を提供している。また、内定者就職アドバイザーは、就職活動を経験した身近な先輩として相談に応じている。

インターンシップについては、教育の一環として位置づけ、事前・事後の研修を含めた体系的なプログラムを実施している。インターンシップ発見セミナーの開催、大学独自の求人検索システム「Meijo キャリアナビ」での情報提供、インターンシップ推進協議会等のコーディネート機関との連携により、多様な実習機会を提供している。大学院博士後期課程の学生に対しては、文部科学省主導の「ジョブ型研究インターンシップ」に参画し、理工学研究科の一部専攻では正規の教育課程の単位科目として設置している。

さらに、障がい学生向けの「キャリアガイダンス&仕事理解セミナー」や外国人留学生向けの「留学生就職活動支援コース」を実施し、学生の多様なニーズに応じた就職支援を行っている。特に留学生支援については、愛岐留学生就職支援コンソーシアムへの参画や名古屋中公共職業安定所との協定締結により、支援体制を強化している。

教職課程及び学芸員課程への進路支援として、教職センターを中心とした体系的な支援体制を整備している。教職センターでは、教職課程を置く学部・学科を7つのグループに分け、各グループに担任を配置することで、4年間にわたる一貫した教職指導を実現している。担任制度を通じて学生の進路相談に応じるとともに、教員採用試験に向けては、センターの専任教員や退職した高校教員による試験対策勉強会、二次試験・小論文・面接等の個別指導を実施している。また、小学校教諭免許の取得希望者向けの資格認定試験対策、現職教員による教職実践報告会の開催、教員採用試験対策オリエンテーション等、段階的な支援プログラムを提供している。

このように、本学では、キャリアセンターを中心とした支援体制のもと、学生一人ひとり

の特性や進路希望に応じた体系的な支援を展開している。また、企業との連携を図りながら、支援体制の充実と就職先の開拓に継続的に取り組んでいる。これらの取り組みの成果として、2025年(2024年度卒業者)の就職率(就職者数/就職希望者数)は99.6%、実就職率(就職者数/(卒業者数-大学院進学者数))は96.6%となっており、学部卒業生2,000人以上の私立大学においては14年連続全国私大1位という高い水準を維持している。また、卒業時アンケートによる就職満足度は98%（「大変満足」「まあ満足」の合計）と高い評価を得ており、学生が満足 of いくキャリア選択ができていることを示している。

学部名	就職率※1	実就職率※2
法学部	99.7%	95.1%
経営学部	99.7%	97.1%
経済学部	99.3%	96.7%
理工学部	99.9%	97.6%
農学部	100.0%	95.3%
薬学部	99.6%	98.7%
都市情報学部	100.0%	97.6%
人間学部	100.0%	96.7%
外国語学部	98.2%	88.9%
情報工学部	-	-
全学	99.7%	96.5%

2024年度卒業者の学部別就職率および実就職率は下表のとおりである。

【就職データ】

※1 就職率：就職者数/就職希望者数

※2 実就職率：就職者数 / (卒業者数 - 大学院進学者数)

※3 情報工学部は2022年に設立のため、「-」と表記している

**<博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供>**

本学では、大学教員を目指す大学院生に対し、高等教育の現状、授業デザイン、アクティブ・ラーニングの技法、模擬授業の演習等を学ぶ機会を提供している。このため、他大学等で実施されるFD企画への参加を支援している。具体的には、旅費や参加費の助成を提供し、ポータルサイトを通じてこれら企画の詳細情報を提供している。

また、本学が開催するFD・SD学習会やFD・SDフォーラムへの参加も促している。

**<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>**

学務センターは、課外活動をサポートするため「クラブ活動ハンドブック」を整備し、クラブ運営に必要なスケジュールや補助内容を明示している。また、学生の相談に応じる体制も確立している。2016年度からは、「Enjoy Learning プロジェクト」と呼ばれる取り組みを開始した。このプロジェクトは、学生の自主的な学びと成長を支援する制度で、MS-26 戦略ビジョンに掲げる「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』

を創り広げる」の実現を目指している。学生がチームを組み、具体的な課題解決に取り組むもので、大学は助成金を通じて学生の創造的な活動を支援している。2024年度は以下のプロジェクトが進められている。活動報告は本学ウェブサイトに掲載し、学びの様子を積極的に情報発信することで、学生の新たな行動変容を生み出す工夫を行っている。また、本学における正課外活動の全体像を分かりやすく示すため、特設ウェブサイト「CAMPUS FIRE MAP」を制作・公開している。このサイトでは、学生の興味・関心に応じて「仲間と出会う」「地域・社会に貢献」「キャリア・ビジネスにつなげる」「世界・異文化を知る」という4つの視点から、参加可能な活動やプログラムを紹介しており、学生の「学びの場」「体験の機会」の創出を後押ししている。

<2024年度 Enjoy Learning プロジェクト>

No	プロジェクト名称
1	おくすり教室 2024 -深めよう！薬の正しい知識-
2	食べ物循環チャレンジ
3	みんなで知ろう！ドルフィンズ応援プロジェクト
4	知る・伝える・結ぶ ～学生×地域活性化～
5	「エンタメ×テック」をテーマに「学びのコミュニティ」としてさらなる飛躍を目指す
6	様々なアイデアをプロダクトとして形にするコミュニティ
7	有松ミチアカリ～繋がりのお灯～（2024年度）
8	フードロスマッチング
9	やながせこどものがっこう 2024
10	高齢者の引きこもり問題を解決するプロジェクト
11	IVRCを通じたVR作品の制作と参加学生同士のコミュニティ形成
12	フードデリバリーと食育をICTのチカラで促進！
13	地元の農産物を活用した健康食品開発プロジェクト
14	かんずーぶろじえくと

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

学生の要望に適切に対応するため、本学では「スチューデントボイス」という制度を設置している。この制度では、学内の施設・設備や学生生活に関する意見や改善要望を随時受け付けており、担当部署が検討を行った上で、その対応結果を学生に回答している。これにより、学生からの意見や要望に基づく改善を進める体制を整備している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価                  評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

### <適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

本学では、学生支援の質保証のため、多様な根拠資料と情報に基づいた体系的な点検・評価を実施している。学生支援に関わる各組織は、毎年度の事業計画に基づく活動を行い、年度末に「自己点検評価報告書（兼 事業報告書）」を作成している。これらの点検・評価は、各部署の所管委員会で行われたのち、全学的な「大学評価委員会」においても全学的な視点で点検・評価が行われる重層的な体制となっている。

学務センターでは『学生アンケート』を 2005 年度から継続的に実施し、回答率 95%超の高い信頼性を持つデータを収集している。コウホート分析も実施することで、単年度の分析だけでなく経年変化も把握できる仕組みとなっている。これらのデータの多くは、ダッシュボードにまとめられ、各組織の業務における現状把握、仮説の構築、点検・評価などに活用されている。また、学生アンケートでは窓口対応（天白キャンパスは学務センター、八事キャンパス及びナゴヤドーム前キャンパスは事務室）の満足度も調査しており、キャンパス別の状況を定量的に把握している。

キャリアセンターでは、「Meijo キャリアナビ」を通じて就職率や就職満足度などの定量的データを収集・分析し、大学経由インターンシップに参加した学生に対しては実習前後の成長度測定アンケートを実施して、社会人基礎力の伸長を確認している。

障がい学生支援センターでは、合理的配慮義務に伴う施設設備改善について、中長期的な整備計画を立案する「環境整備検討会」において関係部署と連携し、施設・設備面の評価と改善策の検討を行っている。

このように本学では、学生支援の各分野において、様々なデータに基づく多角的な分析による点検・評価を実施している。

### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、「自己点検評価報告書（兼 事業報告書）」で明らかになった課題に基づき、具体的かつ効果的な改善・向上への取り組みを計画的に実施している。

キャリア支援においては、点検・評価を通じて大学院生へのキャリア支援が不十分であることが課題として認識したため、大学院生向けに内容を特化したガイダンスを新たに設計・実施し、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会の周知にも取り組んだ。また、就職活動の国際化に対応するため、留学生の就職支援に関する点検・結果に基づき、本学独自の留学生就職支援プログラムを強化し、外部機関との連携も拡充した。

学生生活支援の領域では、毎年の学生アンケートの結果により、新入生は大学生活の友人関係の面で不安があるという結果に基づき、学生協力員によるピアサポート活動を展開している。窓口対応については、学生アンケートで満足度を毎年調査しており、各学部で「入りやすさ」や「案内表示」「手続き方法」「説明方法」「提出書類」「待ち時間」の観点から分析を行い、見直しを進めている。その結果、天白キャンパスでは窓口満足度が 2024 年度には 70.3%と 2021 年度の 55.2%から大幅に向上した。ナゴヤドーム前キャンパスにおいても 71.8%と高い満足度を維持している。また、履修登録の方法のわかりやすさについても学生アンケートで毎年調査を行っており、この結果に基づき履修登録ガイドの分析を行い、学務センターの職員が学部を越えて検討している。その結果、履修登録の方法が「わかりやすい」と回答した学生の割合は、2024 年度には 30.7%（2023 年度 26.3%）に向上し、「どちらか

といえわかりやすい」と合わせると 65.3%（2023 年度 60.9%）となっており、継続的な改善の成果が表れている。

障がい学生支援においては、支援体制の点検・評価から支援方針の明確化が課題として抽出されたため、ガイドライン策定に着手し、次年度の公開を目指している。また、施設のバリアフリー化に関する点検結果に基づき、関係部署による「環境整備検討会」を開催し、段差解消や洗面所の改善など具体的な施設整備を計画的に進めている。

このような点検・評価に基づく組織的・継続的な改善の取り組みにより、学生アンケートにおける「大学生活全般への満足度」は 2024 年度に「満足」と「やや満足」を合わせて 77.1%（2023 年度 71.8%）と着実に向上している。

## **(2) 長所・特色**

本学では、多角的かつ体系的な学生支援体制の構築を重視している点が特色といえる。特に、進路支援においては、キャリアセンターを中心としたきめ細かい個別指導担当制を導入し、学生一人ひとりに寄り添った「顔の見える対応」を実践している。この成果として、卒業生の就職先満足度は 98.4%に達し、学部卒業生 2,000 人以上の私立大学において就職率が 14 年連続全国私大 1 位という高い水準を維持していることは長所といえる。

## **(3) 問題点**

「国際化計画 2026」において「総合大学としての強みを活かして、多彩な専門性に根差したグローバル人材を養成し、地域の国際化と国際社会に貢献する」というミッションを掲げている本学にとって、中長期派遣留学（1 セメスター以上）の派遣者数と外国人留学生の受入数の拡大が重要な課題である。特に、国際的な視野を持つ人材育成という観点から、より多くの学生に海外経験の機会を提供する必要がある。

また、大学全体の退学者数が増加傾向にあることも課題として認識されている。この傾向に対応するためには、学修指導面談のさらなる充実など、初期段階での兆候把握と予防的介入の強化が必要である。学生一人ひとりの状況を正確に把握し、適切な助言や支援を提供する体制の一層の強化が求められる。成績不振者への早期対応と継続的な支援により、学業継続率の向上を図り、標準修業年限内での卒業率を高めることが課題である。

## **(4) 全体のまとめ**

本学では、「MS-26 戦略プラン」と「学生支援ポリシー」を基盤として、修学支援、生活支援、進路支援、障がい学生支援の 4 つの領域における体系的な学生支援体制を構築・運営している。これらの支援は関連組織間の緊密な連携のもとで実施されており、学生のニーズに応じた適切な支援を提供している。

修学支援においては、各学部による成績不振者への学修指導面談の実施、リメディアル教育、多様な正課外学習機会の創出など、学生の学びを多角的に支援している。留学生や障がいのある学生に対しては、国際化推進センターと障がい学生支援センターが専門的な支援を提供し、多様な背景を持つ学生の学習機会の確保に努めている。

進路支援については、キャリアセンターを中心に、1 年次からの体系的なキャリア教育、

就職活動に向けた実践的な指導、多様な学生に配慮した個別支援など、きめ細かいサポートを実施している。これらの取り組みにより、高い就職率と就職満足度を達成している。

生活支援面では、学務センターによる多様な奨学金制度の運営、保健センターによる心身の健康管理支援、ハラスメント防止のための体制整備など、学生が安心して学業に専念できる環境づくりに取り組んでいる。

さらに、学生の支援体制の適切性については、学生アンケートなどのデータに基づく定期的な点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善・向上に向けた取り組みを継続的に実施している。

この結果、学生アンケートにおける「大学生活全般への満足度」は着実に向上しており、2024年度には「満足」と「やや満足」を合わせて77.1%に達している。以上のことから、本学は学生支援において適切な体制を整備・運営しており、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学生の学修や教員の教育研究活動の環境と条件の改善を目指し、「MS-26 戦略プラン」のもと、「組織・経営改革」という戦略ドメインを設定し、基本目標として「ビジョンの実現に向け、戦略的かつ機動的な組織・経営改革を持続する」を掲げている。この目標に基づき、行動目標として「ビジョンの実現を支える基盤整備」を、戦略計画として「学生の主体的な学びを支援する環境整備」を定めている。

環境整備においては、施設の老朽化の対応、耐震性の確保、高度情報化による教育環境の改善を図りながら、キャンパスの再開発を進めている。この再開発の基本方針は、①キャンパス再開発スケジュールに関する事項、②講義室の適正な規模・数、③教育・研究・大学院に関わる施設対応、④教員研究室等の施設対応、⑤空きスペース（部屋）の有効活用、⑥土地の有効活用などである。

これらの方針に沿って、学部・センター等の代表者で構成される「再開発検討委員会」が全学的な意見を集約し、「キャンパス再開発基本計画（以下「再開発計画」という。）」を策定している。

新築建物の計画においては、「再開発検討委員会」が建物の規模や設備、講義室・演習室の座席数や通路幅等を含め、教育研究環境の向上に必要な詳細を検討している。この再開発計画は、必要に応じて「再開発検討委員会」で見直し、キャンパス内のゾーニングや歩車分離、外構計画などを細かく実現していくことを目指している。

これら一連の取り組みを通じて、本学は組織・経営改革を継続的に行い、学生と教員の学修や研究活動のための環境整備を積極的に推進している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備>

本学では、全キャンパス内でのパソコンの自由な使用を可能にするため、学内無線 LAN 環境を整備している。また、オンライン授業で使用する LMS として「WebClass」や教室で

の授業録画・配信を行う「教室録画システム」も整備しており、学生のオンライン学習に必要な環境を整えている。

学生の情報処理環境として、天白キャンパスではタワー75 に計 704 台 (T602～T608、T702～T708)、共通講義棟東に 326 台 (E501、E503、E504) の PC を設置した情報処理教室を整備している。八事キャンパスには新 1 号館と新 3 号館にマルチメディア教室 (604 : 75 台、605 : 73 台、401 : 150 台) を、ナゴヤドーム前キャンパスには南館コンピュータ教室 (DS501～504、各 54 台) を設置している。

これらの教室は、原則として月曜日から土曜日の午前 8 時から午後 10 時まで開室しており、授業の空き時間には学生が自由に PC を利用できる。

学内ネットワークは、用途に応じた 2 種類の Wi-Fi 環境を整備している。一つは「meijo-wifispot」で、統合ポータルサイトの認証情報でインターネットへの接続が可能である。もう一つは「meijo」で、授業や研究での利用を目的として、インターネットと学内ネットワークの両方に接続でき、持込端末申請により利用が可能である。

これらの情報通信施設・設備は情報センターが一元的に管理・運営しており、情報処理施設の管理、事務電算の管理、およびシステムの管理等を行っている。また、ICT に関する技術的支援として、天白キャンパスの IT ヘルプデスク (タワー75 5F)、八事キャンパスのマルチメディア教室担当 (新 1 号館 1F 薬学部事務室内)、ナゴヤドーム前キャンパスの情報システム担当 (南館 5F 準備室) が対応している。

このように、本学のネットワーク環境と ICT 機器は、適切な管理体制のもと、学生に柔軟かつ先進的な学習の機会を提供し、教育の質の向上に重要な役割を果たしている。

#### <施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

本学では、「固定資産及び物品管理事務細則」第 25 条に基づき、土地・建物及び附属設備・構築物 (以下「不動産」という。) の管理事務を施設部が統括的に担当している。施設部は開発課と施設課で構成され、開発課が土地・建物等の取得や管理を、施設課が日常的な施設・設備の維持管理、機器・備品の管理等を行う体制を整えている。

施設・設備の維持・管理については、天白キャンパスに設置された施設部の管理下にある施設管理センターが司令塔となり、全学的な施設・設備の管理を統括している。施設管理センターのもとには、エネルギーセンターや防災センターが配置され、それらの組織に所属する電気主任技術者やビル管理士等の有資格者が設備の運転監視、施設巡回、法定点検を含む各種点検計測を実施している。

これらの管理体制により、本学は名古屋市に位置する天白キャンパス (6 学部 6 研究科を設置、第 1・第 2 グラウンド等を含む)、八事キャンパス (薬学部・薬学研究科)、ナゴヤドーム前キャンパス (3 学部 2 研究科を設置) の主要な教育研究キャンパスに加え、春日井市の春日井 (鷹来) キャンパス (農学部附属農場・薬草園他)、日進市の日進キャンパス (総合グラウンド)、瀬戸市の瀬戸校地 (演習林) といった特定の教育研究目的に特化した施設から構成されている。校地面積合計 354,806 m<sup>2</sup>、校舎面積合計 241,069.2 m<sup>2</sup>に及ぶ広大な敷地と多様な施設群を一元的に管理している。

学内の安全確保の一環として、キャンパスにおける防犯対策にも力を入れている。教育研究の中心となる天白キャンパス、八事キャンパス、ナゴヤドーム前キャンパスには防災セン

ターを設置し、警備員が24時間常駐体制で施設巡回、受付案内、鍵管理、入構車両の誘導等を行っている。また、警報装置の監視、入退室管理システム、監視カメラによる機械警備を積極的に導入し、各キャンパスの主要な出入り口には守衛室を配置することでセキュリティを強化している。春日井（鷹来）キャンパス、日進キャンパス、瀬戸校地といった特殊目的施設についても、それぞれの利用目的や特性に応じた安全管理を行っている。

安全管理体制のもう一つの重要な側面として、防火・防災対策がある。本学では「防火・防災内規」に基づき、自衛消防組織を構築し、防災機器や災害用備蓄品を計画的に整備している。消防法に則り、各キャンパスで選任された防火管理者及び防災管理者が消防計画を策定し、防災マニュアル・防災マップの作成と定期的な更新、防火・防災に関する意識向上と知識の普及啓発活動、定期的な消防訓練・全学避難訓練の実施、防災設備及び避難施設の定期点検と維持管理に取り組んでいる。これらの活動を通じて、火災や地震等の災害発生時の人的・物的被害の最小化を目指している。

さらに、学内の安全衛生面においては、労働安全衛生法に基づく取り組みを進めている。「安全衛生委員会」を毎月定期開催し、職場の安全衛生に関する重要事項を審議・報告している。産業医による月1回の職場巡視を実施し、全学の安全・衛生状況を通年で監視するとともに、巡視時の指摘事項は関係部局等に速やかに通知し、改善を促している。実験・研究に係る安全管理についても、「薬品管理部会」を設置し、薬品管理システムを導入・運用することで、薬品や高圧ガスを保有する研究室の在庫や使用状況を一元管理している。これにより、事故発生時の迅速な対応が可能となるとともに、定期的なヒヤリ・ハット報告制度や安全講習会の開催を通じて、研究活動における事故防止と安全意識の向上に取り組んでいる。

教育研究環境の整備という観点からは、各キャンパスでそれぞれの学部・研究科の教育研究ニーズに応じた最新設備を備えた校舎を整備している。経年劣化が進む施設については、「再開発計画」に基づき計画的な建替えや改修を進めており、学生と教職員が日常的に使用する建物の耐震化率は100%を達成している。近年の主な施設整備としては、天白キャンパスにおける研究実験棟ⅢとⅣの竣工、春日井（鷹来）キャンパスにおける2021年度の本館全面リファイニング工事が挙げられる。現在は、創立100周年記念事業の一環として名城大学開学100周年記念アリーナの新築工事を進行中であり、これらの再開発を通じて、教育研究環境の持続的な向上と充実を図っている。

以上のように、本学では施設・設備の維持管理から安全衛生確保まで、組織的かつ計画的な取り組みを実施しており、教育研究活動を支える基盤として適切に機能している。

#### <バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

本学では、キャンパス内のバリアフリー化を進めており、身体の不自由な学生がストレスなくキャンパス生活を送れるよう、エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック・サイン等を各校舎に設置している。主要な建物間は連絡ブリッジで結ばれ、段差解消機やスロープの整備により、キャンパス内のほぼ全ての講義室が車椅子で移動可能である。また、講義室には車椅子対応の机・椅子や難聴者向けのシステムを導入し、トイレではオストメイト対策も進めている。これらの取り組みにより、個々の学生の事情に寄り添った支援を提供している。

利用者の快適性向上のため、各キャンパスでは様々な環境整備を実施している。全館に空

調設備を完備し、LED 照明の導入により適切な照度を確保している。学生の多様な学習スタイルに対応するため、図書館等にラーニングcommonsを設置し、各所に自習スペースを配置している。キャンパス内には中庭や広場を設け、ベンチや樹木を配置することで、学生が自然と触れ合える憩いの空間を創出している。さらに、食堂や売店等の福利厚生施設を設置し、学生生活の利便性を高めている。また、キャンパス全域で Wi-Fi を整備し、ICT 学習環境の充実を図っている。

快適なキャンパス環境の整備の一環として、2016 年度より、天白キャンパス、八事キャンパス、ナゴヤドーム前キャンパスで、キャンパス全面禁煙を実施している。この取り組みは、健康増進と環境向上を目指し、学生、教職員、訪問者すべての人々に清潔で快適なキャンパス環境を提供することを目的としている。

### <学生の主体的な学習を促進するための環境整備>

本学では、各学部・研究科の教育課程、学生数、開講科目数等に応じ、講義室、演習室、実験室等の施設を整備している。全教室に AV 機器を設置し、一部の教室には可動式の机・椅子を配置して、柔軟な教育環境を提供している。

専門教育施設として、天白キャンパスには「構造耐震実験室」「水理実験室」「地盤防災実験室」の3つの実験室からなる大型重量実験棟と、裁判員裁判を想定した「模擬法廷」を設置し、実践的な学びを支援している。八事キャンパスには「分析センター」「実験動物施設」「RI 実験施設」「モデル薬局」を備えた八事新1号館・八事新2号館を整備している。ナゴヤドーム前キャンパスでは、心理学教育・研究のための専門施設として、「行動観察室」「心理学面接室」「心理学実験室」等を設置し、学生の実践的な学習と研究活動を支援している。

学生の主体的な学習を促進するため、各キャンパスには「ラーニングcommons」や「学生ホール」といった共用スペースを設け、学生が授業の課題や主体的な取り組み、仲間との学び合いの場として活用している。また、タワー75の8階には、パソコンを配備した学部学生自習室・大学院自習室を設置している。

学生の語学力向上と国際交流促進のための施設として、天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスにグローバルプラザを設置している。外国人講師と日本人スタッフが常駐し、英会話レッスンやワークショップ、TOEIC 対策など、学生の目的に応じた学習支援を提供している。施設内には、英語でのコミュニケーションを促進するオレンジソファエリア、グループ学習が可能なマルチパーパスルーム、個別学習用のスピーキングブース、多読図書コーナーなどを設置している。2024 年度には延べ 34,283 名の学生がこれらの施設とサービスを利用しており、語学学習の中心の場として機能している。

### <教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

大学全体で、情報リテラシーの向上と情報倫理の確立に取り組んでいる。本学の情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程に基づき、教職員及び学生に対する情報セキュリティ教育と啓発活動を組織的に実施している。

教職員に対しては、情報セキュリティ委員会主催で定期的に情報セキュリティ研修を実施し、情報倫理と情報セキュリティに関する意識の向上を図っている。加えて、情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、毎年社会で発生する事例を踏まえた標的型メール攻撃

予防訓練を実施している。その結果、訓練メールの開封率は2019年度の34.6%から2024年度には5.85%まで低下している。これは、同様の訓練を実施している組織の平均値(13.28%)を大きく下回っており、教職員の意識が向上していることを示している。今後も継続して実施していく。

学生に対しては、「情報リテラシー」「情報社会と倫理」「データサイエンス・AI入門」等の講義を通じて、情報倫理教育を体系的に実施している。特に「データサイエンス・AI入門」は2024年度に2,712名が履修しており、多くの学生が情報倫理を学ぶ機会を得ている。また、情報センターでは、情報セキュリティに関するマニュアルを整備し、ポータルサイト上での公開や情報センター窓口での閲覧を可能にすることで、学生が情報倫理やセキュリティに関する知識を主体的に学べる環境を提供している。

**点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。**

**評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備**

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

**評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置**

**<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>**

本学は、天白キャンパスの附属図書館本館（以下、本館）、八事キャンパスの薬学部分館、ナゴヤドーム前キャンパスのナゴヤドーム前キャンパス図書館という3つの図書館を有しており、これら3つの図書館は合わせて「名城大学附属図書館」を構成している。

本館では図書（学術雑誌を含む）1,033,038冊が保管され、薬学部分館には65,544冊、ナゴヤドーム前キャンパス図書館は138,661冊の蔵書を有し、それぞれの学部・研究科の特性に応じた資料を体系的に収集している。

電子資料に関しては、出版社から提供される電子ジャーナル3,906タイトル、アグリゲーター（複数の出版社のオンラインジャーナルを購入し、統合して統一のインターフェイスで提供する業者）提供による電子ジャーナル15,222タイトル、そしてデータベース73種を有している。これらの電子資料は学内のネットワークを通じて利用可能であり、本学の様々な学問分野における教育・研究活動を支援している。

**<国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>**

本学は国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加し、全国の図書館とネットワークを形成している。NACSIS-CATを通じて本学の所蔵資料の書誌情報をデータベース化するとともに、NACSIS-ILLにより図書館間相互貸借サービスを実施している。2024年度の相互貸借実績は、本館、薬学部分館、ナゴヤドーム前キャンパス図

書館の3館合計で、図書貸借の受付53件・依頼95件、文献複写の受付160件・依頼428件となっており、学内外の研究活動を支援している。また、国立情報学研究所が提供するCiNii Research、国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」、名古屋市の「まるはち横断検索」等の参加により、利用者の学術情報へのアクセス環境を拡充している。

#### <学術情報へのアクセスに関する対応>

本学では、学術研究成果のオープンアクセス化を推進するため、名城大学学術機関リポジトリを運用し、2025年3月時点でコンテンツ数861件となっている。今後は、閲覧件数についても集計を進める予定である。また、名城大学オープンアクセスポリシーを制定し、研究成果の公開を組織的に進めている。

また各種データベースや電子ジャーナルは、一部を除き、学外からのアクセスも可能としており、利用者サービスの充実を図っている。

#### <学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備>

本学の附属図書館は、学生の学習ニーズに応じて平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午後6時までの開館時間を設定し、試験期間中は原則日曜・祝日も開館している。座席数は、本館が1,041席、薬学部分館は149席、ナゴヤドーム前キャンパスは286席を設置しており、各キャンパスの学生数に対して概ね適切な規模を確保している。

学生の多様な学習形態に対応するため、本館では社会科学閲覧室、人文科学閲覧室、自然科学閲覧室等の専門分野別の閲覧室に加え、グループ学習室、グループ研究室、自由閲覧室を設置している。薬学部分館は学部特性に応じた閲覧スペースを確保し、ナゴヤドーム前キャンパス図書館には閲覧席、フリー閲覧ラウンジ、グループ学習室を設置している。また、蔵書検索や電子資料利用のためのパソコンを本館に22台、薬学部分館に4台、ナゴヤドーム前キャンパス図書館に10台設置し、学習のための情報アクセス環境を整備している。

学生の学習をサポートするため、貸出は学部学生が14日以内で10冊まで、大学院生は90日以内で30冊までと、学習段階に応じた条件を設定している。また、夏季・冬季・学年末の休暇中は長期貸出にも対応している。これらの学習環境の整備により、2024年度は本館230,327名、薬学部分館35,623名、ナゴヤドーム前キャンパス図書館67,596名の入館者があり、活発に利用されている。

#### <図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

本館では、専任事務職員と臨時職員合わせた10人が図書館運営に従事しており、うち5人が司書または司書補の資格を有している。加えて、外部委託者として本館に28人（うち司書・司書補資格保有者26人）、薬学部分館に6人（全員が司書・司書補資格保有者）、ナゴヤドーム前キャンパス図書館に10人（うち9人が司書・司書補資格保有者）を配置している。司書資格を持つ専門職員は、その専門的知識を活かし、利用者の学習・研究活動を支援している。特に文献や情報の探索支援において、2024年度は本館で所蔵調査1,485件、事項調査940件、利用指導2,866件、薬学部分館で所蔵調査453件、事項調査430件、利用指導393件、ナゴヤドーム前キャンパス図書館で所蔵調査438件、事項調査202件、利用指導545件のレファレンスサービスを提供している。また、学内外の学術情報資源を活

用した相互利用サービスなど、専門的な支援を行っている。

**点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**

**評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備**

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

**<大学としての研究に対する基本的な考えの明示>**

本学の「MS-26 戦略プラン」では、「研究の充実」を戦略ドメインの一つとして位置づけている。基本目標として、「研究環境の充実を通して、社会に評価される学術の創造と普及を図り、教育と社会に還元する」と定めている。具体的な行動目標は、「独創的研究の推進と研究成果の社会への発信」、「国際的な研究拠点の育成と強化」がある。これらの目標に向けた戦略計画は、「自由な発想に基づく、独創的な研究の推進」、「研究成果の積極的な発信」、「国際的な研究拠点の育成と強化」としている。それぞれの戦略計画には進捗指標を設定し、計画の進捗を把握しながら、目標達成に向けた取り組みを展開している。この方針は、大学のウェブサイトにも掲載され、広く学内外に周知されている。

**<研究費の適切な支給>**

専任教員の研究活動を支援するため、職位に応じた教員研究費を「教員研究費実施要項」に基づき交付している。具体的には、教授に年額 482,000 円、准教授・助教・講師に 473,000 円、助手に 465,000 円、教務技術員に 228,000 円を支給している。研究費は毎年 4 月 1 日に在職する教員に交付され、年度途中の採用者に対しては、半額を支給する制度を整備している。研究費の用途は、研究用図書購入費、研究用備品購入費、研究用消耗品購入費、研究発表のための印刷費、研究に使用する機器等のレンタル経費、学会旅費及び調査出張旅費、学会会費、研究用通信費などと定められている。これらの研究費の適切な執行を支援するため、研究費の適正な執行に関する説明会の開催や、研究経費申請執行マニュアルを発行している。さらに、研究活動の充実を図るため、多様な支援制度を設けている。国外の学会や国際会議、国際シンポジウムでの研究発表には、年 1 回最大 200,000 円の旅費を補助している。なお、文科省オープンアクセス加速化事業の一環の時限措置として、一定の条件を満たした場合、論文掲載料補助を特別に増額する措置を実施している（期間：2024 年 9 月～2029 年 3 月、最大 300,000 円）。論文掲載料の補助としては、原著論文 1 件につき最大 50,000 円（補助基準を満たした場合、最大 150,000 円または 100,000 円）を補助している。また、出産や育児、介護からの復帰支援として、研究復帰支援助成費（1 回 200,000 円上限）や、出産・育児に伴う長期休業の取得中または取得後のリサーチ・アシスタント（RA）または補助員の雇用支援（1 か月 50,000 円上限）、外国語論文作成補助（1 件 30,000 円上限）を行っている。

### <外部資金獲得のための支援>

外部資金獲得のための支援体制は、学術研究支援センターを中心に整備されている。競争的資金獲得支援においては、科学研究費助成事業(科研費)のみならず、JST、NEDO、AMEDなどの公的資金や民間助成金まで幅広く対応している。特に科研費については、申請から採択までの一貫した支援体制を構築している。具体的には、学内アドバイザー制度を通じて、前年度不採択者への助言から新規申請者の概要書作成支援、研究種目選択の相談まで、きめ細かな支援を提供している。また、独自に作成した科研費申請書「書き方ハンドブック」の発行や、本学教員の過去採択研究計画書の閲覧機会の提供など、実践的な支援ツールを整備している。さらに、2024年度からは、URA(リサーチ・アドミニストレーター)による申請書のブラッシュアップ支援を通じて、採択率の向上を図っている。

科研費の支援は年間を通じて計画的に実施しており、7月の公募開始から翌年6月の研究成果報告書提出まで、各段階に応じた支援を提供している。特に申請期間である9月上旬の研究計画調書作成時には、前述の支援体制を最大限活用し、質の高い申請書作成をサポートしている。

科研費を獲得した教員には、その間接経費の一部を配分し、研究環境の充実に役立てている。さらに、科研費の採択につながるよう、学内独自の「学術研究奨励助成制度」を設け、研究活動の支援策も強化している。

科研費以外の外部資金獲得に際しては、国の大型補助金を中心に予算・施策動向の調査や、研究者の専門分野や特性に応じた公募情報の提供体制を整備している。これらの活動を効果的に推進するため、事務職員と共にURA(リサーチ・アドミニストレーター)を配置し、申請書作成から予算管理までの一貫した支援を提供している。

さらに、外部資金獲得機会の拡大に向けた活動として、産官学連携・研究支援に特化したウェブサイト『MRCS』を開設している。このウェブサイトでは、科研費に関する広報パンフレットの公開や、科研費採択者の研究内容を紹介した「研究成果トピックス」をシリーズで掲載し、学内研究者の応募意欲向上を図っている。また、2024年度には3Dバーチャル空間を活用した「名城大学リサーチフェア」を2か月間開催し、88の研究テーマを紹介することで、共同研究等の機会創出を図った。

このように、本学の外部資金獲得支援は、科研費を中心とした競争的資金の獲得支援体制の整備、URAや学内アドバイザーによる実践的な申請支援、そして研究シーズの効果的な発信まで、体系的かつ組織的に実施されている。これらの取り組みにより、外部資金獲得の機会拡大と採択率の向上を実現し、近年の学外資金獲得状況は以下のとおりとなっている。

単位：千円

分類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科研費(※1)	143	274,560	156	351,100	161	352,765
厚生労働省科学研究費補助金	0	0	0	0	0	0
受託性大型プロジェクト(※2) (府省庁,NEDO,JST,二国間交流事業等)	36	350,404	32	273,396	35	275,213
受託研究(※3)	17	11,089	23	16,814	21	16,015

共同研究（※3）	101	99,783	107	138,033	110	140,038
学術コンサルティング	1	110	6	1,792	7	1,840
奨学寄附金	53	31,531	44	26,360	42	21,170
学外研究助成（財団等助成金） 〔奨学寄附扱〕	38	48,130	25	35,330	30	60,977
合 計	389	815,607	393	842,825	406	868,018

\* 金額欄は補助金額（間接経費、管理費を含む）

※1 科費には転出・転入等反映、研究成果公開促進費・特別研究員奨励費を含む  
（延長・繰越・調整金は含まない）。

※2 受託性大型プロジェクトは、額の確定検査中の事業が含まれるため、金額が変動する可能性がある。

※3 受託研究・共同研究・学術コンサルティングには前年度からの継続分を含む（LED 共同研究センター分も含む）。

#### <研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

教員の研究室は、各学部・研究科の主要な教育研究活動エリアに設置されている。専任教員には個人研究室が割り当てられており、平均して 28.4 m<sup>2</sup>の面積が確保されている。各研究室には、机、椅子、書架の他に、電話や学内 LAN も整備されており、全ての部屋には冷暖房が完備されている。

研究に専念する時間を確保するため、専任教員の担当授業時間数に関する内規において、教授の責任担当授業時間数を1週間あたり10時間、准教授・助教・講師は8時間と定めている。これらは担当時間数の下限として設定されており、やむを得ず責任担当授業時間数を超えて授業を担当する場合でも、総担当授業時間数は18時間以内に抑えることとしている。また、履修学生が300人を超える授業や6・7時限の授業については、教育負担を考慮して時間数を割り増して算定するなど、研究時間の確保に配慮している。

また、研究専念期間を保証する制度として、在外研究員制度を整備している。この制度では、専任教員が国外の研究機関において専攻分野の学術研究または学術調査を行うことができる。在外研究員には、長期支給研究員（6ヶ月以上1年以内）、短期支給研究員（3ヶ月以上6ヶ月未満）、長期補助研究員（6ヶ月以上1年以内）、短期補助研究員（6ヶ月未満）の区分がある。研究期間中は教育活動から離れ、研究に専念できる環境を提供しており、特に必要性が認められる場合には1年未満の範囲で期間延長も可能としている。

このように、本学では研究室の整備、担当授業時間の適切な設定、および在外研究制度による研究専念期間の保証を通じて、教員の研究活動の充実に向けた環境整備を体系的に実施している。

#### <ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制>

教育の人的支援体制の一環として、学部教育の充実、大学院生の学修効果の向上、および経済的支援を目的に、大学院生を TA として選任している。TA は学部で開講される実験、

実習、演習、ゼミナール等の教員補助業務を担当している。TAの担当時間数は、大学院での学修に支障がないよう週3コマ（1コマ90分）を上限とし、授業補助手当を支給している。業務内容には、実験や実習の補助、学生への助言やグループワークの指導補助、出席管理の補助、授業時間内の準備や片付け、機器操作の補助等が含まれる。

2020年度からは、ハラスメント防止や個人情報保護等、TA業務遂行に必要な心構えについて記載した「TAハンドブック」を作成し、各研究科に配布している。このハンドブック作成に際しては、TA学生へのインタビューを行い、関連する学部の学務センター委員で構成されるワーキンググループがTA制度の改善を検討した。

研究活動支援体制としては、学術研究支援センターがポストドクター（PD）、リサーチ・アシスタント（RA）、研究補助員等の研究支援員の雇用管理業務を担っている。特に、学生の研究支援員の雇用条件は、彼らの学業や研究に支障を来さないよう配慮し、「アルバイト要項」に基づき、勤務時間は1か月52時間を超えないよう設定されている。

TA・RAの人数（2024年度）

TA (Teaching Assistant)	RA(Research Assistant)
277名	1名

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<規程の整備>

本学は、研究倫理を遵守するための規程体系として、「研究活動の不正行為に関する規程」や「競争的研究資金の執行・管理に関する規程」を整備している。また、「名城大学における研究者の行動規範」において、研究活動における不正行為の防止、研究成果の公正な公開、研究費の適正使用、環境・安全への配慮と生命倫理の尊重などの基本的な指針を示している。さらに、「競争的研究費の不正防止計画を」策定し、その後、国のガイドライン改正等を踏まえ、適宜改定を行っている。（直近の改定は2022年1月）加えて、2019年7月には「軍事的安全保障研究に関する基本方針」を定め、研究成果の軍事利用を防ぐための明確な指針を示している。さらに、研究の健全性・公正性を自律的に確保すること、信頼性のある研究環境を構築することを目的として、2024年9月に「研究インテグリティの確保に関する規程」を定めた。

<教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）>

教員に対しては、学部長や研究科長を倫理教育責任者とする研究倫理教育を年1回実施している。また、2024年度は、全研究者（教員、研究員）および競争的(公的)研究資金の経

費執行に携わる全事務職員を対象に、オンラインによるコンプライアンス教育を実施し、理解度確認テストと誓約書の提出を求めている。さらに、コンプライアンスに対する意識の向上と浸透を図るため、構成員全体に向けて定期的にメールマガジンによる啓発活動を実施している。

学生に対する研究倫理教育は、学部生の「卒業研究」、大学院生の「特別演習」「特別実験」「特殊研究」等の指導科目において実施している。学位論文作成時には「論文盗用防止検索システム」を活用し、研究倫理の実践的指導を行っている。

#### <研究倫理に関する学内審査機関の整備>

研究倫理に関する全学的な審査機関として、研究者等倫理委員会を設置している。同委員会は、研究者等の研究倫理に係る基準、研究活動の倫理及び競争的研究資金の執行・管理に係る教育・啓発活動、研究活動の不正行為防止、競争的研究資金の不正使用防止、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の調査及び判定等に関する事項を審議している。委員会は研究担当副学長を委員長とし、学長が指名する学部長及び研究科長、総合研究所所長、学術研究支援センター長等で構成され、必要に応じて専門的知識を有する学外者を委員とすることができる体制を整えている。

また、研究分野の特性に応じた倫理審査機関として、「人を対象とする研究に関する倫理委員会」、「動物実験委員会」、「組換え DNA 実験安全委員会」を設置し、各研究分野における倫理的問題について、国の指針等に基づく審査を実施している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

本学では、教育研究環境の質保証のため、「MS-26 戦略プラン」および「事業計画書」に基づく定期的な点検・評価活動を実施している。具体的には、附属図書館、学術研究支援センター、施設部などの関連部署が毎年度「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」を作成し、客観的データに基づいて各事業の取組状況、指標の達成度、次年度に向けた課題等を分析・評価している。

附属図書館では、入館者数、貸出冊数、電子書籍利用状況などの定量的データを収集・分析し、利用者の需要動向を把握している。また、ガイダンス実施回数や参加人数、企画展示件数などの活動指標も定期的に測定し、附属図書館運営委員会で、図書館サービスの効果を評価している。

学術研究支援センターでは、科研費申請・採択件数、受託性大型プロジェクト受入件数、研究シーズ集掲載件数などの研究活動に関する基礎データを収集・分析している。また、論文掲載料等補助件数や特許出願件数など研究成果に関する指標も定期的に測定し、学術研究審議委員会において、研究活動の促進策や研究環境の改善について審議している。

施設部では、ファシリティマネジメント (FM) によるライフサイクルマネジメント (LCM)

を実行するため、建物診断を行っている。この結果に基づき、中長期修繕計画の策定に活用している。キャンパスの再開発計画については、再開発検討委員会において適宜工程の管理を確認している。

このように、教育研究環境に関わる組織は、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施している。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、教育研究環境に関する点検・評価の結果、明らかになった課題について、次年度以降の事業計画に反映させ、計画的な改善・向上に取り組んでいる。

附属図書館では、電子資料の利用状況分析に基づき、従来の Maruzen eBook Library に加え新たに KinoDen や d マガジンを導入し、電子資料を充実させると同時に、重複資料の削減も実施した。これにより、より多くの学術情報へのアクセスが可能となった。また、利用者ニーズを踏まえ、1人用 AV ブースを撤去し、グループ利用に対応した複数人席を新設するなど、学習環境の改善を図った。さらに、オンライン画面の返却期限の表示方法を変更するという細部にわたる工夫も施している。次年度に向けては、書架狭隘化問題への対応や非来館型サービスの拡充、電子資料の効果的購入・運用のための管理システム導入検討など、中長期的視点に立った改善計画を策定している。

学術研究支援センターでは、研究支援体制の強化のため、リサーチ・アドミニストレーション協議会（RA 協議会）への新規加入や、URA スキル認定制度研修の受講など、URA 育成に向けた取り組みを推進した。これにより、科研費申請書のブラッシュアップ支援など、研究者への支援体制が強化された。また、OA 加速化事業の採択を受け、論文掲載料補助制度において学術誌への補助額を増額するなど、研究成果発信を促進する支援策を強化した。研究シーズ発信の場として名城大学リサーチフェアをオンライン開催し、研究活動の可視化と社会への発信にも努めている。

施設部では、施設の老朽化対策として、前年度の建物診断結果に基づく修繕計画を策定・実行し、計画的な維持管理を実施した。また、維持管理費用の見直しによる経費削減にも取り組み、限られた予算の中で優先度の高い施設整備を実施している。100周年記念アリーナの建設工事や八事キャンパス新 7 号館新築工事など、キャンパス再開発計画の着実な実施にも注力している。

このように、本学では教育研究環境に関する各組織が、点検・評価の結果を踏まえた具体的な改善・向上策を実施している。

#### (2) 長所・特色

本学の教育研究環境における長所・特色として、特に研究支援体制の充実が挙げられる。URA を中心とした外部資金獲得支援システムは、科研費だけでなく JST、NEDO、AMED などの公的資金や民間助成金まで幅広く対応している。特筆すべきは、科研費申請における学内アドバイザー制度や独自に作成した「書き方ハンドブック」の展開に加え、2024 年度からは URA による申請書ブラッシュアップ支援を実施したことで、申請から採択までの一貫した支援体制を強化したことである。

産官学連携活動の促進面では、大学独自の研究支援サイト「MRCS」の開設や、3D バー

チャル空間を活用した「名城大学リサーチフェア」の開催が特筆される。特にリサーチフェアでは、2023年度の65テーマ数から、2024年度は88テーマ数と研究テーマの展示数を増やし、研究シーズの可視化と共同研究の機会創出に貢献している。さらに、論文掲載料補助制度や出産・育児からの研究復帰支援など、研究者のライフステージに応じた多様な支援制度も本学の特色である。

### **(3) 問題点**

外部資金獲得に向けた取り組みにおいて、科学研究費助成事業（科研費）への申請数増加に重点を置いているが、中期事業計画アクションプランで定めた目標値には未だ到達していない。URAの配置や学内アドバイザー制度など支援体制は整備されているものの、申請数を増やすためにさらなる工夫が必要である。

### **(4) 全体のまとめ**

本学では、教育研究活動に必要な施設設備を適切に維持管理している。「MS-26 戦略プラン」に基づいた「キャンパス再開発基本計画」により、計画的かつ持続的な教育研究環境の整備を推進しており、学生の主体的な学びを支援する環境構築に努めている。

研究支援面では、職位に応じた教員研究費の支給に加え、URAを中心とした外部資金獲得支援、科研費申請支援、論文掲載料補助など多様な支援制度を整備している。また、研究倫理遵守のための規程整備や教育機会の提供、審査機関の設置など、研究の質と倫理を担保する体制も構築している。

学術情報環境については、3つのキャンパス図書館における蔵書の整備、電子ジャーナルやデータベースの充実、国立情報学研究所のサービス参加など、学生と教員の教育研究活動を支える基盤が整備されている。さらに、情報倫理教育や情報セキュリティ対策も組織的に実施されている。

これらの取り組みは定期的な点検・評価に基づき改善・向上が図られており、学生と教員が快適に教育研究活動を行える環境整備が実現している。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

<大学の理念や学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の明示>

教育基本法において、大学は「学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定められている。この大学の使命に基づき、本学は、社会連携・社会貢献を教育と研究に並ぶ重要な使命の一つとして位置づけている。この観点から、「MS-26 戦略プラン」では、「社会貢献」を戦略ドメインの一つとして掲げており、この戦略ドメインの下には基本目標「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、人的交流を通して活性化につながるサービスを充実する」を設定している。この目標達成に向け、「地域支援の充実」と「社会人の学びなおしの機会の提供」を行動目標とし、具体的な戦略計画として「地域と一体となったコミュニティづくり」と「生涯学習支援プログラム」を定め、本学ウェブサイト上で学内外に公表している。

この社会貢献の使命のもと、本学は産官学連携を重要な柱の一つとして位置づけている。我が国の産業の持続的発展及び文化の発展に寄与するため、以下の「名城大学産官学連携ポリシー」を掲げ、学術研究支援センターを中心に推進している。

#### (名城大学産官学連携ポリシー)

- ・自由な発想による創造的な研究を重視しつつ、産官学連携を通じて社会に貢献できる研究を推進します。
- ・教育と研究・開発の成果を積極的に広く社会に発信し、名城大学知的財産ポリシーに基づき、産業界への技術移転・事業化を行い、社会の持続的な発展に寄与します。
- ・国際的な産官学連携を推進することにより、我が国の産業の国際競争力の強化に寄与します。
- ・地域社会における知的活動拠点として、地域産業界や地方自治体等との連携・交流を推進します。
- ・教育研究環境を整え、産官学連携活動を通じて、社会の発展に貢献できる人材を育成します。
- ・透明性の高い産官学連携活動を行い、社会への説明責任を果たします。
- ・産官学連携活動を円滑かつ持続的に促進するため、学術研究支援センターがその活動を推進します。

さらに2017年には、本学に対する社会の期待と大学教育・研究における社会資源活用の

重要性の増大を背景として、社会連携センターを設置した。同センターは『名城大学と社会の資源をつなぐ』というミッションを掲げ、『予測不可能な時代、産業界、自治体、NPO、教育機関等の「共創」が求められる。誰もが、業界を超えて、互いの専門性を活かし、相互補完し、新たな価値を創造できる社会づくり』というビジョンを目指している。また、『自治体・企業・NPO等と社会課題を共有し、対話により連携を進め、相互の知恵と資源を結集させ、教育・研究活動を通して、社会課題解決、新規事業創出など新たな価値を創造する』ことを目指す社会連携として明示し、これらを通じて地域社会の活性化に貢献するとともに、本学の教育研究の活性化及び深化を図ることを目的としている。

**点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

#### <学外組織との適切な連携体制>

本学では、学外組織との適切な連携体制を構築するため、社会連携センターが中心的な役割を果たしている。このセンターは、産業界や地方公共団体等の各種機関との間で、連携や協定の締結を積極的に行い、以下のような取り組みを推進している。

#### <社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

##### (1) 生涯学習の場の提供

本学では、学術研究の成果を地域社会へ還元し、大学と地域社会との結びつきを強化することを目指し、大学独自の公開講座を開講している。これらの講座は、本学が重要視する「生涯学習を楽しむ」という価値観に沿って設計されており、2024年度は、オンラインやハイブリッド形式での実施も含め、30講座を提供した。具体的な講座として、「国家賠償法の基礎知識(法学部主催)」、「食と農の安全を考える(農学部主催)」、「目指せロボットエンジニア！ロボットを動かしてみよう！(理工学部主催)」、「科学で迫る勝敗の法則—スポーツデータ分析の最前線(情報工学部主催)」、「くすりと健康(薬学部主催)」、「都市情報学の30年とこれから(都市情報学部主催)」、「宇宙から考える地球と人類の未来(人間学部主催)」、「名城大学難民映画祭(外国語学部主催)」、「カナダにおける「真実と和解運動」：長老たちに学ぶ」等、社会情勢を踏まえたテーマについて、大学の専門性を生かした講座を開催した。

ビジネスパーソンを対象とした公開講座としては、『みんなのIDGs』のストーリーを紡ぐ：私が変われば世界も変わる」を開催した。本イベントでは、IDGs (Inner Development Goals：内面の成長目標) の概念とその重要性についての理解を深めるとともに、参加者がIDGsの視点から自身の活動を振り返ることで、意識せずとも「すでにIDGsの価値を体現している」日常や実践を再発見し、参加者間の相互理解とつながりを促進することに焦点を当てた。これにより、持続可能な社会の実現に向けた内面的な成長と協働の機会を提供した。

行政との連携による生涯学習の場としては、「親子で楽しい理科学教室(名古屋市天白

区)、「家族・学校から見た現代日本の「生きづらさ」と課題(名古屋市東区)」、「薬と健康の科学(刈谷市)」、「身近に迫る地盤災害(日進市)」、「世界を変える青色LED(富山県水見市)」等、2024年度に12講座を開講した。

さらに、社会人が本学の授業科目を受講できる科目等履修生制度や、高等学校及び自治体からの依頼に応じた出前講義も実施している。高等学校では課題研究の授業や進路研究等、大学受験のためのモチベーション向上や大学の模擬授業を体験する機会として、自治体では生涯学習の機会として提供されており、2024年度は高等学校から51件、自治体からは21件の計72回を実施している。

## (2) 多様な社会連携事業の創出と情報発信

社会連携センターでは、企業、自治体、NPO等と社会課題を共有し、対話を通じて連携を進め、相互の知恵を結集させ、教育・研究を通じて、社会課題の解決や新規事業創出等、新たな価値創造を目指している。具体的な活動としては、学内外からの連携相談対応し、連携先の開拓や学内調整を行い、多様な社会連携事業を生み出している。2024年度には213件の連携相談があり、中部電力連携事業(経営学部ゼミによる新品種果実ブランド化への提案、名古屋観光コンベンションビューロー職員の講義への登壇、環境保全活動を通じた地域貢献)、氷見市連携事業(高校と連携したイノシシ肉を活用した商品開発プロジェクト、市民病院薬剤部体験ツアー、観光スポットのレクリエーション価値計測)等のマッチングが実現した。

学外機関との学びの場づくりとしては、「プロスポーツビジネス研究会 with 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ」、「学生のリーダーシップ能力開発を目的とした社会をフィールドにした実践型プログラムiMPACT! (協賛:アビームシステムズ株式会社)」、「情報工学部×トヨタコネクティッド株式会社IT人材育成PBLプログラム」を実施した。また、大学生による南木曾中学校の生徒を対象とした「オンライン学習支援プロジェクト(長野県南木曾町)」、「ものづくりの楽しさを体感できる文理融合IT人材育成ハッカソンプログラムHACKU名城大学(LINEヤフー株式会社)」、「サステナハニー公園プロジェクト(刈谷市・デンソー・名古屋工芸等)等、学外機関との連携プロジェクト開発にも取り組んでいる。

加えて、愛知県、名古屋市、地元産業界、東海地区の大学がコンソーシアムを組み活動する東海発起業家育成プログラム「Tongaliプロジェクト(2019年度参画、主幹名古屋大学)」等、スタートアップ・エコシステム形成のための活動にも関与し、学外プログラムとの連携や企業等からの連携ニーズをもとにしたアントレプレナーシップ教育を企画運営している。アントレプレナーシップのプログラム数は、2023年度の17件から2024年度は22件と増加しており、多様なプログラムを展開している。特に、本学独自の取り組みとしては、起業を志す学生コミュニティ「MEIJO STARTUP CLUB」の運営やアントレプレナー人材育成プログラム「EXPLORER」の企画運営を行っている。

これらのコミュニティの活動の場となるのが「起業活動拠点ものづくりスペース M-STUDIO」である。多彩なアイデアを形にするための「3Dプリンター」等のデジタル機器、工具を備えており、学生に分野横断的な交流の場と自主性を伸ばす機会を提供している。

### (3) 地域に開かれた多様な交流・活動ができる場「社会連携ゾーン shake」の企画・運営

社会課題に取り組む産官学プロジェクトの創出を目的とし、誰もが自由に利用できる共創空間「社会連携ゾーン shake」を運営している。ここでは、企業・自治体・NPO・地域コミュニティ等の団体と緩やかな繋がりを通じて、連携事業を創出している。shake の設置目的や運営方針に共感する shake パートナースhip団体は 187 件まで登録が増え、本学の学生が参加できる多様な学びの機会創出に繋げている。

2024 年度には、STATION Ai 株式会社が開催している学生向けプログラム「STAPS」や名古屋市主催の「名古屋市 DE&I 体感ワークショップ」などに貸し出しを行った。

### (4) 企業・自治体・NPO 等と本学の連携事業創出の仕組み化

社会連携センターは、業界や業種を超えた社会課題に関する対話を促進し、新たなアイデアや解決策を探求する場を提供している。この目的のために、企業、行政、大学のトップランナーが参画する社会連携フォーラム (PLATFORM) の開催や、教職員・学生・企業・自治体・NPO 等が、社会に対する「問い」について少人数で深い対話を行うアイデア研究室「PLAT ラボ」の企画・運営に取り組んでいる。2024 年度には、社会連携フォーラム 2024 「ゆるく つながり 創りだす ～リアルな場に集うことの価値」を開催し、多くの参加者とともに連携事業の先進事例について学んだ。

### (5) 研究分野における産官学連携・地域連携

受託研究や共同研究の受け入れ件数の増加を目指し、企業ニーズの情報収集、学内シーズの把握・公表、そして教員や URA の積極的な活動が継続されている。2024 年度の URA の活動として、申請書ブラッシュアップ支援、大型外部資金獲得に向けた活動、企業の研究ニーズの教員への提供、知的財産創出支援、外部機関との連携を推進した。具体的には、名城大学リサーチフェア 2024 の開催、展示会や銀行の技術相談会への出展、研究の背景・目的、成果の内容、応用例を集約した「名城大学研究シーズ集」の作成と企業、官公庁、産学連携支援機関等への提供等がある。知的財産権については、発明評価小委員会による職務発明の法人承継審議を通じて、国内で 26 件、国外で 20 件の特許出願を行った。また、近年における、研究分野における産官学連携・地域連携の状況については、以下のとおりである。

単位：千円

分 類	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科研費 (※ 1)	143	274,560	156	351,100	161	352,765
厚生労働省科学研究費補助金	0	0	0	0	0	0
受託性大型プロジェクト (※ 2) (府省庁, NEDO, JST, 二国間交流事業等)	36	350,404	32	273,396	35	275,213
受託研究 (※ 3)	17	11,089	23	16,814	21	16,015
共同研究 (※ 3)	101	99,783	107	138,033	110	140,038
学術コンサルティング	1	110	6	1,792	7	1,840
奨学寄附金	53	31,531	44	26,360	42	21,170

学外研究助成（財団等助成金） 〔奨学寄附〕	38	48,130	25	35,330	30	60,977
合 計	389	815,607	393	842,825	406	868,018

\* 金額欄は補助金額（間接経費、管理費を含む）

※ 1 科研費には転出・転入等反映、研究成果公開促進費・特別研究員奨励費を含む  
（延長・繰越・調整金は含まない）。

※ 2 受託性大型プロジェクトは、額の確定検査中の事業が含まれるため、金額が変動する可能性がある。

※ 3 受託研究・共同研究・学術コンサルティングには前年度からの継続分を含む（LED 共同研究センター分も含む）。

## （6）学外組織との協定

2024 年度末時点で、本学は社会連携・社会貢献を通じた教育研究活動の推進を目的として、学外組織と合計 54 協定を締結している。大学全体による協定 41 件、学部・センター等による協定 13 件であり、自治体、教育研究機関、企業・団体など多様な分野との連携基盤を構築している。

近年の協定例として、尾張中央農業協同組合との包括協定（令和 6 年 4 月）では地域農業振興と人材育成を、株式会社 AT グループとの協定（令和 6 年 4 月）ではまちづくり推進と学術的活動を連携内容としている。また、名古屋六大学連携協定（令和 5 年 5 月）では教育研究機関間の相互連携による学術的発展を促進している。

これらの協定は、学生に実践的な学びの場を提供するとともに教員の研究活動の社会実装を促進し、社会連携・社会貢献を通じた本学の教育研究活動の質的向上に寄与している。

## （7）社会貢献のための研究成果発信の取組み

本学では、社会と大学の知的交流を促進するため、「名城コメンテーターズガイド」サイトを 2025 年 3 月に構築した。このサイトは、専門分野やキーワードから教員の検索を可能にし、取材依頼を明確化する機能を備えており、研究成果の社会還元を効率的に進める基盤となっている。

現状では、本学ウェブサイトの教員一覧は専門分野の表記のみであり、具体的なテーマやキーワードから検索できないため、メディアが適切な取材対象を見つけることが困難であった。また、取材依頼に適した問い合わせフォームがなく、情報確認に時間を要していた。このことは、本学の研究成果が社会に十分に認知される機会を制限する一因となっていた。

これらの課題解決のため、①一般にもわかりやすいキーワードや研究内容の説明掲載による検索性向上、②取材対応可能な教員のみ掲載、③取材依頼に特化した問い合わせフォームの設置、④顔写真の掲載による視認性向上といった特徴を持つサイトとした。

本取り組みは、メディアという社会との重要な接点を強化することで、大学の研究成果を広く社会に還元し、社会的課題に対する学術的知見の提供を促進するものである。これにより、大学の社会連携・社会貢献活動の一環として研究成果の発信力を高め、教育研究機関としての社会的責任を果たすことを目指している。

### <地域交流、国際交流事業への参加>

本学は社会連携・社会貢献の一環として、地域交流および国際交流事業への積極的な参加を推進している。特に、地域交流活動の中核を担う「名城大学ボランティア協議会」は、平成16年7月14日の設立以来、災害復興ボランティア部門、社会連携部門、環境ボランティア部門、地域安全パトロール部門、福祉ボランティア部門の5部門体制で、地域社会との持続的な関係構築に取り組んでいる。これら5部門は互いに連携しながら、地域の多様なニーズに応える活動を展開している。

地域との絆を深める活動として特筆すべきは、災害復興ボランティア部門による被災地支援である。能登半島地震や豪雨被災地での支援活動を通じて、地域の復興に貢献している。2024年度（令和6年）には能登半島復興支援、能登半島豪雨復興支援として大規模ボランティアを実施し、氷見市や輪島市の地域住民と協働しながら土砂撤去などに取り組んだ。地元自治体や校友会支部と連携することで、被災地が必要とする支援活動を効果的に実施することができている。

社会連携部門では、災害時だけでなく日常的な地域との関わりを大切にしている。宮城県気仙沼市大島地区と富山県南砺市との継続的な交流を通じて、地域活性化に寄与している。特に南砺市城端地区では、曳山祭りや虫干法会、ツールド南砺などの地域イベントの運営補助やMEIJO CUP（キッズランバイクの大会）の開催など、地域の文化・伝統継承を支援する取り組みを行っている。これらの活動は地域住民との対話を重視し、双方の学びの場となっている。

大学周辺地域との日常的な交流の基盤となっているのが、環境ボランティア部門による「クリーンアップ大作戦」である。この活動は大学周辺地域の環境美化活動として20年にわたり継続されており、地域住民や近隣企業とも連携しながら実施している。2024年度は14回開催で地域住民や教職員も含め合計376人が参加し、地域の環境保全意識の向上に貢献している。また、同部門が取り組むエコキャップ回収活動では、大学内で回収したペットボトルキャップを再資源化し、その収益で発展途上国の子どもたちへのポリオワクチン寄付を行っている。この取り組みは愛知大学との連携により年間33万個以上のキャップを回収し、ポリオワクチン約413本分の支援につながっており、身近な環境活動が国際的な医療支援に結びつく好例となっている。

安全・安心な地域づくりにおいては、地域安全パトロール部門が重要な役割を果たしている。地元警察署や自治会と連携した防犯・交通安全活動を展開しており、特に小学生を対象とした「ふれあいあいさつ運動」や「防犯教室」は地域から高い評価を得ている。また、地域住民と共同での「歳末防犯大パトロール」など、安全・安心なまちづくりの取り組みを通じて、大学と地域の良好な関係構築に寄与している。

地域の福祉向上においては、福祉ボランティア部門が中心となって活動している。地域の福祉施設との定期的な交流活動を行い、障がいを持つ方々との相互理解を深める機会を創出している。サポーター講習会や盲導犬慰霊祭への参加など、多様な福祉支援活動を通じて、障がいの有無にかかわらずすべての人が社会に参加できる環境づくりに貢献している。

これらの多様な活動は、単なる学生の社会貢献にとどまらず、地域社会との対話と協働を通じた学びの場として機能しており、地域と大学の互恵的な関係構築に寄与している。現在200名を超える学生が登録するこの組織を通じて、本学は地域の課題解決と持続的発展に積

極的に参画している。2024年度の活動回数は128件、参加者人数は2120名であり、地域交流活動の規模と質の両面において着実な成果を上げている。

本学の社会連携・貢献活動はさらに国際的な領域にも広がっている。国際交流の面では、国際化推進センターを中心に多様なプログラムを展開している。学内に設置された「グローバルプラザ」は国際交流の拠点として機能し、外国人留学生と日本人学生が日常的に交流する場となっている。また「スチューデントアシスタント(SA)」制度は、日本人学生が外国人留学生の学習・生活支援を行うものであり、学生の異文化理解能力の向上と教育的成長を実現している。海外ボランティアや海外インターンシッププログラムでは、フィリピンの現地教育機関での教育支援活動やホテル・空港でのインターンシップを実施し、専門知識を活かした国際貢献の機会を得ている。

今後も本学は地域社会および国際社会との連携をさらに深め、相互の持続的発展に貢献していく方針である。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。**

**また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

#### **<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>**

社会連携センターでは、連携事業や社会貢献活動全体に関して点検・評価を行っている。この点検・評価は、社会連携センター委員会が、「自己点検評価報告書（兼 事業報告書）」及び根拠資料を基に実施し、次年度の改善策を検討している。評価にあたっては、人材育成教育プログラム数、プログラム参加者数、社会連携成立事業数、包括連携協定数などの達成度指標を活用している。また、地域連携事業や公開講座の内容は、連携自治体との協議会で要望を照らし合わせながら検討され、適切な事業実施を目指している。

学術研究支援センターでは、研究成果の活用、知的財産の保護と活用、及び社会への還元等の産官学連携の活動に対して、「学術研究審議委員会」で自己点検・評価を行い、その結果を基に改善策の検討と実施に努めている。評価では、知的財産（職務発明届：承継）数、受託研究件数、共同研究件数、研究シーズ集掲載件数などの定量的指標を用いている。

これらの「自己点検評価報告書（兼 事業報告書）」は、本学の内部質保証に責任を負う組織である「大学評価委員会」で点検・評価され、各センターへのフィードバックが提供されることで、さらなる改善や向上につながられている。

#### **<点検・評価結果に基づく改善・向上>**

点検・評価の結果を踏まえ、両センターでは具体的な改善施策を実施している。

社会連携センターでは、起業促進拠点「M-STUDIO」の利用者拡大のため、初心者向けものづくりセミナーや機器利用セミナーを新設した。公開講座の広報戦略も強化し、FacebookやInstagramといったSNSの広告掲載を充実させるとともに、新聞折込の回数を2回（9月初旬、10月末）に増やすことで11月・12月開催講座の広報を強化した。また、地下鉄やJRの車両内への広告掲示も新たに実施した。社会人の学び直し支援としては、30

～40 代の実務家をターゲットとし、土曜日開催やオンライン参加を可能にするハイブリッド形式を導入して利便性向上を図った。

学術研究支援センターでは、企業との共同研究促進に向けた展示会出展(大学見本市 2024、メッセナゴヤ 2024) や学外における各種イベント等での産官学連携の取り組み紹介を行った。また本学主催のリサーチフェア 2024 のオンライン開催を通じた研究シーズの発信強化、特許管理体制の整備などに取り組んだ。また、URA の育成を通じた研究支援体制強化を進め、科研費申請サポートや企業とのマッチング支援を充実させた。

次年度に向けては、社会連携センターでは学内認知度向上、ゼミ・研究室との連携強化、社会連携事業の選択と集中、共創スペースの機能強化を課題として設定している。学術研究支援センターでは、研究ガイドブックの改訂、URA の計画的育成、科研費申請サポート強化、企業との共同研究促進、研究シーズ発信強化、特許維持の適否判断手順の整備などを計画している。

## (2) 長所・特色

本学の社会連携・社会貢献活動における長所・特色は、体系的な組織体制と多様な連携プログラムの実施にある。特に社会連携センターを中心とした取り組みでは、「MS-26 戦略プラン」の実現に向けて、中京圏初のオープンスペース「shake」を開設し、産学官の交流拠点として機能させている点が特筆される。このスペースには 187 件のパートナーシップ団体が登録され、年間 400 件以上の利用実績を持ち、多様な社会連携事業を創出している。

また、3D プリンター等の最新設備を備えた起業活動拠点「M-STUDIO」の設置は、学生に分野横断的な交流の場を提供するとともに、アントレプレナーシップ教育を推進する環境を整備している。「MEIJO STARTUP CLUB」や「EXPLORER」といったプログラムを通じて、学生の起業家精神を育む取り組みが充実しており、プログラム数も 2023 年度の 17 件から 2024 年度は 22 件と増加している点も長所である。

さらに、社会連携フォーラム (PLATFORM) やアイデア研究室「PLAT ラボ」の実施により、業界や業種を超えた社会課題に関する対話の場を創出し、新たな連携事業の仕組み化に成功している。

地域ボランティア活動においても、名城大学ボランティア協議会を中心に 5 部門体制で組織的な活動を展開し、特に能登半島地震の被災地支援や南砺市との継続的な地域交流など、地域社会との持続的な関係構築に取り組んでいる点は本学の社会連携活動の大きな特色といえる。

## (3) 問題点

特になし

## (4) 全体のまとめ

本学は、「名城大学産学官連携ポリシー」に基づき、体系的な社会連携・社会貢献活動を展開している。社会連携センターと学術研究支援センターを中心に、多様な学外組織との連携体制を構築し、教育研究成果の社会還元を積極的に推進している。

具体的な取り組みとして、生涯学習の機会提供 (公開講座や出前講義)、産学官連携によ

る研究活動の展開、地域ボランティア活動の組織的实施、起業家育成支援、社会連携ゾーン「shake」を活用した共創事業の創出など、多岐にわたる活動を実施している。特に「shake」は中京圏初のオープンイノベーション拠点として187件のパートナーシップ団体と連携し、年間400件以上の利用実績を誇っている。

また、自治体や企業との協定締結（計54協定）を通じた継続的な連携基盤の構築、「名城コメンテーターズガイド」の開設による研究成果の効果的な社会発信など、社会連携・社会貢献の質的向上にも取り組んでいる。これらの活動は、社会連携センター委員会と学術研究支援センターによる定期的な点検・評価を通じて継続的に改善・向上が図られており、本学の社会連携・社会貢献活動は大学基準に照らして良好な成果を上げていると判断できる。

## 第10章 大学運営・財務／第1節 大学運営

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示>、<学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知>

本学は「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の本質のもと、全ての大学構成員と「生涯学びを楽しむ」という価値観を共有している。この理念を基盤として、2026年に目指す将来ビジョンとして「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を掲げている。このビジョンの実現に向けて、本学は3つのミッションを定めている。教育面では「主体的に学び続ける『実行力ある教養人』を育てる」、研究面では『学問の探究と理論の応用』を通して、成果を教育と社会に還元する」、そして社会貢献面では「社会との『人的交流』を通して、地域の活性化に貢献する」というミッションを設定し、具体的な活動の指針としている。

このビジョンとミッションを着実に実現するため、本学では「MS-26 戦略プラン」を策定した。このプランでは、5つの戦略ドメイン（「人材の確保と育成」「教育の充実」「研究の充実」「社会貢献」「組織・経営改革」）を設定し、各領域における基本目標、行動目標、具体的な戦略計画、成果指標を明確に定めている。さらに、「MS-26 戦略プラン」の実効性を高めるため、2026年までに達成すべき数値目標を明示した中期事業計画を策定し、2021年度から運用を開始している。これらの大学運営に関する方針については、各教授会や事務組織の指揮系統を通じて学内構成員への周知を図っている。また、大学ウェブサイトに掲載し、方針の共有と浸透に努めている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

### <学長の選任方法と権限の明示>

学長の選任については、「学長選考規程」及び「同施行細則」に基づき実施している。選任プロセスは、理事、教職員、有識者から構成される「学長候補者選考委員会」が中心的な役割を担う。同委員会はまず大学として求める学長像を全学に提示する。その後、本学専任教職員による「学長意向投票」を実施する。投票により選出された1名の学長候補者について、学長候補者選考委員会が面接等を実施し、候補者の業績や経験等を踏まえ、本学の基本戦略を推進する資質があるかを審議する。最終的に選定された候補者は、理事会の議決を経て正式に選任される。

学長の権限については、学校法人名城大学寄附行為第8条第2項において「名城大学学長は、名城大学及びこの法人の設置する学校の教育に関する事項を統括する」と定めている。また、同寄附行為第9条及び第22条により、学長は理事及び評議員の地位を兼ねることが規定されている。学長の任期は4年であり、再任された場合は2年である。

### <役職者の選任方法と権限の明示>

#### 【副学長】

副学長は、名城大学学則第9条第2項に基づき設置され、「副学長要項」に定められた手続きにより選任される。選任については、学長が指名し、大学協議会への報告後、所定の手続きを経ることとしている。任期は学長の任期内とされ、その期間は学長が定める。副学長の権限については、同要項において「大学運営の円滑化を図るため、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定められており、具体的な担当事項は学長が別に定めることとしている。また、「学校法人名城大学寄附行為」により、副学長の中から2名が学校法人名城大学の理事に就任することが規定されている。

#### 【学部長・研究科長】

学部長及び研究科長は、各学部・研究科における選考規程等に基づき選任され、任期は2年である。学部長及び研究科長の主要な役割は、それぞれの学部・研究科の運営である。「事務組織規程」により、両者は学長の命を受けて、それぞれの学部・研究科の業務を掌理し、所属職員を統轄することが定められている。また、評議員会、大学運営会議、大学協議会、学部長会、「大学評価委員会」等の委員を務め、大学全体の運営における重要な職責を担っている。

### <学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

本法人においては、理事会を最高意思決定機関と位置づけている。意思決定プロセスは、学部教授会、研究科委員会、各センター委員会、大学協議会、常勤理事会、評議員会、理事会を通じて進められている。これら会議の運営に関するルールは、各規程や要項等で定められており、その基準に沿って審議が行われている。

教学に関する意思決定は、学部教授会、研究科委員会、各センター委員会等を通じて行われ、最終的に、教学の最終審議機関である大学協議会での協議を経て、学長が決定する。また、学長の意思決定を支援するために、学長、副学長、学部長等、事務局長から成る学部長会が定期的開催され、教育及び研究に関する重要事項について事前に協議される。さらに、

学長の主体的かつ円滑な運営を支援するために設けられた学長スタッフ会議は、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成されており、毎週定期的に開催されている。これらの会議体により、学長の主体的かつ円滑な大学運営を支援している。

#### <教授会の役割の明確化>

##### <学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化>

教授会は、学校教育法第93条に基づき、学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関として位置づけられている。「名城大学学則」では、教授会の審議事項として、教育課程及び成績評価に関する事項、学生の資格認定及びその身分に関する事項、教授、准教授、助教、講師、助手等の専任教育職員の教育研究業績の審査及び専任教育職員の進退に関する事項、教育研究に係る学則の変更に関する事項、その他教育研究に関する重要な事項を規定している。また同学則において、学長が、学生の入学及び卒業に関する事項、学位の授与に関する事項、その他教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について決定を行うにあたり意見を述べると定めており、学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。

##### <教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化>

法人全体の管理運営は、私立学校法に基づき、「学校法人名城大学寄附行為」の定めに従い行われている。理事会は、寄附行為の変更、この法人の組織並びに運営に関する諸規定の制定及び改廃、事業に関する中期的な計画、予算、決算等について審議決定を行う。理事会の下に設置された常勤理事会は、理事長、学長及び常勤の理事で構成され、この法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定する。

一方、教学の管理運営は、教育基本法及び学校教育法並びに関連法令に基づき、「名城大学学則」及び「名城大学大学院学則」の定めに従い行われている。大学協議会の審議・報告内容は常勤理事会に報告される。

また、法人と教学が統一した意思を形成するため、設置学校の将来計画など重要な運営事項に関する情報共有を目的とした大学運営会議を設置している。同会議は、理事長を議長とし、理事（常勤）、学長、副学長、学部長、研究科長、センター長、事務部長等で構成されている。

##### <学生、教職員からの意見への対応>

学長は、大学運営に学生や教職員の意見を幅広く反映させるため、定期的にオフィスアワーを実施している。学生からの意見に関して、授業については「授業改善アンケート」により集約し、その結果を各教員にフィードバックして授業改善に活用している。授業以外については学生アンケート、卒業時アンケート等を通じて集約し、関係委員会で検討の上、改善を図っている。また、理工学部等一部の学部では学生自治会との定期的な協議の場を設け、学生からの要望に組織的に検討している。教職員からの意見については、本学の意思決定プロセスに組み込まれている各種会議体において集約し、適宜対応している。

### <適切な危機管理対策の実施>

本学は、理事長を危機管理統括責任者、学長を副統括責任者とし、以下のとおり危機管理対策を実施している。危機管理全般について、危機管理規程に基づき、危機事象の影響度に応じて3段階の危機レベルを設定し対応している。レベル1（影響が比較的小さく特定の部局にとどまる事象）では関係する対応部局が対応し、レベル2（影響が比較的大きく複数部局にわたる事象）及びレベル3（影響が非常に大きく全学にわたる事象）の場合には危機対策本部を設置して対応している。なお、愛知県において震度5弱以上の大地震が発生した場合は、緊急地震速報を踏まえ教職員・学生それぞれが「命を守る行動」（初動3箇条：まず低く・頭を守り・動かない）を実施することを徹底し、危機対策本部を自動設置する体制を整えている。危機対策本部は、本部長（危機管理統括責任者）の指揮のもと、情報収集・分析、必要な対策の決定・実施、関係者への情報提供等を行い、迅速な危機対応を実施している。

防火・防災対策については、防火・防災管理規程に基づき、理事長を管理権原者、学長を副管理権原者として、各キャンパスに防火管理者及び防災管理者を配置している。また、防火・防災委員会を設置し、消防計画及びその実施方法、防火・防災に関する諸規定の作成、消防用設備の改善強化等について審議している。さらに、本学では『名城大学防災マニュアル【教職員版】』を整備し、これに基づき、各キャンパスに自衛消防組織を設置している。この組織では、危機対策本部（自衛消防本部）、庶務班、消火・工作班、避難誘導・警備班、救護班が相互に連携して対応する体制を構築している。また、「大地震対応マップ」を作成し、避難場所や初動対応（身を守る行動）等を明示している。

これらの体制のもと、実効性を高めるため、2024年7月から8月にかけて教職員（業務職含む）を対象とした防災研修（無線機の使用方法、消火・避難誘導時のリーダーシップ、救護階段搬送等）を実施し、その成果を活かして同年10月には3キャンパス同時の全学避難訓練を実施している。避難訓練には各キャンパス滞在中の教職員、防災センター職員、学生等が参加し、緊急地震速報への対応、避難誘導、安否確認システムの運用等の実践的な訓練を行っている。

個人情報保護については、個人情報の適正な取扱いに関する規程に基づき、理事から選任された統括責任者のもと、法人・大学・高校の各部門に管理責任者を置き、さらに各部局に部局統括責任者を配置して個人情報の適切な管理を実施している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

#### <内部統制>

##### ① 予算編成方針審議決定

総合企画部及び財務部が「予算編成方針案」を作成し、常勤理事会で審議した上で、理事長が決定する。この方針は、経理規程第52条に規定される基本理念に基づいている。同条では「予算は、教育研究活動の明確な計画に基づき、かつ、財産上の諸要件と調和を図ったうえで編成し、実績との対比検討を通じて経営の円滑な運営に資することを目的とする」と定められている。策定された予算編成方針は、大学協議会等で説明され、全学的な理解活動を推進する。

##### ② 予算要求書作成依頼

財務部が各予算部門の責任者に対し、予算編成方針に基づいた予算要求書の提出を依頼する。

##### ③ 予算要求書作成

各予算部門の責任者が予算要求書を作成し、財務部宛に提出する。

##### ④ 予算折衝

財務部が各予算部門の責任者と前年度計画の実施状況及び予算要求書についてヒアリングと折衝を行う。この段階で、事業計画と予算の整合性を精査し、効果的な資源配分の検討を行う。

##### ⑤ 予算案審議

財務部が予算案を作成し、常勤理事会で審議した上で理事長の承認を得る。

##### ⑥ 予算査定案通知

財務部が各部門の予算責任者に対し、予算査定額（内示）を通知する。

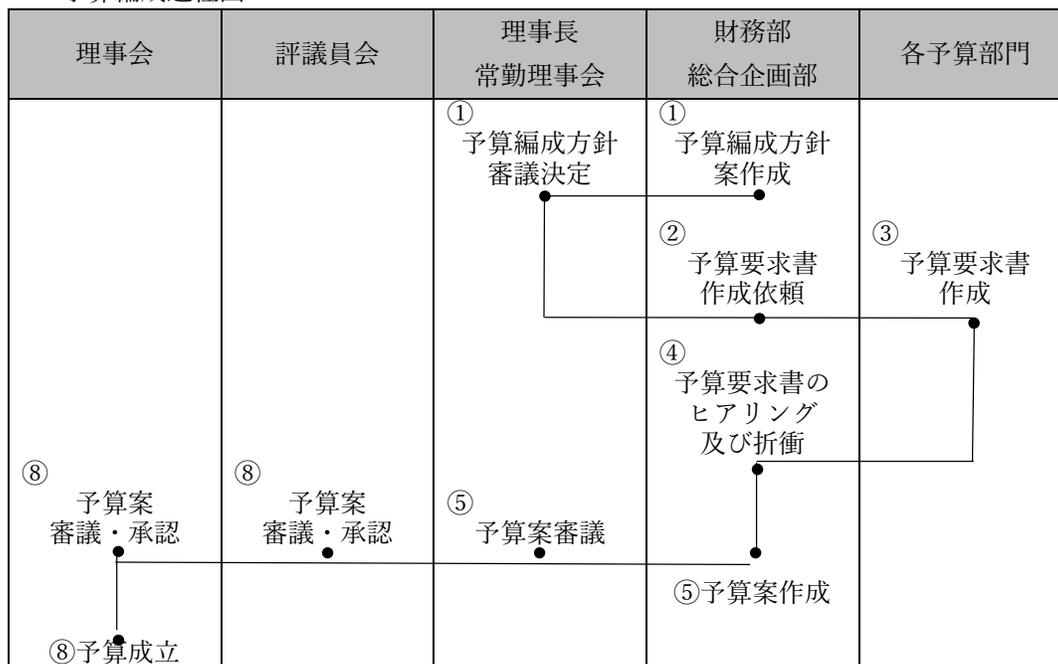
##### ⑦ 予算査定案調整

各予算部門の責任者が予算査定額（内示）を確認し、必要に応じて財務部と計画変更等を調整する。

##### ⑧ 予算審議・成立

財務部が評議員会・理事会で予算案を説明し、審議後の承認を得て予算が成立する。

< 予算編成過程図 >



予算が成立し、配布された後は、「経理規程」第 57 条に基づき、各予算部門の責任者が予算執行の承認と決裁を行っている。この責任体制のもとで、経理規程第 61 条に従い、各部門責任者は予算執行計画を立て、計画的かつ透明性のある執行を進めている。決裁時には、事業計画に基づく予算執行の確認と配布された予算内での実施がチェック項目となっており、これらが順守されている。

日常の予算管理は、会計システムを通じて行われており、経理規程第 56 条に基づく「予算の執行が事業計画の目標達成に寄与していることを確認できる目的別分類による会計」を実施している。このシステムにより、事務職員がリアルタイムで予算残高や執行実績を確認することが可能となっている。

このような予算編成・執行プロセスの透明性を担保するため、経理規程第 76 条に基づき「資産の保全と経営の改善に資すること」を目的とした多層的な監査体制を構築している。これには、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人名城大学寄附行為第 21 条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく有限責任監査法人による会計監査、そして学内規程に沿った内部監査が含まれる。

監事の体制は、2020 年度から非常勤監事を加え 4 名体制としている。全監事は「理事会」及び「評議員会」に、常勤監事のうち 1 名は「常勤理事会」に出席し、意見を述べるができる。監事は必要に応じて、業務執行の決裁文書、収入支出の伝票、証憑書類の閲覧、担当者へのヒアリングを通じて、業務及び財務の監査を期中に実施している。

有限責任監査法人による年度監査の実施後には「監査会」が開催され、有限責任監査法人、監査室、理事長、常勤理事が出席する。この場で事業報告及び決算報告の後、監事から監査

報告書が提示される。加えて、理事長に対しては通常業務を中心に具体的な指摘と検討事項を含む監事報告が行われている。また、1998年に設置された「監査室」には、専任事務職員を配置し、学校法人の業務と財産の状況の透明性を高め、法令順守を徹底するための指導を行っている。

#### <予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定>

本法人では、学校法人会計基準に基づく形態別（勘定科目別）管理に加え、独自の管理会計制度を導入し、学内予算を効果的に運営している。この管理会計制度では、本法人の全体目標達成を支援するため、「目的別会計」の枠組みを採用しており、各事業目的に応じて予算を適切に配布している。

予算執行に際しては、事業計画を効果的かつ効率的に実施できるように、各予算部門には同一予算目的内で予算を柔軟に執行する裁量が与えられている。これにより、各部門は自身の計画に応じて、予算を柔軟に運用することが可能となっている。

**点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

#### 評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

#### <職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

大学運営に関わる組織は適切に構成されている。事務職員の採用に際しては、広く公募を行い、応募者の人物像、業務上必要な知識、技能等を評価するために、書類審査、面接試験等が実施される。採用の最終決定は「常勤理事会」による審議と承認後に行われ、その結果、内定と採用を行っている。

職員の昇格基準は主に人事考課の結果に基づいており、「事務職員等人事考課実施要項」に従って運用されている。人事考課は「業務考課」「職務遂行能力考課」及び「総合考課」の3つの側面から実施されている。「業務考課」では業務推進行動、業務の質、業務の量、業務改善の観点から評価を行い、「職務遂行能力考課」では知識・技能、理解力・判断力、企画力・創意工夫力、表現力・折衝力、指導育成・管理統率力の5つの能力要素について資格ごとに定められた基準に基づいて評価している。「総合考課」は、「業務考課」及び「職務遂行能力考課」の評価を含め、総合的に考課する。これら詳細な考課基準によって、客観的かつ公平な人事評価が実施されている。資格は処遇上の区分であり、役割や求められる職務能力を基準にしている。昇格は年1回を原則とし、「常勤理事会」の審議を経て理事長が決定している。

### <業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備>

現在の事務組織は、「事務組織規程」に基づいて設置されており、適切な事務職員の配置により、業務は効果的に遂行されている。業務内容の多様化に伴い、事務職員の連絡調整会議として「事務部長会議」を、連絡会議として「全学管理職者会議」を定期的に開催している。さらに、教学に関する重要事項の最終審議機関である大学協議会では、学長、副学長、学部長等に加え、各事務部長も陪席し、教学の重要事項について情報共有を図っている。

また、業務の多様化と高度化に対応するため、事務組織規程第15条に基づき専門職として、専門的知識や経験を持つ外部人材を契約事務職員として採用している。例えば、産官学連携を推進するURA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）、国際化推進のための人材、コンプライアンス順守を促進する法務人材、安全衛生の維持及び薬品の適切な管理を担う人材、社会連携を推進するための人材を採用している。

### <教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）>

常勤理事会、大学運営会議、大学協議会、学長スタッフ会議等、重要事項を審議する会議には、事務局長や事務部長等の事務職員が出席または陪席している。これにより、政策立案や意思決定の段階から教職員間の協働を促進し、大学運営の効率化に寄与している。また、教職員間の協働を促進するため、各学部の教授会やセンターの委員会にも事務職員が陪席している。各センターにおいても、センター長と事務職員が連携して業務を遂行している。さらに、大学運営会議の一環として「学内サミット」を毎年開催し、教職協働を実践している。このサミットでは、理事長、学長、副学長、理事（常勤）、学部長、研究科長、センター長等と、各部署の事務部長が一堂に会し、日常業務から離れた環境で共通の改革課題を共有している。役員と事務部長以上の職員が一体となって解決策を議論し、教育に関する時宜を得たテーマについて学内外の有識者からの講演を通じて知見を深めている。さらに、グループワークを通じた集中的な議論により、具体的な事業計画立案へと結びつけている。このような場を通じて、組織の垣根を越えた連携が促進され、大学全体の改革推進に貢献している。

年度	学内サミットのテーマ
2024	急速な少子化が進行する中での高等教育の将来像について
2023	国際化の推進
2022	高等教育政策の最近の動向

### <人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

人事考課対象となる全事務職員に、「改革推進のための名城トータル・マネジメント・システム」マニュアルを配布し、評価の対象、内容及び基準を共有している。

人事考課では、①業務考課（期待目標に対してどの程度達成したか、担当した職務をどの程度推進し、貢献したかを考課する）と、②職務遂行能力考課（各資格に求められる職務遂行能力要件のレベルを基準として、発揮能力の現在の高さを考課する）を行い、①と②の結果をもとに、③総合考課が行われる。人事考課の結果は、管理職者の期末手当に反映されるほか、資格に応じた等級と号俸によって構成される俸給表と連動し、上位等級への移行は人

事考課の結果に基づいて行われる。また、個人差を修正するために、同一の被考課者に対し二次・三次考課者が調整を行い、事務部長を構成員とした「調整会議」では、部署間の調整も実施されている。

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

**評価の視点1：大学運営に必要なSDの組織的な実施**

**<大学運営に必要なSDの組織的な実施>**

事務職員の人材育成を目的とした人事制度は、目標管理制度、人事考課制度、自己申告制度を中心とし、これら3つの制度が面談を通じて有機的に連携することで、効果的なトータル人事制度として構築されている。目標管理制度では、目標に挑戦する過程で、一人ひとりの能力と可能性を引き出し、人事考課制度では、業務遂行と目標への挑戦過程を評価し、弱みと強みに対するフィードバックを通じて人材育成を図っている。自己申告制度は、自律的な人材育成を目指しており、長期的視野に立ったキャリアプランの策定と、それを実現するためのスキル及び能力の向上に重点を置き、自己啓発意欲の醸成に焦点を当てるものである。また、事務組織における専門性の向上を図るため研修に力を入れ、2024年度には①階層別研修、②特定のテーマについて実施する研修（業務カイゼン研修、財務研修、法務コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、ラインケア研修等）、③指名又は公募による各種セミナー、研修会又は研究会等に派遣して実施する研修、④研修費補助による自己啓発研修を体系的に構築している。

教員のSDについては、大学協議会や学部長会を通じて、本法人の財務状況や高等教育の政策動向に関する情報を提供している。さらに、各学部・研究科・センターに「FD・SDを推進する組織」を設置し、全教員が参加しやすいように教授会の前後で適切なテーマを設定して取り組んでいる。加えて2024年度には全教員を対象としたキャンパスハラスメント防止研修を必須として実施し、教員のSDへの関与と参加を促進している。これらの他、大学教育開発センターが主催する全学FD・SD学習会では、「高等教育における合理的配慮」等のテーマを扱い、SDの要素を組み込んだ内容を提供している。2024年度私立大学等経常費補助金「教育の質に係る客観的指標調査票」では、教職員全体のSDの参加率は90.4%（基準時点：令和5年10月1日～令和6年10月1日）となっている。

**点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価**

**評価の視点2：監査プロセスの適切性**

**評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上**

**<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>**

大学運営における業務の適切性を評価するため、各部署は「MS-26 戦略プラン」に基づいて作成した「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」に事業の進捗状況や達成度、次

年度の課題を具体的に記述している。これらの報告書は、本学の内部質保証の責任を負う組織である「大学評価委員会」によって体系的に点検・評価され、改善・向上に繋げられている。さらに、「MS-26 戦略プラン」の推進を踏まえ、学長が就任時に策定する「学長方針」についても、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成される「学長スタッフ会議」において半期ごとに進捗を点検・評価し、重要な課題は速やかに各部署と共有することで、その実施を効果的に促進している。

#### <監査プロセスの適切性>

監査については、本学は学内規程（監事監査規程、内部監査規程等）に基づいて、内部監査、監事による監査、有限責任監査法人による会計監査を体系的に実施している。

内部監査規程では、監査の対象を明確に区分し、実効性ある監査体制を構築している。具体的には、「業務監査」においては寄附行為及び諸規定に定められた業務が適正かつ効率的に運営されているかを検証し、「会計監査」では予算の執行手続、会計処理、財産管理が適正かつ効率的に運営されているかを確認している。また、監査の種類としては、監査計画に基づいて定期的実施する「定期監査」と、理事長の指示に基づいて臨時に実施する「臨時監査」を設け、状況に応じた機動的な監査を可能にしている。

内部監査は監査室が実施し、監査室長は理事長の命により統括して監査を実施する。毎事業年度の初めに監査計画を作成し、理事長の承認を受けることで計画的な監査体制を確立している。

監事の体制は、常勤1名と非常勤2名の計3名で構成されている。全監事は理事会や評議員会に出席し、監督機能を果たしている。特に常勤監事1名は意思決定過程の透明性を確保するため、常勤理事会にも出席している。監事は重要な業務執行の決裁文書、収入支出の伝票及び証憑書類の閲覧、必要に応じて業務執行理事へのヒアリングを通じて、期中の業務監査及び財務監査を行っている。監事監査も定期監査と臨時監査に区分し、定期監査は業務監査を年1回、会計監査を月次及び事業年度決算時に実施することを明確に定めている。

本学では三様監査体制を整備しており、監査室長が監事及び公認会計士と密接に連携し、効果的な監査を実施するよう努めることが内部監査規程で定められている。有限責任監査法人による年度監査が行われた後には、監事によって監査会が開催され、有限責任監査法人、監査室、法人の役員が出席し、事業報告及び決算報告を行い、監事から監査報告書が提示される。この報告書は、理事会や評議員会に提出され、組織全体へのフィードバックが行われる。また、監事は監査報告書とは別に、業務内容を中心とした具体的な指摘や検討事項を含む報告を理事長に対して行い、経営改善に貢献している。

監査後の措置についても学内規程で明確に定められており、監査報告書に是正または改善を要する事項がある場合には、理事長が速やかに是正または改善の措置を講じることが義務付けられている。また、指示を受けた監査対象部門の責任者は、遅滞なく業務の是正または改善を行い、その結果を理事長に報告することが求められ、監査結果が確実に改善につながる仕組みが整備されている。

これらの取組により、組織の透明性と効率性を継続的に向上させ、経営の質向上を実現している。このように、本学の監査システムは適切なガバナンスの維持と組織の説明責任強化に重要な役割を果たし、大学運営の健全性確保に貢献している。

### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、点検・評価及び監査の結果を受け、体系的かつ継続的な改善活動を実施している。毎年度末に「自己点検・評価報告書（兼 事業報告書）」を作成し、その中で次年度に向けた課題及び改善事項を数値目標を含めて明確にすることにより、次年度以降の事業計画に直接反映させる PDCA サイクルを確立している。

こうした継続的な点検・評価の結果、2020 年度には目標や計画をより実効性のあるものとするために、「MS-26 戦略プラン」を補完する中期事業計画を策定した。この計画では、年度ごとの具体的なアクションプランの策定と並行して、「就職満足度」「学生の成長実感」「科研費申請率」などの客観的な KPI 指標に基づく、2026 年度までの段階的な目標値を設定している。中期事業計画と学長方針に対する進捗度も定期的に定量的・定性的評価を行い、成果と課題を可視化することで、エビデンスに基づいた戦略的な大学運営の改善に活用している。

また、財務面についても定期的な点検・評価を実施し、2025 年度から 2035 年度までの長期財政見通しを策定することで、持続可能な財政基盤の確立を図っている。この財政見通しに基づき、キャンパス再開事業の投資計画を精緻化するとともに、事業活動収支の健全性を維持するための複数年度にわたる施策を講じている。継続的な財務モニタリングと必要な改善策の実行により、財政基盤の強化に取り組んでいる。

さらに、研究費の適正使用に関しても監査室による内部監査を実施し、文部科学省のガイドラインに沿った改善を行っている。監査結果に基づき、問題点の構造的な洗い出しと対応策の策定を行い、研究費執行における適正性と効率性の向上を図っている。指摘事項については、関係部署と連携して具体的な改善策を策定し、組織的な対応を行うことで再発防止に努めている。

このように、本学では自己点検・評価と監査の結果を組織的・多角的に分析し、中期事業計画の策定や財政計画の精緻化、業務運営の改善など、具体的な改善・向上策を計画的に実行することで、大学運営の質的向上と社会的責任の遂行を実現している。

### (2) 長所・特色

本学の大学運営における最大の長所は、明確なビジョンと計画に基づく体系的なマネジメント体制にある。「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神を基盤に、2026 年に向けた「MS-26 戦略プラン」を策定し、5 つの戦略ドメイン（「人材の確保と育成」「教育の充実」「研究の充実」「社会貢献」「組織・経営改革」）に基づく具体的な数値目標を含む中期事業計画を運用している点は特色といえる。

ガバナンス体制においては、学長のリーダーシップを支える組織構造が効果的に整備されている。学部長会、学長スタッフ会議等の補佐体制が充実しており、トップダウンとボトムアップのバランスがとれた意思決定プロセスを実現している。また、教職協働の推進においては、「学内サミット」の開催など、教員と職員が共通の課題について議論する場を積極的に設け、組織の垣根を越えた改革推進に貢献している点も、本学の特色である。

財務・監査体制においては、三様監査（内部監査、監事監査、会計監査）の有機的連携に

よる重層的なチェック体制を構築し、透明性の高い大学運営を実現している。さらに、危機管理対策においては、3段階の危機レベルに応じた対応体制を整備し、特に防災面では定期的な訓練と実践的な研修を組み合わせた取り組みを実施している点が評価できる。

### (3) 問題点

大学運営に関する課題としては、教員を対象としたSDプログラムの参加率と実効性が挙げられる。現状では、教員を対象とした研修は希望者のみのものが多いため、必ずしも十分に実施されているとはいえない。大学運営における教員の管理運営能力の向上は重要な課題であり、より多くの教員が参加できるプログラム設計と参加促進策の検討が必要である。

また、学生や教職員からの意見聴取の仕組みについても改善の余地がある。現在は学長オフィスアワーや各種アンケート、一部学部での学生自治会との協議など複数のチャンネルが存在するが、それらの意見が大学運営の改善にどのように活かされているかの可視化が十分でない。意見聴取から改善実施までのPDCAサイクルをより明確化し、フィードバックの仕組みを強化することで、大学構成員全体の参画意識を高める取り組みが求められる。

### (4) 全体のまとめ

本学の大学運営は、明確な理念・目的と中長期計画に基づき、体系的かつ効果的に実施されている。「MS-26 戦略プラン」を中核とする計画体系は、具体的な数値目標と行動計画を伴い、定期的な点検・評価によって継続的改善が図られている。

ガバナンス体制においては、学長の選任方法と権限、各役職者の職責が明確に規定され、適切な意思決定プロセスが確立されている。特に、学長を支援する体制として、副学長制度や学長スタッフ会議などが効果的に機能しており、迅速かつ適切な大学運営を可能にしている。教授会の役割も明確化され、学長の意思決定との関係性が適切に整理されている。

予算編成・執行プロセスにおいては、経理規程に基づく透明性の高い管理体制が整備され、計画的な資源配分と効果的な執行が実現されている。独自の管理会計制度の導入により、目的別会計の観点から予算の有効活用が図られている。

事務組織については、業務の多様化・専門化に対応する体制が整備され、専門職の配置や教職協働の推進により、大学運営を適切に支援している。人事制度においても、目標管理・人事考課・自己申告の三位一体のシステムにより、職員の意欲と能力向上が図られている。

大学運営の適切性は、自己点検・評価と三様監査によって定期的に検証され、その結果に基づく改善・向上の取り組みが組織的に実施されている。

以上の点から、本学の大学運営は全体として適切かつ効果的に行われていると判断できる。今後も継続的な点検・評価と改善を通じて、さらなる質の向上を目指していくことが重要である。

## 第10章 大学運営・財務／第2節 財務

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### <大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

中期事業計画では、「安定的な財政基盤の維持・強化」を政策目標として掲げ、フローとストックの達成目標を設定している。フローの目標は、事業活動収入を255億円以上に維持し、事業活動収支差額比率を5.0%以上に保つことである。ストックの目標に関しては、運用資産余裕比率を1.2年以上、運用資産総額を330億円以上に維持することを目標にしている。これらの目標達成に向けて、2035年度までの詳細な財政見通しを作成している。この財政見通しでは、2025年度からの学費改定や入学者数の予測、人件費・教育管理経費の物価上昇を考慮した支出予測、及びキャンパス再開発事業による施設設備投資の影響を織り込んだ長期的な収支計画を策定している。財政見通しによれば、事業活動収支は安定的に推移する見込みであり、キャンパス再開発事業の投資による一時的な金融資産の減少後も、中長期的には回復・増加する計画となっている。

#### <当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

2024年度における本学の財務状況について、「今日の私学財政」（日本私立学校振興・事業団）の令和5年度全国平均と比較した結果、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関連比率の多くが全国平均と同等か良好な水準を示している。ただし、事業活動収支差額比率など一部の項目については全国平均を下回っている。本学では、事業活動収支差額比率5.0%以上を目標としているが、その達成が難しい状況にあるのは、電気・ガス料金の高騰やキャンパス再開発による経常経費の増加、教育研究活動への持続的な投資が主な要因である。

#### 財務比率表（5カ年推移）<事業活動収支計算書関係比率>

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R5 全国 平均値
学生生徒等納付金比率	75.21 %	74.64 %	74.50 %	75.09%	71.7%	72.9%
寄付金比率	1.82 %	1.67 %	1.83 %	3.41%	2.1%	2.2%
補助金比率	12.17 %	12.14 %	11.71 %	12.05%	11.6%	14.4%
基本金組入比率	16.40 %	20.04 %	0.00 %	3.30%	14.5%	9.7%
人件費比率	49.58 %	49.36 %	48.66 %	48.36%	47.0%	50.9%

人件費依存率	65.92 %	66.13 %	65.31 %	64.40%	65.5%	69.8%
教育研究経費比率	41.54 %	40.35 %	43.83 %	41.59%	40.4%	36.6%
管理経費比率	5.62 %	6.18 %	6.13 %	6.57%	6.9%	8.7%
借入金等利息比率	0.07 %	0.06 %	0.06 %	0.05%	0.1%	0.1%
経常収支差額比率	3.19 %	4.04 %	1.32 %	3.43%	5.8%	3.5%
事業活動収支差額比率	3.59 %	3.13 %	1.28 %	5.31%	5.8%	4.2%

財務比率表（5カ年推移）＜貸借対照表関連比率＞

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R5 全国 平均値
流動資産構成比率	11.80%	9.84%	10.90%	10.90%	10.7%	14.2%
固定資産構成比率	88.20%	90.16%	89.10%	89.10%	89.3%	85.8%
固定負債構成比率	7.51%	7.11%	6.85%	6.85%	6.1%	6.4%
流動負債構成比率	5.24%	4.90%	4.95%	4.95%	4.8%	5.3%
減価償却比率	49.56%	48.21%	50.35%	51.86%	53.6%	55.6%
基本金比率	96.71%	97.25%	97.35%	97.52%	97.9%	97.5%
繰越収支差額構成比率	△18.65%	△22.42%	△21.91%	△20.83%	△22.7%	△17.0%
固定比率	101.09%	102.47%	101.02%	100.12%	100.2%	97.3%
流動比率	225.20%	200.72%	220.26%	251.53%	224.4%	267.1%
総負債比率	12.75%	12.01%	11.80%	11.59%	10.9%	11.8%
負債比率	14.62%	13.65%	13.38%	13.11%	12.2%	13.3%

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）  
 評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
 評価の視点3：外部資金（文部科学省科研費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

＜大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）＞

予算編成方針の策定にあたっては、本学の理念・目的を実現するため、総合企画部と財務部が連携し、将来の財政見通しを踏まえた「予算編成方針」を策定している。特に2025年度予算編成においては、教育研究に係る主要課題として「学生に成長を実感させる主体的な学びの推進」「内部質保証に向けた取り組み」「研究レベルの一層の高度化」「大学院活性化」を重点項目として位置づけ、これらに対する財政的支援を強化している。

経常経費については、スクラップアンドビルドの考えのもと、前年度予算額以下に抑える方針を進めている。ただし、既存事業の見直しによって確保した財源を、教育研究に関する重点課題に対応する新規事業に充当することは認められている。設備投資については、「キャンパス再開発事業の実施」と「学部等からの要望工事や設備機器等のメンテナンス」を主要課題として計画的に実施し、学生の学修環境と研究施設の充実に重点を置いた予算配分を行っている。人件費は、教育研究の主要課題に対応できる人材の確保と適正配置を念頭に予算編成を行っている。

このように、本学の理念・目的に基づく将来計画や重点課題の実現に必要な財務基盤を確保するため、戦略的かつ効率的な予算配分を行っている。

### <教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

本学では、教育研究活動の質を維持・向上させながら財政の健全性を確保するため、以下のような体系的な取り組みを行っている。

第一に、教育研究計画と財務計画の連携体制を整備している。中期事業計画に基づく教育研究の目標を財政面から実現可能にするため、総合企画部と財務部が協働して財政計画を策定し、理事会・評議員会の承認を経て運用している。この連携により、教育研究活動の展開と財政基盤の強化を一体的に推進している。

第二に、重点的な予算配分の仕組みを確立している。予算編成において、教育研究に関する主要事項を優先的に取り扱っている。2026年度の開学100周年に向けて、中期事業計画で定められた教育研究のアクションプランに重点的に資源を配分することで、教育研究の質的向上を財政面から支援している。

第三に、予算見直しの仕組みを導入している。限られた財源の中で新たな教育研究活動への投資を可能にするため、各部門に既存支出の見直しを求める体制を整備している。予算申請時には前年度実績の分析に基づく効率化提案を義務付け、ゼロシーリングの原則に基づいた予算編成を実施している。

第四に、収入多様化の取り組みを進めている。進行中のキャンパス再開発事業を継続しながら持続可能な教育研究活動を維持するため、学生数の安定的確保を基盤としつつも、収入源の多角化に取り組んでいる。2021年度から2026年までの収支改善プランでは、施設の戦略的外部貸出などの収入増加策を展開している。また、学納金以外の収入源として、寄附金増加のための募金活動の強化、補助金獲得に向けた申請支援体制の整備、学術研究支援センターによる外部資金獲得支援などを組織的に実施している。

第五に、経費削減の取り組みを計画的に実行している。収入増加策と並行して、物品購買システムの導入による調達コスト削減、照明の全館LED化や空調熱源システム更新による光熱費削減など、具体的な支出削減策を推進している。これらの取り組みにより経常経費を抑制し、捻出された財源を教育研究活動の充実に振り向けている。

### <外部資金（文部科学省科学研究費補助金、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等>

本学では教育研究と社会貢献の高度化を目指し、外部資金の獲得に力を入れている。その一環として、文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」に毎年申請し、2024年度はタ

タイプ2「特色ある高度な研究の展開」とタイプ4「社会実装の推進」に採択されている。

また、科研費の申請支援を強化している。採択経験のある教員による申請書作成のポイント説明、科研費申請者への学内研究費（公募制）の優先的配分、新任教員及び若手教員向けの説明会、そして申請者が同意すれば採択された申請書を閲覧できる制度等を設けている。中期事業計画においては、2026年度までに科研費申請率70%、採択件数（新規＋継続）160件の達成を目標として設定している。

科研費以外で受け入れている研究関連の外部資金には、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費、学術コンサルティング等がある。年度により獲得額の増減はあるものの、毎年度一定の実績を挙げている。近年の学外資金獲得状況は以下のとおりである。

単位：千円

分類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科研費（※1）	143	274,560	156	351,100	161	352,765
厚生労働省科学研究費補助金	0	0	0	0	0	0
受託性大型プロジェクト（※2） （府省庁、NEDO、JST、二国間交流事業等）	36	350,404	32	273,396	35	275,213
受託研究（※3）	17	11,089	23	16,814	21	16,015
共同研究（※3）	101	99,783	107	138,033	110	140,038
学術コンサルティング	1	110	6	1,792	7	1,840
奨学寄附金	53	31,531	44	26,360	42	21,170
学外研究助成（財団等助成金） 〔奨学寄附扱〕	38	48,130	25	35,330	30	60,977
合計	389	815,607	393	842,825	406	868,018

\* 金額欄は補助金額（間接経費、管理費を含む）

※1 科研費には転出・転入等反映、研究成果公開促進費・特別研究員奨励費を含む（延長・繰越・調整金は含まない）。

※2 受託性大型プロジェクトは、額の確定検査中の事業が含まれるため、金額が変動する可能性がある。

※3 受託研究・共同研究・学術コンサルティングには前年度からの継続分を含む（LED共同研究センター分も含む）。

さらに、本学では2024年度に「産学連携に関する目標・計画」を新たに策定し、外部資金獲得のさらなる拡大を目指している。この計画では、本学の受託・共同研究を2028年度には200件（300百万円）へと増加させる具体的な数値目標を設定している。

金融資産の運用に関しては、2023年度より「資産運用規程」の一部を改正し、安全性を重視する基本方針は維持しつつ、一部リスクを取った投資信託運用を開始した。その結果、2023年度は約85,000千円の収入増となった。毎年度の資産運用計画については、2月あるいは3月の常勤理事会において運用実績（見込み）を確認し、翌年度の資産運用計画を決定した後に、理事会、評議員会に報告をしている。

## (2) 長所・特色

本学の財務運営における長所・特色として、収入源の多様化と外部資金獲得に向けた体系的な取り組みが挙げられる。特に科研費、受託性大型プロジェクト、共同研究、奨学寄附金等の外部資金獲得に積極的に取り組んでいる。さらに、2026年度までに科研費申請率70%、採択件数160件という具体的な目標を設定している点も特筆すべき点である。

また、文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」においてはタイプ2「特色ある高度な研究の展開」とタイプ4「社会実装の推進」に採択されるなど、教育研究の質的向上と財政基盤強化の両立を実現している点も長所といえる。

## (3) 問題点

特になし

## (4) 全体のまとめ

本学は「安定的な財政基盤の維持・強化」を政策目標に掲げ、事業活動収入255億円以上の維持、事業活動収支差額比率5.0%以上、運用資産余裕比率1.2年以上、運用資産総額330億円以上という具体的な数値目標を設定している。2035年度までの財政見通しを策定し、2025年度からの学費改定、入学者数の予測、人件費・教育管理経費の上昇、キャンパス再開事業の影響を織り込んだ計画的な財務運営を行っている。財務基盤強化のため、収入面では学生生徒等納付金の安定確保を基盤としつつ、科研費をはじめとする外部資金獲得の強化、寄附金増加のための活動の推進、施設の戦略的外部貸出など多様な収入源の確保に取り組んでいる。

支出面では、スクラップアンドビルドの原則に基づく予算編成、物品購買システムの導入による調達コスト削減、照明の全館LED化や空調熱源システム更新による光熱費削減など、効率的かつ効果的な支出管理を進めている。また、予算編成においては教育研究の重点課題に対して優先的に資源配分を行う仕組みを確立している。

これらの取り組みにより、キャンパス再開事業という大型投資を継続しながらも、教育研究活動の質を維持・向上させるための財政基盤を確保している。

**2024 年度**  
**自己点検・評価報告書**  
**名城大学**

〒468-8502 愛知県名古屋市天白区塩釜口1丁目501番地

Phone 052-832-1151 (代)

URL <https://www.meijo-u.ac.jp/>